

2. 事業実施区域及びその周囲の概況

2.1. 調査対象地域の設定

事業実施区域及びその周囲の概況に係る調査対象地域は、神戸市西区及び北区のうち主に図2.1-1に示す範囲を対象とし、既存資料を基に情報の収集・整理を行った。

なお、景観の状況については図2.1-2に示す範囲を、統計資料等の行政単位による情報については神戸市西区及び北区全域を対象とした。

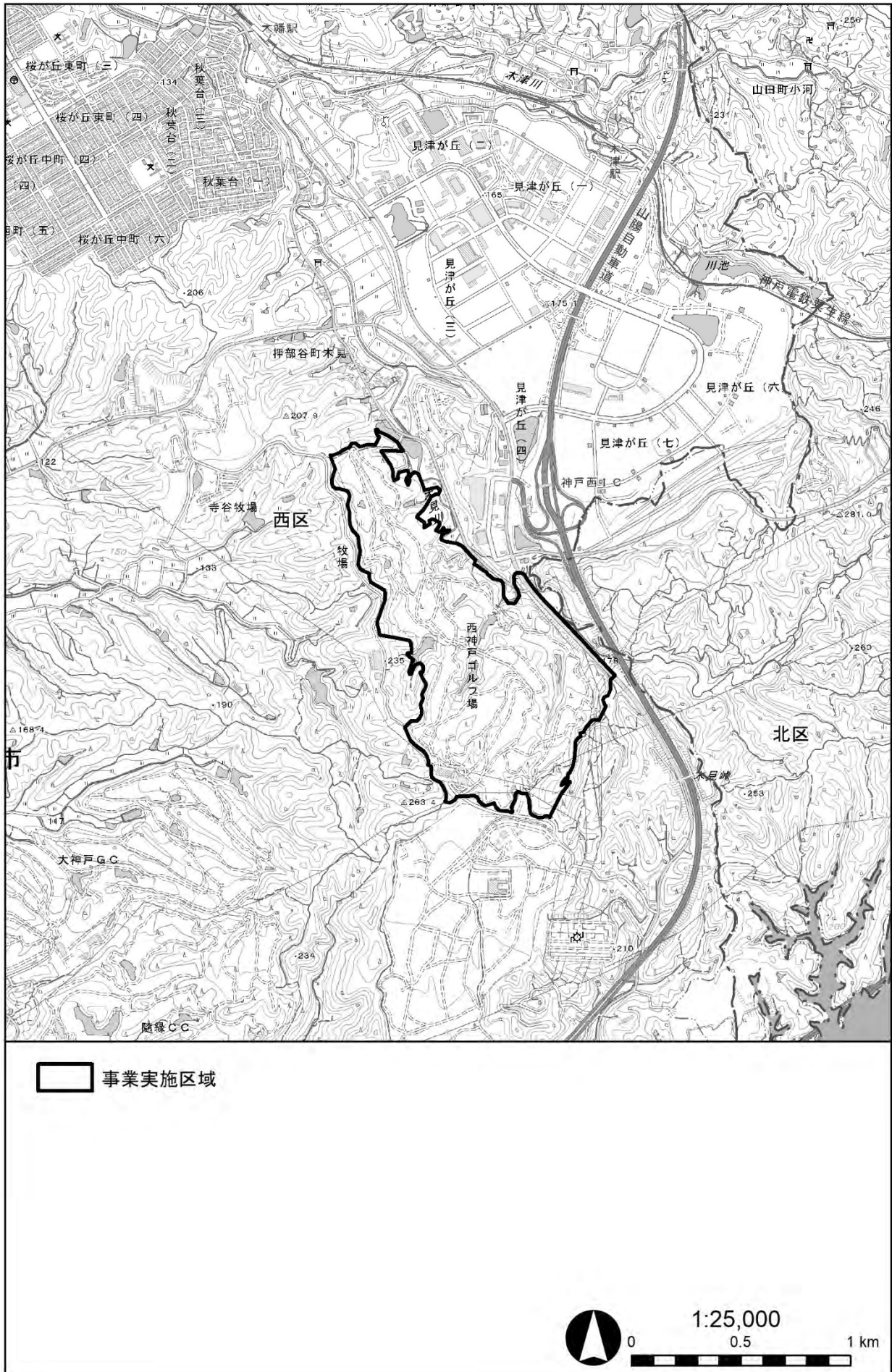
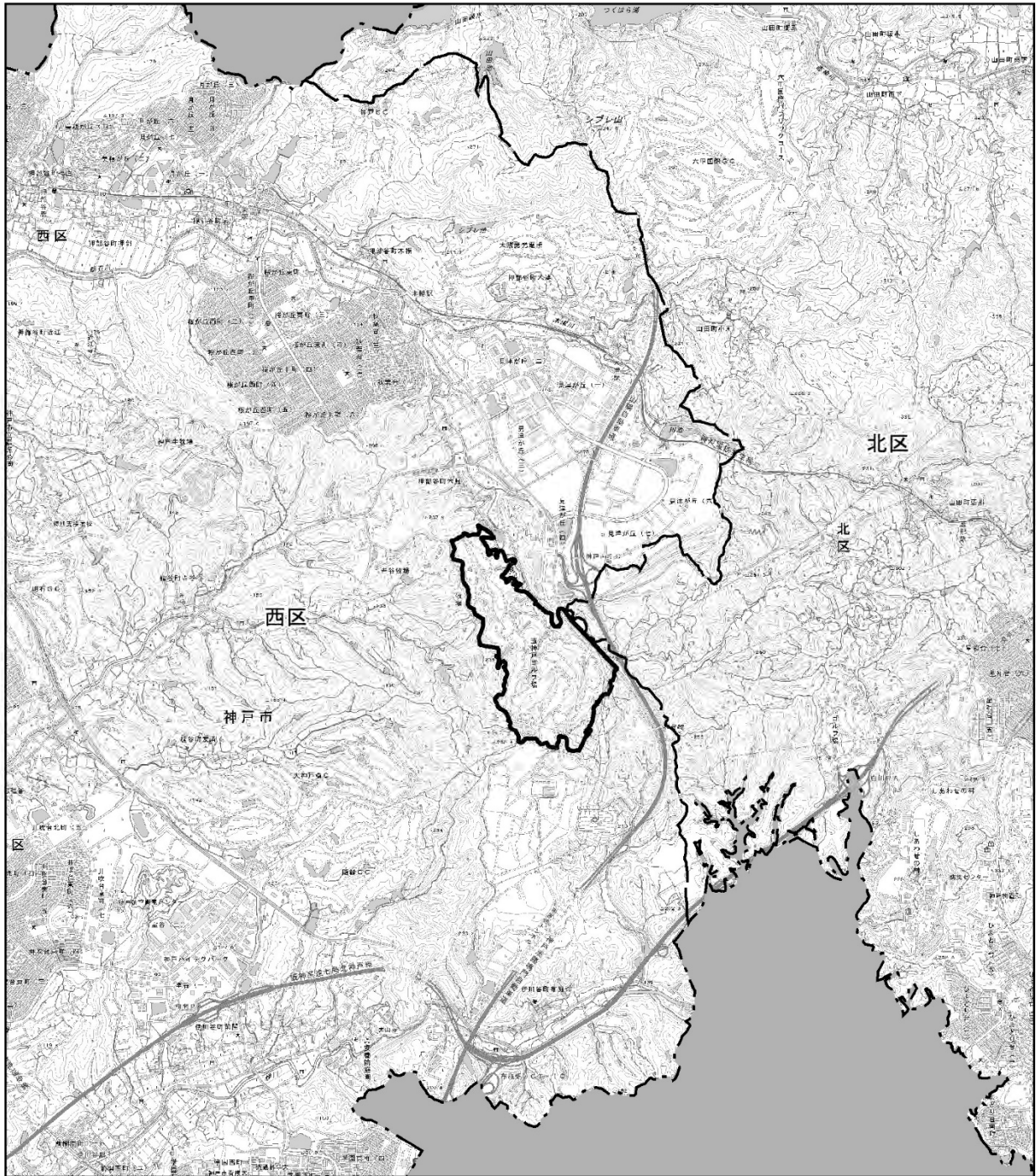


図2.1-1 調査対象地域の範囲



事業実施区域

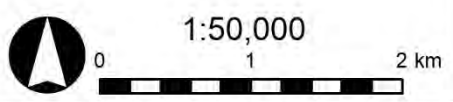


図2.1-2 調査対象地域の範囲（景観の状況）

2.2. 地域の自然的状況

2.2.1. 地象

(1) 地形

事業実施区域及びその周囲の地形分類図は、図2.2-1に示すとおりである。

事業実施区域の大部分が、丘陵地上の人工改変地となっている。

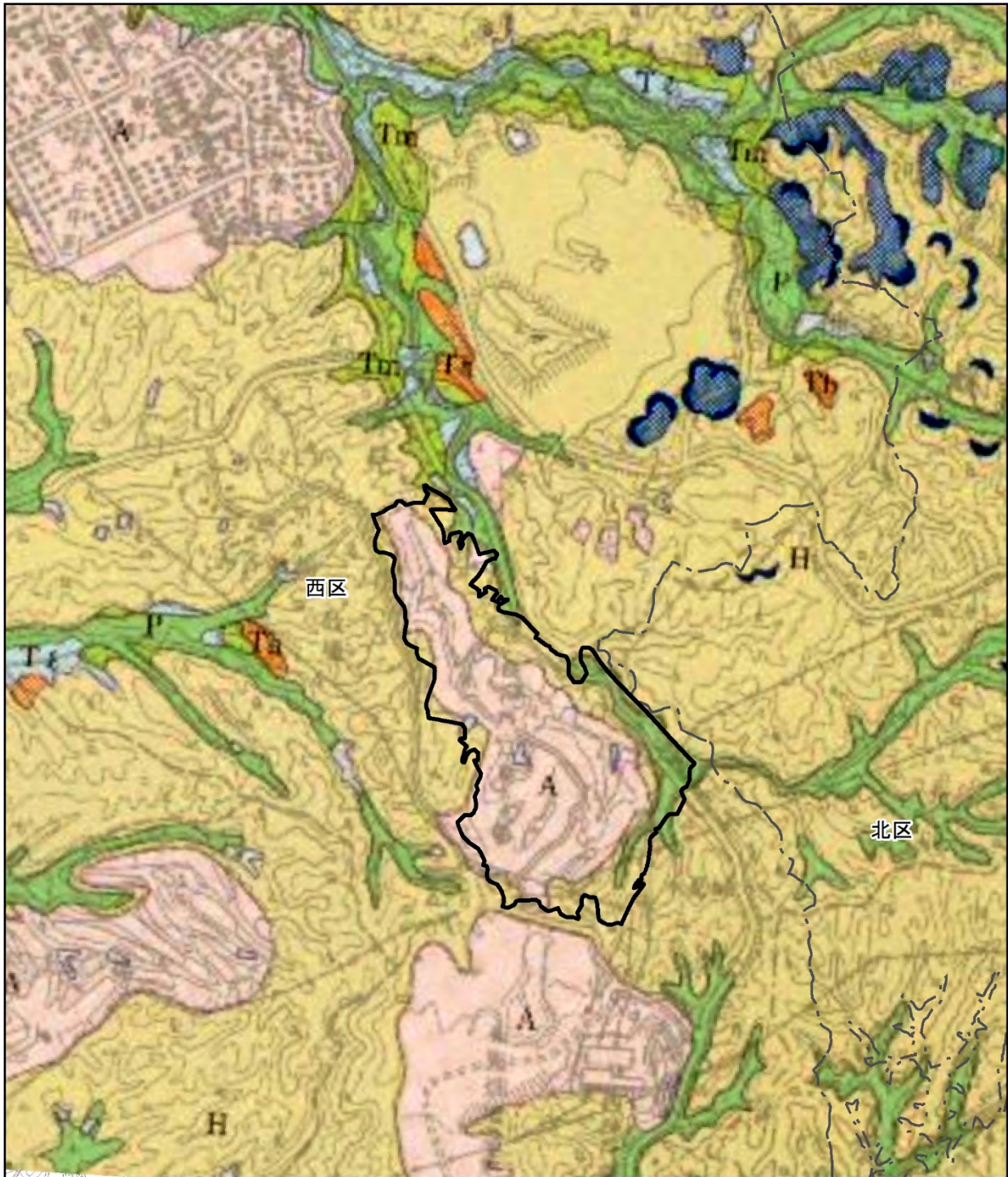
事業実施区域の周囲には、丘陵地及び人工改変地の他、木見川及び櫛谷川に沿って段丘が分布している。

(2) 地質

事業実施区域及びその周囲の表層地質図は、図2.2-2に示すとおりである。

事業実施区域の大部分が、「砂岩・凝灰岩・礫岩および泥岩」であり、一部に「礫および砂」、「非海成粘土・砂・礫および火山灰」及び「凝灰岩・礫岩・砂岩および泥岩」が分布している。

事業実施区域の周囲には、主に「砂岩・凝灰岩・礫岩および泥岩」、「礫および砂」、「非海成粘土・砂・礫および火山灰」及び「凝灰岩・礫岩・砂岩および泥岩」が分布している。



- | | |
|---|--|
|  事業実施区域 | |
| 丘陵地 | 沖積低地 |
|  H 丘陵地 |  P 氾濫原・谷底平野 |
| 段丘 | その他 |
|  Th 高位段丘 |  急崖 |
|  Tm 中位段丘 |  A 人工改変地 |
|  Tl 低位段丘 |  滑落崖・棚田 |

出典) 「1/50,000土地分類基本調査
(地形分類図)「神戸」兵庫県
(平成9年)」(国土交通省)
(<https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html>)

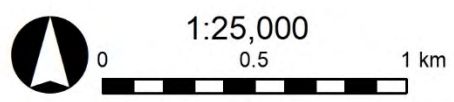
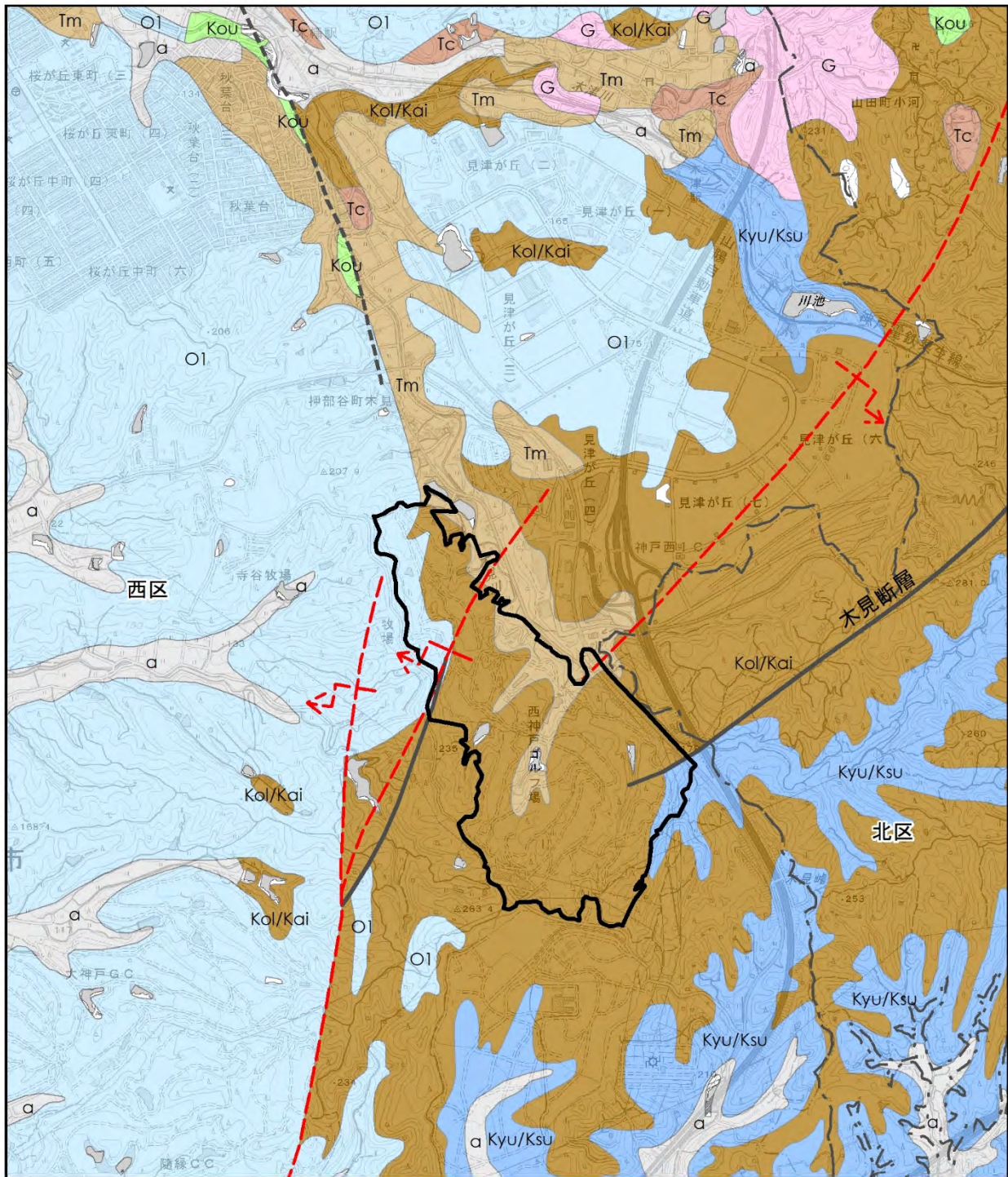


図2.2-1 地形分類図



事業実施区域

未固結堆積物	新生代	第四紀	完新世	a	泥・シルト・砂・礫などからなる堆積物 (沖積層)
			後期更新	Tm	礫および砂 (中段丘)
		新第三紀	鮮新世	O1	非海成粘土・砂・礫および火山灰 (下部亜層群および未区分大版層群下部)
固結堆積物	古第三紀	後期始新世・前期漸新世		Kou	凝灰岩・砂岩・泥岩および礫岩 (淡河累層上部)
				Kol/Kai	砂岩・凝灰岩・礫岩および泥岩 (淡河累層下部および藍那累層)
				Kyu/Ksu	凝灰岩・礫岩・砂岩および泥岩 (吉川累層上部および白川累層上部)
	古生代～中生代	石炭紀・ジュラ紀		Tc	粘板岩・頁岩・砂岩・チャートに緑色岩・石灰岩のレンズを伴う地層群 (山田コンプレックス)
深成岩	中生代～新生代	後期白亜紀～古第三紀	古第三紀・後期白亜紀	G	黒雲母花崗岩 (大甲花崗岩)

	断層
	伏在断層
	撓曲 (フレクチャー)

出典) 「1/50,000土地分類基本調査 (表層地質図)「神戸」兵庫県 (平成9年)」 (国土交通省) (<https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html>)



図2.2-2 表層地質図

(3) 重要な地形及び地質

重要な地形及び地質の選定基準は、表2.2-1に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲で確認された重要な地形及び地質は、表2.2-2及び図2.2-3に示すとおりである。

表2.2-1 重要な地形及び地質の選定基準

番号	法律及び文献名等	選定基準のカテゴリー
1	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号)	国名：国指定の名勝 国天：国指定の天然記念物
	「兵庫県文化財保護条例」 (昭和39年4月1日兵庫県条例第58号)	県名：県指定の名勝 県天：県指定の天然記念物
	「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」 (平成9年3月31日条例第50号)	市名：市指定の名勝 市天：市指定の天然記念物
2	「環境の保全と創造に関する条例」 (平成7年7月18日兵庫県条例第75号)	郷土：郷土記念物
3	「日本の地形レッドデータブック第1集」 (日本の地形RDB作成委員会、平成12年)	①：日本の自然を代表する典型的かつ希少、貴重な地形 ②：①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形 ③：多数存在するが、なかでも最も典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形 ④：動物や植物の生育地として重要な地形
4	「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)	自然景観資源
5	「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2011(地形・地質・自然景観・生態系)」(兵庫県、平成23年)	A：規模的、質的にもすぐれており、貴重性の程度が最も高く全国的価値に相当するもの B：Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県的価値に相当するもの C：Bランクに準ずるもので、市町村的価値に相当するもの 要注目：温泉・湧水などのように地質以外の分野の自然現象のうち、地質との関連性があり重要とみなされたもの

表2.2-2 重要な地形及び地質

分類	名称	所在地	概要	選定基準				
				1	2	3	4	5
地層・化石	白川の植物化石	神戸市西区伊川谷町布施畑周辺	白川累層を主にして神戸層群中に数多く見られる流紋岩質凝灰岩層、および、その最下部に多産する植物化石。メタセコイヤ、ブナ、シュロなど約300種のもが知られている。また、凝灰岩層直下の泥岩層には珪化木の立木もみられる。					B



図2.2-3 重要な地形及び地質

2.2.2. 水象

(1) 河川

事業実施区域及びその周囲の水系は、図2.2-4に示すとおりである。

事業実施区域は、明石川水系の木見川流域^{こうみ}に位置し、事業実施区域に隣接して木見川が流れている。

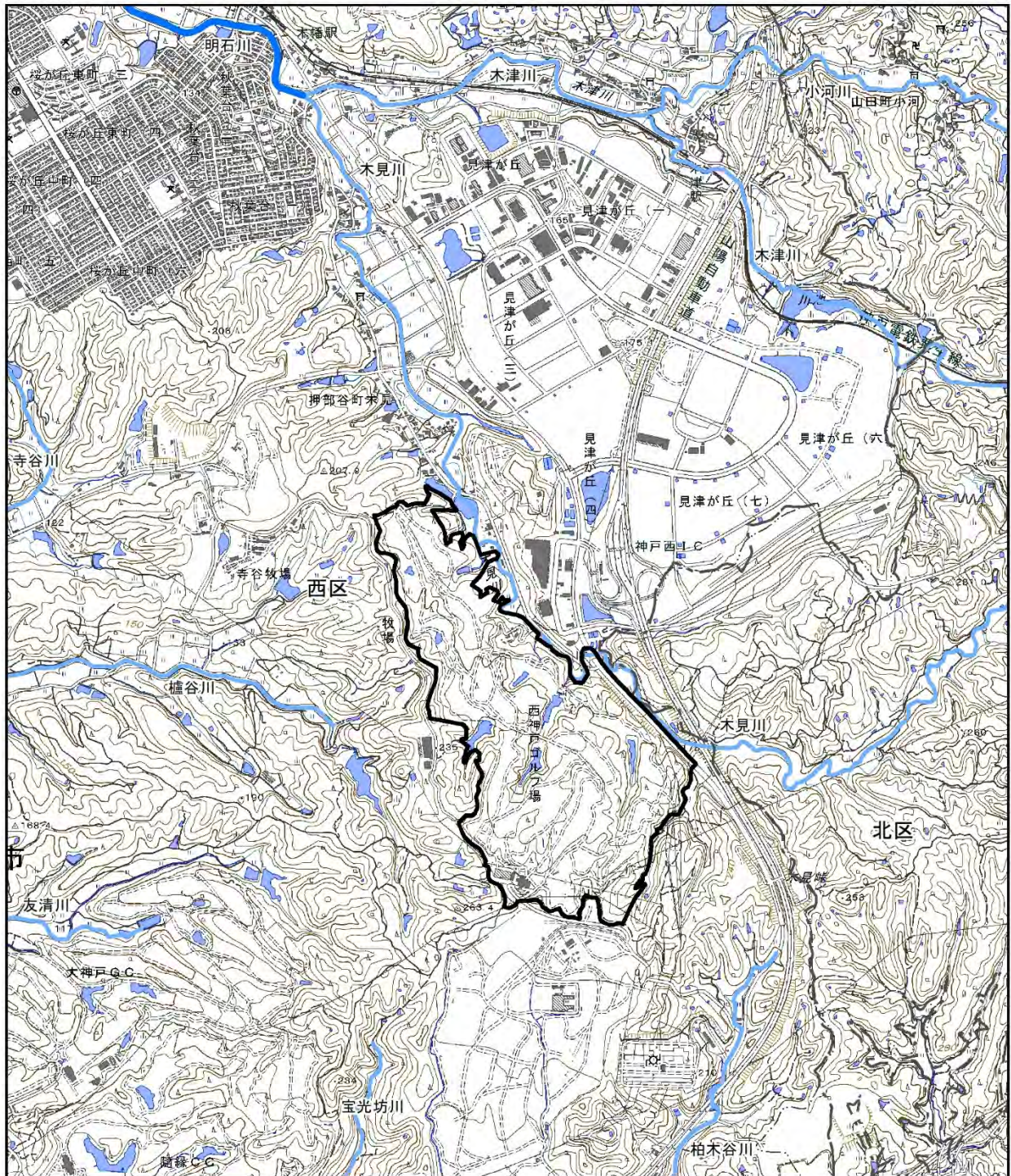
事業実施区域の周囲には、北側に小河川、西側に寺谷川、櫛谷川、友清川、南側に宝光坊川、柏木谷川（いずれも準用河川）が存在し、いずれの河川も明石川に合流する。

(2) 湖沼、ため池

事業実施区域及びその周囲には、図2.2-4に示すとおり、小規模のため池が多数存在し、主に農業用水として利用されている。

(3) 湧水

事業実施区域及びその周囲では、「名水百選」（環境省）、「平成の名水百選」（環境省）及び「湧水保全ポータルサイト」（環境省）において、「代表的な湧水」として選定された湧水は存在しない。



- 事業実施区域
- 二級河川
- 準用河川

出典) 「国土数値情報 (河川データ・湖沼データ)」 (国土交通省)
 (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)
 (令和3年6月25日取得)

「押部谷 明石川水系流域資源マップ」
 (神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

「パンフレット「こうべの川」」
 (神戸市ホームページ、令和3年6月現在)



図2.2-4 水系図

2.2.3. 気象

(1) 気候の区分

事業実施区域が位置する兵庫県は、本州のほぼ中央に位置し、北部は日本海、南部は瀬戸内海に面している。兵庫県のほぼ中央を東西に横切る中国山地を境に、北側は冬に降水量の多い日本海岸気候区に、南側は乾燥した晴天が続き、雨も少なく温和な気候の瀬戸内気候区に分けられる。

事業実施区域は、図2.2-5に示すとおり兵庫県南東部に位置し、温暖・少雨が特徴の瀬戸内気候区に区分される。雨が少なく湿度が低いため乾燥し、海岸に近い暑さや寒さも比較的しのぎやすくなっている。特に冬季は晴天が目立ち、内陸の平野部では放射冷却効果が大きく、夜から早朝の冷え込みが強くなる。



出典) 「配信資料に関するお知らせ～兵庫県篠山市が丹波篠山市となることに伴う気象警報等の発表区域及び土砂災害警戒情報の警戒対象地域の変更について～」
(気象庁、平成31年)

図2.2-5 兵庫県の気候区分

(2) 気象の概要

事業実施区域に最も近い気象観測所は、図2.2-6に示すとおり三木地域気象観測所であり、過去5年間の観測結果は表2.2-3に示すとおりである。

降水量については年ごとの変動があるが、その他の気象については5年間大きな変動はなく、日平均気温は15～16℃、平均風速は2.5m/s前後、日照時間は2,100h程度となっている。

表2.2-3 三木地域気象観測所における気象概況

年次	気温(℃)			降水量(mm)			風速(m/s)		日照時間(h)
	日平均	日最高	日最低	合計	日最大	1時間最大	平均	最大風速	
2016年	15.8	20.0	11.8	1,439.0	61.5	32.5	2.5	14.1	2,078.3
2017年	15.1	19.3	11.0	1,170.0	149.0	46.0	2.4	12.7	2,157.8
2018年	16.0	20.2	11.9	1,786.0	157.5	50.0	2.6	22.4	2,178.9
2019年	15.6	20.0	11.6	975.0	78.0	23.0	2.4	12.7	2,075.2
2020年	15.9	20.1	11.9	1,305.0	70.5	43.0	2.6	13.6	2,107.6

注) 三木地域気象観測所：三木市志染町広野

出典) 「気象庁過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ、令和3年6月現在)



(c) NTTインフラネット

- 事業実施区域
- 気象観測所

出典) 「地域気象観測所一覧」
(気象庁ホームページ、令和3年6月現在)

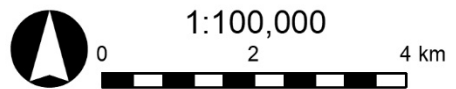


図2.2-6 三木地域気象観測所の位置

2.2.4. 植物

(1) 植物相

事業実施区域及びその周囲においては、表2. 2-4に示すとおり、141科726種の植物が確認されている。

表2. 2-4(1) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典
1	シダ植物門	ヒカゲノカズラ目	ヒカゲノカズラ科	トウゲシバ	2, 3
2	ヒカゲノカズラ綱			ホソバトウゲシバ	2
3	シダ植物門	トクサ目	トクサ科	スギナ	1, 2, 3
4	大葉シダ綱	ゼンマイ目	ゼンマイ科	ゼンマイ	2, 3
5		コケシノブ目	コケシノブ科	アオホラゴケ	3
6				ホソバコケシノブ	2
7				コケシノブ	1
8				ハイホラゴケ	3
9		ウラジロ目	ウラジロ科	コシダ	1, 2, 3
10				ウラジロ	1, 2, 3
11		フサシダ目	カニクサ科	カニクサ	2, 3
12		ウラボシ目	ホングウシダ科	ホラシノブ	3
13			コバノイシカグマ科	イヌシダ	2, 3
14				イワヒメワラビ	3
15				フモトシダ	3
16				ワラビ	1, 2, 3
17			イノモトソウ科	ハコネシダ	1, 2, 3
18				イワガネゼンマイ	3
19				イワガネソウ	2, 3
20				タチシノブ	3
21				オオバノイノモトソウ	2, 3
22				イノモトソウ	2
23			チャセンシダ科	トラノオシダ	2, 3
24			ヒメシダ科	ヒメワラビ	2, 3
25				ゲジゲジシダ	2, 3
26				コハシゴシダ	3
27				ハシゴシダ	3
28				ハリガネワラビ	2, 3
29				ヤワラシダ	2, 3
30				ミゾシダ	1, 2, 3
31			シシガシラ科	シシガシラ	2, 3
32				コモチシダ	2
33			メシダ科	シケチシダ	2
34				ホソバイヌワラビ	2, 3
35				ヤマイヌワラビ	3
36				ヒロハイヌワラビ	2, 3
37				ホソバシケシダ	2, 3
38				シケシダ	2, 3
39				ヘラシダ	1
40				キヨタキシダ	2, 3
41			オシダ科	ハカタシダ	3
42				リョウメンシダ	1, 3
43				ヤマヤブソテツ	2, 3
44				ヤブソテツ	2, 3
45				ヤマイタチシダ	2, 3
46				ベニシダ	2, 3

表2. 2-4(2) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典		
47	シダ植物門 大葉シダ綱	ウラボシ目	オシダ科	マルバベニシダ	3		
48				オオイタチシダ	2, 3		
49				オオベニシダ	3		
50				クマワラビ	2, 3		
51				キヨスミヒメワラビ	3		
52				トウゴクシダ	3		
53				ヒメイタチシダ	3		
54				オクマワラビ	2, 3		
55				カタイノデ	2		
56				イノデ	2, 3		
57				ジュウモンジシダ	1, 2, 3		
58				ウラボシ科	マメヅタ	3	
59					ノキシノブ	2, 3	
60	ミツデウラボシ	2, 3					
61	種子植物門 裸子植物亜門	マツ目	マツ科	モミ	2		
62				アカマツ	1, 2, 3		
63		ナンヨウスギ目	マキ科	イヌマキ	2		
64		ヒノキ目	ヒノキ科	ヒノキ	2, 3		
65				スギ	2, 3		
66				ネズミサシ	2, 3		
67			イチイ科	イヌガヤ	2, 3		
68				カヤ	2, 3		
69	種子植物門 被子植物亜門		スイレン目	ジュンサイ科	ジュンサイ	2, 3	
70		スイレン科		ヒツジグサ	2		
71		シキミ目	マツブサ科	シキミ	2, 3		
72				サネカズラ	2, 3		
73				マツブサ	2, 3		
74		センリョウ目	センリョウ科	フタリシズカ	2, 3		
75		コショウ目	ドクダミ科	ドクダミ	1, 2, 3		
76			ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ	2		
77				アリマウマノスズクサ	2, 3		
78		モクレン目	モクレン科	コブシ	2, 3		
79				ホオノキ	2, 3		
80		クスノキ目	クスノキ科	クスノキ	3		
81				ヤブニッケイ	2, 3		
82				カナクギノキ	3		
83				ヤマコウバシ	2, 3		
84				クロモジ	2, 3		
85				カゴノキ	2, 3		
86				アオガシ	2		
87				シロダモ	2, 3		
88				種子植物門 被子植物亜門 単子葉類	ショウブ目	ショウブ科	セキショウ
89	オモダカ目				サトイモ科	マムシグサ	2
90		ムロウテンナンショウ	2, 3				
91		アオウキクサ	2				
92		カラスビシャク	2				
93		ウキクサ	2				
94		ミジンコウキクサ	2				
95		オモダカ科	ヘラオモダカ		2		
96		トチカガミ科	スブタ		2		
97			ミズオオバコ		2		
98		セキショウモ	2				
99		ヒルムシロ科	コバノヒルムシロ		2		
100	ヤマノイモ目	キンコウカ科	ノギラン	2, 3, 4			

表2. 2-4(3) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典
101	種子植物門 被子植物亜門 単子葉類	ヤマノイモ目	ヤマノイモ科	ヤマノイモ	2, 3
102				カエデドコロ	2, 3
103				ヒメドコロ	2, 3
104				オニドコロ	2, 3
105		タコノキ目	ホンゴウソウ科	ウエマツソウ	3
106		ユリ目	シュロソウ科	シライトソウ	3
107				ショウジョウバカマ	2
108			イヌサフラン科	ホウチャクソウ	2, 3
109				チゴユリ	2, 3
110			サルトリイバラ科	サルトリイバラ	1, 2, 3
111			ユリ科	ウバユリ	2, 3
112				ササユリ	2, 3, 4
113				オニユリ	2
114				コオニユリ	2
115				ヤマジノホトトギス	2, 3
116	ヤマホトトギス			2	
117	クサスギカズラ目	ラン科		エビネ	2, 3
118			ギンラン	3	
119			キンラン	3	
120			シュンラン	2, 3	
121			ツチアケビ	2, 3	
122			カキラン	2	
123			コ克蘭	2, 3	
124			オオバノトンボソウ	2, 3	
125			ネジバナ	2, 3	
126			アヤメ科	シャガ	3
127				ニワゼキショウ	3
128			ススキノキ科	ノカンゾウ	2
129				ヤブカンゾウ	2
130			ヒガンバナ科	ノビル	2
131		ヒガンバナ		2, 3	
132		クサスギカズラ科	カンザシギボウシ	3	
133			オオバギボウシ	2	
134			ヒメヤブラン	3	
135			ヤブラン	3	
136			ジャノヒゲ	2, 3	
137			ナガバジャノヒゲ	2, 3	
138			ミヤマナルコユリ	2, 3	
139			キチジョウソウ	2	
140			オモト	3	
141			ヤシ目	ヤシ科	シュロ
142		ツユクサ目	ツユクサ科	ツユクサ	2, 3
143				イボクサ	2, 3
144	ミズアオイ科		コナギ	2, 3	
145	ショウガ目	ショウガ科	ミョウガ	2	
146	イネ目	ガマ科	ミクリ	2	
147			ナガエミクリ	3	
148			ヒメガマ	2	
149			ガマ	2, 3	
150		ホシクサ科	ニッポンイヌノヒゲ	3	
151		イグサ科	ハナビゼキショウ	2, 3	
152			イグサ	2, 3	
153			コウガイゼキショウ	2	
154			クサイ	2, 3	

表2. 2-4(4) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典
155	種子植物門	イネ目	イグサ科	ハリコウガイゼキショウ	2, 3
156	被子植物亜門		カヤツリグサ科	スズメノヤリ	3
157	単子葉類			ハタガヤ	2
158				マツバスゲ	3
159				ショウジョウスゲ	2
160				ケタガネソウ	3
161				ミヤマシラスゲ	3
162				ヒメカンスゲ	2, 3
163				カサスゲ	2
164				マスクサ	3
165				ジュズスゲ	2, 3
166				ヒゴクサ	2, 3
167				テキリスゲ	2, 3
168				ヒメミコシガヤ	3
169				ヒカゲスゲ	3
170				ナキリスゲ	2, 3
171				アオスゲ	3
172				タチスゲ	3
173				ゴウソ	2, 3
174				ヒメシラスゲ	2
175				カンスゲ	2
176				アワボスゲ	3
177				ササノハスゲ	2, 3
178				ヒメモエギスゲ	3
179				コカンスゲ	2
180				タガネソウ	2
181				ニシノホンモンジスゲ	2
182				ヤワラスゲ	2, 3
183				モエギスゲ	3
184				ヒメクグ	3
185				タマガヤツリ	2, 3
186				カヤツリグサ	2
187				ハリイ	2, 3
188				シカクイ	2, 3
189				コアゼテンツキ	2
190				ノテンツキ	2, 3
191				テンツキ	2, 3
192				ヒデリコ	2, 3
193		ヤマイ	2, 3		
194		イトイヌノハナヒゲ	3		
195		コイヌノハナヒゲ	3		
196		イヌノハナヒゲ	2		
197		ホタルイ	2, 3		
198		カンガレイ	2		
199		アブラガヤ	2, 3		
200		イネ科	ヌカボ	3	
201			コヌカグサ	2, 3	
202			クロコヌカグサ	2	
203			ヒメコヌカグサ	3	
204			メリケンカルカヤ	2, 3	
205			コブナグサ	2, 3	
206			トダシバ	2, 3	
207			カラスムギ	3	
208			カズノコグサ	2	

表2. 2-4(5) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典
209	種子植物門	イネ目	イネ科	イヌムギ	2, 3
210	被子植物亜門			スズメノチャヒキ	2, 3
211	単子葉類			ノガリヤス	2, 3
212				カモガヤ	2, 3
213				メヒシバ	2, 3
214				アキメヒシバ	2, 3
215				イヌビエ	2, 3
216				オヒシバ	2, 3
217				アオカモジグサ	2, 3
218				カモジグサ	2, 3
219				シナダレスズメガヤ	2, 3
220				カゼクサ	2, 3
221				トボシガラ	3
222				ドジョウツナギ	3
223				チガヤ	2, 3
224				チゴザサ	1, 2, 3
225				ササガヤ	2
226				アゼガヤ	2
227				ネズミムギ	2
228				ホソムギ	3
229				ササクサ	2, 3
230				コメガヤ	2, 3
231				アシボソ	2, 3
232				オギ	2
233				ススキ	1, 2, 3
234				コチヂミザサ	2
235				ケチヂミザサ	2
236				ヌカキビ	2, 3
237				シマスズメノヒエ	3
238				スズメノヒエ	2, 3
239				チカラシバ	2, 3
240				ヨシ	2, 3
241				ツルヨシ	2
242				モウソウチク	2, 3
243				ハチク	2, 3
244				マダケ	1, 2, 3
245				ネザサ	1, 2, 3
246				ケネザサ	2, 3
247				コンゴウタケ	3
248				シブヤザサ	3
249				メダケ	1, 2
250				ミゾイチゴツナギ	3
251				スズメノカタビラ	2, 3
252				ナガハグサ	2
253				イチゴツナギ	2, 3
254				ウキシバ	2
255				ヤダケ	2
256				ハイヌメリグサ	2
257				スズタケ	2
258				サイヨウザサ	3
259				オニウシノケグサ	2, 3
260				アキノエノコログサ	3
261				キンエノコロ	2
262				エノコログサ	2

表2. 2-4(6) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典
263	種子植物門 被子植物亜門 単子葉類	イネ目	イネ科	ムラサキエノコロ	2
264				セイバンモロコシ	2
265				ネズミノオ	3
266				メガルカヤ	2
267				カニツリグサ	2, 3
268				ナギナタガヤ	3
269				マコモ	2
270				シバ	2
271				種子植物門 被子植物亜門 真正双子葉類	キンポウゲ目
272	アケビ科	アケビ	2, 3		
273		ミツバアケビ	2, 3		
274		ムベ	2, 3		
275		ツツラフジ科	アオツツラフジ		
276	ツツラフジ		3		
277	メギ科	ナンテン	2, 3		
278	キンポウゲ科	ボタンヅル	1, 2, 3		
279		ハンショウヅル	2, 3		
280		センニンソウ	2, 3		
281		ウマノアシガタ	2		
282		キツネノボタン	2, 3		
283		ヒメウズ	2		
284		アキカラマツ	2		
285		ヤマモガシ目	アワブキ科		
286	ユキノシタ目	ユキノシタ科	アカショウマ		2
287		バンケイソウ科	コモチマンネングサ		3
288		アリノトウグサ科	アリノトウグサ		2, 3
289	ブドウ目	ブドウ科	ノブドウ		2, 3
290			キレハノブドウ		3
291			ツタ		2, 3
292			エビヅル		2
293			サンカクヅル		2, 3
294			アマヅル		2, 3
295			マメ目		マメ科
296	イタチハギ	2, 3			
297	ヤブマメ	2, 3			
298	ホドイモ	3			
299	ゲンゲ	2, 3			
300	ジャケツイバラ	2, 3			
301	エニシダ	2			
302	アレチヌスビトハギ	2			
303	ノササゲ	2, 3			
304	ツルマメ	2			
305	フジカンゾウ	2			
306	ケヤブハギ	3			
307	ヌスビトハギ	2, 3			
308	ヤブハギ	2			
309	コマツナギ	2, 3			
310	ヤハズソウ	2, 3			
311	ヤマハギ	2, 3			
312	メドハギ	2, 3			
313	マルバハギ	2, 3			
314	ネコハギ	2, 3			
315	ビッチュウヤマハギ	3			
316	ミヤコグサ	2, 3			

表2. 2-4(7) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典		
317	種子植物門 被子植物亜門 真正双子葉類	マメ目	マメ科	イヌエンジュ	2, 3		
318				クズ	1, 2, 3		
319				オオバタンキリマメ	2, 3		
320				ハリエンジュ	2, 3		
321				コメツブツメクサ	3		
322				ムラサキツメクサ	3		
323				シロツメクサ	2, 3		
324				スズメノエンドウ	2		
325				ヤハズエンドウ	2, 3		
326				ヤブツルアズキ	3		
327				フジ	1, 2, 3		
328				ナツフジ	2		
329				ヒメハギ科	ヒメハギ	2, 3	
330					カキノハグサ	3	
331				バラ目	グミ科	ツルグミ	2, 3
332						アリماغミ	1, 2, 3
333						ナワシログミ	2, 3
334					クロウメモドキ科	クマヤナギ	2, 3
335			イソノキ			2, 3	
336			ケケンボナシ			2, 3	
337			ニレ科		アキニレ	2	
338					ケヤキ	2	
339			アサ科		ムクノキ	2, 3	
340					エノキ	2, 3	
341					カナムグラ	2	
342			クワ科		ヒメコウゾ	2, 3	
343					コウゾ	1	
344					クワクサ	2, 3	
345					イタビカズラ	2, 3	
346					ヤマグワ	2, 3	
347	イラクサ科	ヤブマオ	2, 3				
348		メヤブマオ	2, 3				
349		アカソ	2, 3				
350		コアカソ	2, 3				
351		ミズ	2				
352	アオミズ	3					
353	バラ科	ヒメキンミズヒキ	3				
354		キンミズヒキ	2, 3				
355		ザイフリボク	2				
356		アズキナシ	2				
357		ウラジロノキ	2, 3				
358		ヤマザクラ	1, 2, 3				
359		カスミザクラ	2, 3				
360		ビワ	2				
361		ダイコンソウ	2, 3				
362		リンボク	2, 3				
363		オオウラジロノキ	2, 3				
364		イヌザクラ	3				
365		ウワミズザクラ	2, 3				
366		カナメモチ	2, 3				
367		ミツバツチグリ	2				
368	ヘビイチゴ	2, 3					
369	ヤブヘビイチゴ	3					
370	カマツカ	2, 3					

表2. 2-4(8) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典		
371	種子植物門 被子植物亜門 真正双子葉類	バラ目	バラ科	ケカマツカ	3		
372				テリハノイバラ	2, 3		
373				ノイバラ	2, 3		
374				ミヤコイバラ	2, 3		
375				フユイチゴ	2		
376				ビロードイチゴ	3		
377				クマイチゴ	2, 3		
378				ミヤマフユイチゴ	3		
379				クサイチゴ	1, 2, 3		
380				ニガイチゴ	2, 3		
381				モミジイチゴ	1, 2, 3		
382				ナワシロイチゴ	2, 3		
383				ワレモコウ	3		
384				ナナカマド	2		
385				ブナ目	ブナ科	クリ	2, 3
386						ツブラジイ	3
387						アカガシ	3
388						クヌギ	2, 3
389		アラカシ	1, 2, 3				
390		シラカシ	2, 3				
391		ウラジログシ	3				
392		コナラ	1, 2, 3				
393		ツクバネガシ	2				
394		アベマキ	1, 2, 3				
395		ヤマモモ科	ヤマモモ			2, 3	
396		クルミ科	ノグルミ			2, 3	
397		カバノキ科	ハンノキ			2, 3	
398			オオバヤシヤブシ			2, 3	
399			アカシデ	2			
400		ウリ目	ウリ科	アマチャヅル	3		
401				カラスウリ	2		
402				キカラスウリ	2		
403				スズメウリ	2, 3		
404		ニシキギ目	ニシキギ科	ツルウメモドキ	2, 3		
405				ニシキギ	3		
406				コマユミ	2, 3		
407				ツリバナ	2, 3		
408				マユミ	2		
409	カタバミ目	カタバミ科	カタバミ	2, 3			
410			ムラサキカタバミ	2			
411	キントラノオ目	トウダイグサ科	エノキグサ	2			
412			オオニシキソウ	3			
413			アカメガシワ	2, 3			
414			ヤマアイ	3			
415			シラキ	2, 3			
416		コムカンソウ科	コバンノキ	2, 3			
417		ヤナギ科	マルバヤナギ	3			
418			サイコクキツネヤナギ	2			
419		スマレ科	タチツボスミレ	2, 3			
420			コスミレ	2			
421			ナガバタチツボスミレ	1, 2, 3			
422			ツボスミレ	2, 3			
423			シハイスミレ	1, 2, 3			
424		オトギリソウ科	トモエソウ	2, 3			

表2. 2-4(9) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典		
425	種子植物門 被子植物亜門 真正双子葉類	キントラノオ目	オトギリソウ科	オトギリソウ	2, 3		
426				コケオトギリ	2, 3		
427				アゼオトギリ	2		
428				サワオトギリ	3		
429		フウロソウ目	フウロソウ科	ゲンノショウコ	2, 3		
430		フトモモ目	ミソハギ科	ミソハギ	2		
431				アカバナ科	ミズタマソウ	3	
432			アカバナ		2, 3		
433			チョウジタデ		2		
434			ミズユキノシタ		2, 3		
435			オオマツヨイグサ		2		
436			コマツヨイグサ		2		
437			ミツバウツギ目		ミツバウツギ科	ゴンズイ	2, 3
438					キブシ科	キブシ	2, 3
439			ムクロジ目	ウルシ科	ヌルデ	2, 3	
440		ハゼノキ			2, 3		
441		ヤマハゼ			2, 3		
442		ヤマウルシ			2, 3		
443		ムクロジ科		ヤマモミジ	2		
444				ウリカエデ	3		
445				イロハモミジ	2, 3		
446				イタヤカエデ	2, 3		
447				ウリハダカエデ	2		
448		ミカン科		マツカゼソウ	2		
449				カラスザンショウ	2, 3		
450				フユザンショウ	3		
451				サンショウ	2, 3		
452				イヌザンショウ	2, 3		
453		ニガキ科	ニガキ	2, 3			
454		アオイ目	ジンチョウゲ科	コショウノキ	2, 3		
455				コガンピ	2		
456				ガンピ	2, 3		
457				キガンピ	2		
458		アブラナ目	アブラナ科	ナズナ	3		
459				ニシノオオタネツケバナ	3		
460				タチタネツケバナ	2		
461				タネツケバナ	2, 3		
462				オオバタネツケバナ	2, 3		
463				マメグンバイナズナ	2		
464				イヌガラシ	2		
465				ハタザオガラシ	3		
466				ビャクダン目	ビャクダン科	カナビキソウ	3
467					オオバヤドリギ科	マツグミ	2
468		ナデシコ目	タデ科	イタドリ	2, 3		
469				ミズヒキ	2, 3		
470				サイコクヌカボ	2		
471				ヤナギタデ	3		
472	シロバナサクラタデ			3			
473	サナエタデ			2			
474	オオイヌタデ			3			
475	イヌタデ			2, 3			
476	ハルタデ			2			
477	ヤノネグサ			1, 2			
478	サクラタデ	2					

表2. 2-4(10) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典	
479	種子植物門 被子植物亜門 真正双子葉類	ナデシコ目	タデ科	ハナタデ	3	
480				ミゾソバ	1, 2, 3	
481				スイバ	2	
482				アレチギンギン	2	
483				ギンギン	2, 3	
484				エゾノギンギン	3	
485			モウセンゴケ科	モウセンゴケ	3	
486			ナデシコ科	ノミノツヅリ	2	
487				ミミナグサ	2, 3	
488				オランダミミナグサ	3	
489				ツメクサ	2, 3	
490				ウシハコベ	2, 3	
491				コハコベ	2	
492				ノミノフスマ	2	
493				ヒユ科	イノコヅチ	2, 3
494					ヒナタイノコヅチ	2, 3
495					シロザ	2
496			アカザ		3	
497			アリタソウ	2		
498			ヤマゴボウ科	ヨウシュヤマゴボウ	2, 3	
499			ザクロソウ科	ザクロソウ	2	
500			スベリヒユ科	スベリヒユ	2	
501			ミズキ目	ミズキ科	ヤマボウシ	1, 2, 3
502					クマノミズキ	2, 3
503				アジサイ科	クサアジサイ	2, 3
504					ウツギ	1, 2, 3
505					コガクウツギ	2, 3
506					ヤマアジサイ	1, 2
507					イワガラミ	2, 3
508					ツツジ目	サカキ科
509			ヒサカキ	2, 3		
510			カキノキ科	カキノキ		2, 3
511			サクラソウ科	マンリョウ		3
512				ヤブコウジ		1, 2, 3
513				オカトラノオ		2, 3, 4
514				ヌマトラノオ		2, 3
515				コナスビ		2, 3
516				ツバキ科		ヤブツバキ
517			チャノキ			2, 3
518			ナツツバキ			2
519			ハイノキ科	タンナサワフタギ		2
520			エゴノキ科	エゴノキ		2, 3
521			マタタビ科	サルナシ		2, 3
522				ウラジロマタタビ		2, 3
523				マタタビ		2, 3
524			リョウブ科	リョウブ		1, 2, 3
525			ツツジ科	ネジキ		1, 2, 3
526				ギンリョウソウモドキ		2
527				アセビ		1, 2, 3
528				イチヤクソウ		2, 3
529	ヤマツツジ	2, 3				
530	ヒカゲツツジ	2				
531	モチツツジ	1, 2, 3				
532	サイゴクミツバツツジ	2				

表2. 2-4(11) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典		
533	種子植物門 被子植物亜門 真正双子葉類	ツツジ目	ツツジ科	コバノミツバツツジ	1, 2, 3		
534				シロバナウンゼンツツジ	3		
535				ウンゼンツツジ	2		
536				シヤシヤンボ	2, 3		
537				ウスノキ	2		
538				アクシバ	2		
539				ナツハゼ	1, 2, 3		
540				スノキ	3		
541				アオキ目	アオキ科	アオキ	1, 2, 3
542				リンドウ目	アカネ科	ヒメヨツバムグラ	2
543		クルマムグラ	2				
544		キクムグラ	3				
545		ヤマムグラ	2, 3				
546		オオバノヤエムグラ	2				
547		ヤエムグラ	2, 3				
548		ヨツバムグラ	3				
549		ツルアリドオシ	2, 3				
550		ヘクソカズラ	1, 2, 3				
551		イナモリソウ	3				
552		アカネ	2, 3				
553		リンドウ科	リンドウ			2, 3	
554			フデリンドウ			3	
555	アケボノソウ		2, 3				
556	センブリ		2, 3				
557	ツルリンドウ		2, 3				
558	キョウチクトウ科		イケマ		3		
559	ガガイモ	2, 3					
560	テイカカズラ	2, 3					
561	オオカモメヅル	2, 3					
562	コバノカモメヅル	2					
563	ナス目	ヒルガオ科	ネナシカズラ		2		
564		ナス科	ヤマホオズキ		2		
565			イガホオズキ		2		
566			ヒヨドリジョウゴ	2, 3			
567			アメリカイヌホオズキ	2, 3			
568			ハダカホオズキ	2, 3			
569	ムラサキ目	ムラサキ科	ホタルカズラ	2, 3			
570			ハナイバナ	3			
571			ヤマルリソウ	3			
572			ミズタバコ	2			
573			キュウリグサ	2			
574			シソ目	モクセイ科	マルバアオダモ	2, 3	
575	ネズミモチ	2, 3					
576	イボタノキ	1, 2, 3					
577	ヒイラギ	2, 3					
578	イワタバコ科	イワタバコ		1, 2, 3			
579	オオバコ科	ミズハコベ		3			
580		オオバコ		2, 3			
581		タチイヌノフグリ		2			
582		オオイヌノフグリ		2, 3			
583	アゼナ科	スズメノトウガラシ		2			
584		アメリカアゼナ		2, 3			
585		アゼナ		2			
586	シソ科	キランソウ		2, 3			

表2. 2-4(12) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典		
587	種子植物門 被子植物亜門 真正双子葉類	シソ目	シソ科	ジュウニヒトエ	2		
588				ニシキゴロモ	2, 3		
589				ムラサキシキブ	2, 3		
590				ヤブムラサキ	2, 3		
591				クサギ	2, 3		
592				クルマバナ	2		
593				トウバナ	2, 3		
594				イヌトウバナ	3		
595				ヤマトウバナ	2, 3		
596				カキドオシ	2, 3		
597				ヤマハッカ	3		
598				ヒキオコシ	2		
599				アキチョウジ	2, 3		
600				ヒメオドリコソウ	2		
601				ヒメジソ	2, 3		
602				イヌコウジュ	3		
603				シソ	2		
604				ウツボグサ	3		
605				アキノタムラソウ	2, 3		
606				ナツノタムラソウ	2		
607				キバナアキギリ	2		
608				タツナミソウ	2, 3		
609				シソバタツナミ	2		
610				トウゴクシソバタツナミ	2, 3		
611				ニガクサ	3		
612				ツルニガクサ	2, 3		
613				サギゴケ科	トキワハゼ	2, 3	
614				ハエドクソウ科	ハエドクソウ	2, 3	
615				ハマウツボ科	キヨスミウツボ	2, 3	
616					コシオガマ	2	
617					オオヒキヨモギ	2, 3, 4	
618				タヌキモ科	ノタヌキモ	2	
619					タヌキモ	2	
620				キツネノマゴ科	キツネノマゴ	2, 3	
621				ノウゼンカズラ科	キササゲ	2	
622				モチノキ目	ハナйкаダ科	ハナйкаダ	1, 2, 3
623					モチノキ科	ナナミノキ	2
624						イヌツゲ	2, 3
625						タラヨウ	2, 3
626						アオハダ	2, 3
627						ソヨゴ	1, 2, 3
628						ウメモドキ	2, 3
629						キク目	キキョウ科
630				ツルニンジン	2, 3		
631				バアソブ	2		
632				ミゾカクシ	2, 3		
633	タニギキョウ	3					
634	キキョウ	2, 3					
635	キク科	キッコウハグマ	2, 3				
636		テイショウソウ	2, 3				
637		ブタクサ	2, 3				
638		ヨモギ	1, 2, 3				
639		イヌヨモギ	3				
640		ヒメヨモギ	2				

表2. 2-4(13) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典
641	種子植物門	キク目	キク科	シロヨメナ	3
642	被子植物亜門			ノコンギク	2, 3
643	真正双子葉類			シュンジュギク	2
644				ミヤマヨメナ	3
645				シラヤマギク	2, 3
646				イナカギク	2, 3
647				シュウブンソウ	1, 2, 3
648				ヨメナ	2
649				オケラ	3
650				アメリカセンダングサ	2, 3
651				コセンダングサ	3
652				ヤブタバコ	2, 3
653				コヤブタバコ	2
654				ガンクビソウ	3
655				サジガンクビソウ	2, 3
656				ヒメガンクビソウ	2, 3
657				リュウノウギク	2, 3
658				ノアザミ	2, 3
659				ケショウアザミ	3
660				キセルアザミ	3
661				ヨシノアザミ	2, 3
662				ベニバナボロギク	2, 3
663				ヤクシソウ	2, 3
664				タカサブロウ	2, 3
665				ダンドボロギク	2, 3
666				ヒメジョオン	2, 3
667				アレチノギク	3
668				ヒメムカシヨモギ	2, 3
669				オオアレチノギク	2, 3
670				サワヒヨドリ	1, 2, 3
671				ヒヨドリバナ	2, 3
672				チチコグサモドキ	2, 3
673				チチコグサ	2, 3
674				スイラン	2, 3
675				ブタナ	3
676				ニガナ	2, 3
677				ハナニガナ	2, 3
678				オオジシバリ	2
679				アキノノゲシ	2, 3
680				ヤマニガナ	2
681				ヤブタバコ	2
682				センボンヤリ	2, 3
683				ムラサキニガナ	2, 3
684				コウヤボウキ	1, 2, 3
685				フキ	2, 3
686				ハハコグサ	3
687				ノボロギク	3
688				コメナモミ	2
689				メナモミ	2
690				セイタカアワダチソウ	2, 3
691				アキノキリンソウ	2, 3
692				オニノゲシ	3
693				ノゲシ	2, 3
694				ホウキギク	2, 3

表2. 2-4(14) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典	
695	種子植物門 被子植物亜門 真正双子葉類	キク目	キク科	カンサイタンポポ	2, 3	
696				セイヨウタンポポ	3	
697				オオオナモミ	2	
698				オナモミ	2	
699				オニタビラコ	2, 3	
700		セリ目	ウコギ科	ウド	2, 3	
701				タラノキ	2, 3	
702				コシアブラ	3	
703				カクレミノ	3	
704				ケヤマウコギ	2	
705				ヤマウコギ	2, 3	
706				ヤツデ	3	
707				タカノツメ	2, 3	
708				キツタ	2, 3	
709				オオチドメ	2, 3	
710				ハリギリ	2, 3	
711				セリ科	ミツバ	2, 3
712					セリ	2, 3
713					ウマノミツバ	2, 3
714					ヤブジラミ	2, 3
715		オヤブジラミ	3			
716		マツムシソウ目	ガマズミ科	ガマズミ	2	
717				コバノガマズミ	1, 2, 3	
718				ミヤマガマズミ	2, 3	
719			スイカズラ科	コツクバネウツギ	2, 3	
720				ツクバネウツギ	2, 3	
721	ウグイスカグラ			2, 3		
722	ミヤマウグイスカグラ			3		
723	ヤマウグイスカグラ			2, 3		
724	スイカズラ			2, 3		
725	オミナエシ			2, 3		
726	オトコエシ	2, 3				
合計 141 科 726 種						

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(神戸市、昭和56年)
 2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(兵庫県、平成3年)
 3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(兵庫県、神戸市、平成11年)
 4. 「キーナの森 森林保全活動支援業務報告書」((公財)ひょうご環境創造協会、令和3年)

(2) 植生

事業実施区域及びその周囲における現存植生は、図2.2-7に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲には、「アベマキーコナラ群集」が広く分布しており、「モチツツジーアカマツ群集」や「シイ・カシ二次林」がモザイク状に分布している。低起伏丘陵の周縁部には「竹林」が点在しており、河川沿いの低地部や丘陵地には「水田雑草群落」が分布している。

事業実施区域は低起伏丘陵地に位置したゴルフ場であり、北東側の神戸複合産業団地（神戸テクノ・ロジスティックパーク）や南側の布施畑環境センターも含め、人為的な影響を強く受けた代償植生で占められており、自然植生及びそれに近い常緑広葉樹林は成立していない。

事業実施区域の西側には、櫛谷川沿いの低地部に「水田雑草群落」が分布しており、一般国道28号（神戸淡路鳴門自動車道）を挟んだ東側には、里山林の保全・育成を目的とした公園（キーナの森）があり、「モチツツジーアカマツ群集」や「シイ・カシ二次林」がまとまって分布している。

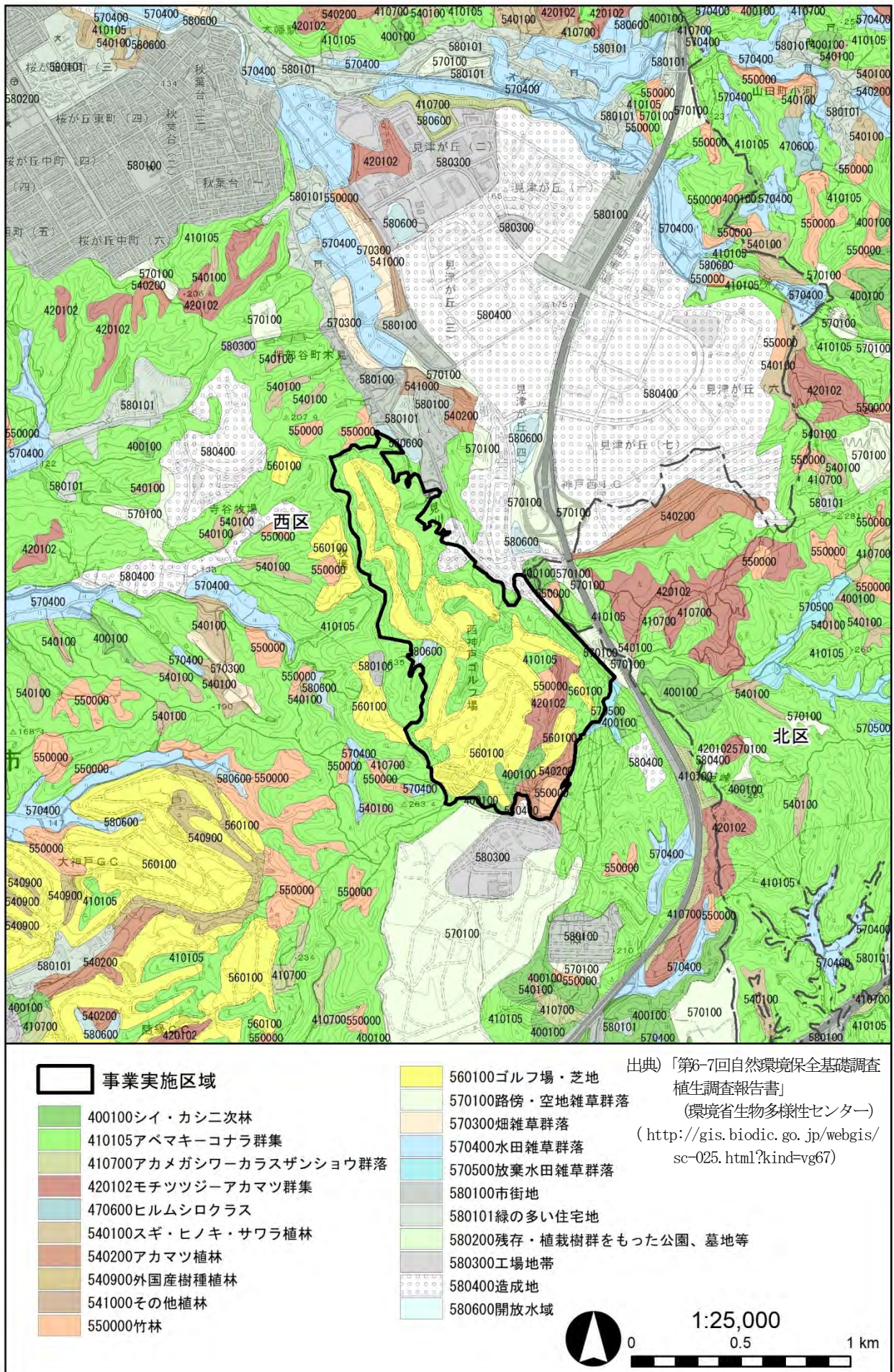


図2.2-7 現存植生図

(3) 重要な植物及び植物群落

1) 重要な植物

① 重要な植物の選定基準

重要な植物の選定基準は、表2.2-5に示すとおりである。

表2.2-5 重要な植物の選定基準

番号	法律及び文献名等	選定基準のカテゴリー
①	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号)	特別：国指定の特別天然記念物 国：国指定の天然記念物
	「兵庫県文化財保護条例」 (昭和39年4月1日兵庫県条例第58号)	県：県指定の天然記念物
	「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」 (平成9年3月31日条例第50号)	市：市指定の天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)	第一：特定第一種国内希少野生動植物種 第二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「環境の保全と創造に関する条例」 (平成7年7月18日兵庫県条例第75号)	郷土：郷土記念物
④	「神戸市生物多様性の保全に関する条例」 (平成29年10月10日神戸市条例第7号)	市指：神戸市指定野生動植物種
⑤	「【維管束植物】環境省レッドリスト(2020)」 (環境省、令和2年)	EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類 CR:絶滅危惧ⅠA類 EN:絶滅危惧ⅠB類 VU:絶滅危惧Ⅱ類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群
⑥	「兵庫県版レッドデータブック2020(植物・植物群落)」(兵庫県、令和2年)	【維管束植物】 EX:絶滅 EW:野生絶滅 A:Aランク B:Bランク C:Cランク 調:要調査種
⑦	「神戸の希少な野生動植物－神戸版レッドデータ2020－」(神戸市、令和3年)	【維管束植物】 今:今見られない A:Aランク B:Bランク C:Cランク 調:要調査

② 重要な植物

事業実施区域及びその周囲においては、表2. 2-6に示すとおり、32科53種の重要な植物が確認されている。

表2. 2-6(1) 重要な植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典	選定基準								
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	シダ植物門 大葉シダ綱	コケシノブ目	コケシノブ科	アオホラゴケ	3								B	
2		ウラボシ目	イノモトソウ科	ハコネシダ	1, 2, 3								C	
3			オンダ科	カタイノデ	2								B	
4	種子植物門	スイレン目	スイレン科	ヒツジグサ	2								C	
5	被子植物亜門	コショウ目	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ	2							C	C	
6	被子植物亜門 単子葉類	オモダカ目	トチカガミ科	スプタ	2					VU	C	A		
7				ミズオオバコ	2					VU	C	C		
8			セキシウモ	2						B	B			
9			ヒルムシロ科	コバノヒルムシロ	2					VU	B	B		
10		タコノキ目	ホンゴウソウ科	ウエマツソウ	3					VU	A	A		
11		ユリ目	ユリ科	コオニユリ	2								B	
12		クサスギカズラ目	ラン科	エビネ	2, 3						NT	C	C	
13				ギンラン	3								C	C
14				キンラン	3						VU	C	B	
15				カキラン	2								C	C
16	ススキノキ科		ノカンゾウ	2							B	B		
17	クサスギカズラ科		カンザシギボウシ	3								C	C	
18	イネ目		ガマ科	ミクリ	2						NT	C	A	
19				ナガエミクリ	3							NT	C	B
20			カヤツリグサ科	ヒメミコシガヤ	3						CR	A	A	
21				アワボスゲ	3							A	B	
22		イネ科	ヒメコヌカグサ	3							NT			
23			ウキシバ	2								C	C	
24	種子植物門	キンポウゲ目	ツヅラフジ科	ツヅラフジ	3								C	
25	被子植物亜門 真正双子葉類	マメ目	ヒメハギ科	カキノハグサ	3							B	B	
26		バラ目	グミ科	アリマグミ	1, 2, 3							C	B	
27	キントラノオ目	オトギリソウ科	トモエソウ	2, 3									B	
28			アゼオトギリ	2						EN	B	A		
29	ナデシコ目	タデ科	サイコクヌカボ	2						VU		A		
30		モウセンゴケ科	モウセンゴケ	3									C	
31	ツツジ目	ツバキ科	ナツツバキ	2									C	
32		マタタビ科	サルナシ	2, 3									調	
33		ツツジ科	ヒカゲツツジ	2								C	B	

表2. 2-6 (2) 重要な植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典	選定基準									
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦			
34	種子植物門 被子植物亜門 真正双子葉類	リンドウ目	アカネ科	イナモリソウ	3							B			
35		ナス目	ナス科	ヤマホオズキ	2					EN	A	A			
36				イガホオズキ	2								C		
37		シソ目	シソ科	ジュウニヒトエ	2								C		
38				ナツノタムラソウ	2							A			
39				キバナアキギリ	2								A		
40				シソバタツナミ	2								調		
41				ハマウツボ科	キヨスミウツボ	2, 3							B	B	
42					オオヒキヨモギ	2, 3, 4					VU				
43				タヌキモ科	ノタヌキモ	2						VU	C	A	
44					タヌキモ	2						NT	A		
45				キク目	キキョウ科	バアソブ	2						VU		
46						キキョウ	2, 3						VU		B
47		キク科	テイショウソウ		2, 3							C	C		
48			ヒメヨモギ		2							B	B		
49			オケラ		3							C	C		
50			ヒメガンクビソウ		2, 3								C		
51			ヒヨドリバナ		2, 3									C	
52			オナモミ		2							VU	EX	今	
53		セリ目	ウコギ科	ケヤマウコギ	2							EX			
合計 32科53種						0	0	0	0	20	33	46			

注) 選定基準の略称は、表2. 2-5参照。

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」 (神戸市、昭和56年)
 2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」 (兵庫県、平成3年)
 3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」 (兵庫県、神戸市、平成11年)
 4. 「キーナの森 森林保全活動支援業務報告書」 ((公財) ひょうご環境創造協会、令和3年)

2) 重要な植物群落

① 重要な植物群落の選定基準

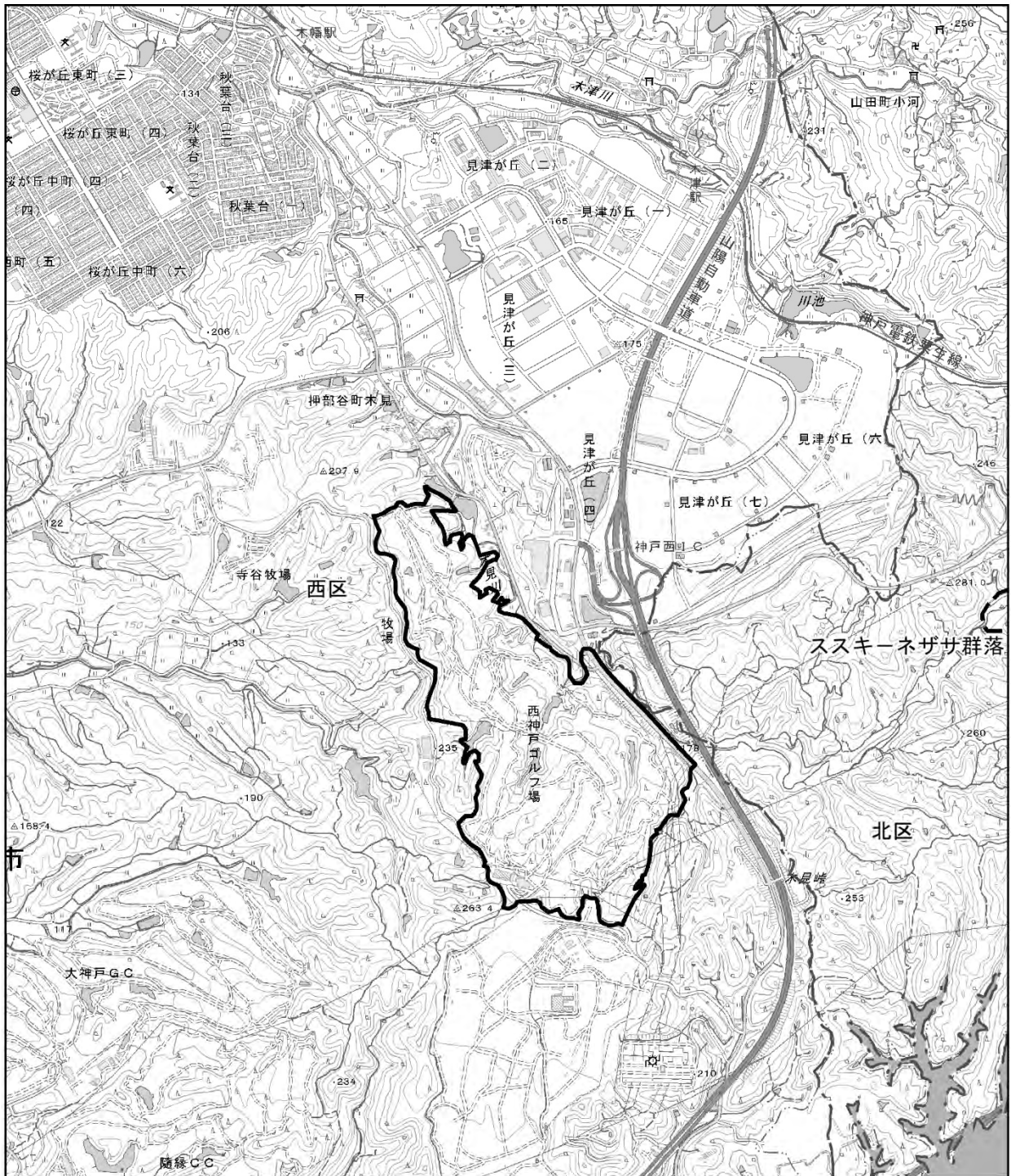
重要な植物群落の選定基準は、表2.2-7に示すとおりである。

表2.2-7 重要な植物群落の選定基準

番号	法律及び文献名等	選定基準のカテゴリー
①	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号)	特別：国指定の特別天然記念物 国：国指定の天然記念物
	「兵庫県文化財保護条例」 (昭和39年4月1日兵庫県条例第58号)	県：県指定の天然記念物
	「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」 (平成9年3月31日条例第50号)	市：市指定の天然記念物
②	「環境の保全と創造に関する条例」 (平成7年7月18日兵庫県条例第75号)	郷土：郷土記念物
③	「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」 (環境庁、昭和54年) 「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」 (環境庁、昭和63年) 「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」 (環境庁、平成12年)	A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落 又は個体群 C：比較的普通にみられるものであっても、南限、北 限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる 植物群落又は個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、 石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落また は個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の 特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らか な森林であっても長期にわたって伐採等の手が 入っていないもの。 G：乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内 で極端に少なくなる恐れのある植物群落又は個 体群 H：その他学術上重要な植物群落又は個体群
④	「兵庫県版レッドデータブック2020 (植物・植物群落)」 (兵庫県、令和2年)	【植物群落・個体群】 A:Aランク B:Bランク C:Cランク 注：要注目
⑤	「神戸の希少な野生動植物 —神戸版レッドデータ2020—」 (神戸市、令和3年)	【植物群落】 A:Aランク B:Bランク C:Cランク

② 重要な植物群落

事業実施区域及びその周囲においては、図2.2-8に示すとおり、北区山田町藍那に位置するあいな里山公園における二次草原・ススキ・ネザサ群落（棚田の畦畔法面草原）が、兵庫県によるBランクの植物群落に選定されている。



- 事業実施区域
- 重要な植物群落

出典) 「兵庫県版レッドデータブック2020 (植物・植物群落) ひょうごの環境」 (兵庫県、令和2年)



図2.2-8 重要な植物群落

3) その他留意すべき植物

① 巨樹・巨木林

事業実施区域及びその周囲においては、図2. 2-9に示すとおり、「顕宗仁賢神社のヒノキ」が市民の木に指定されている。

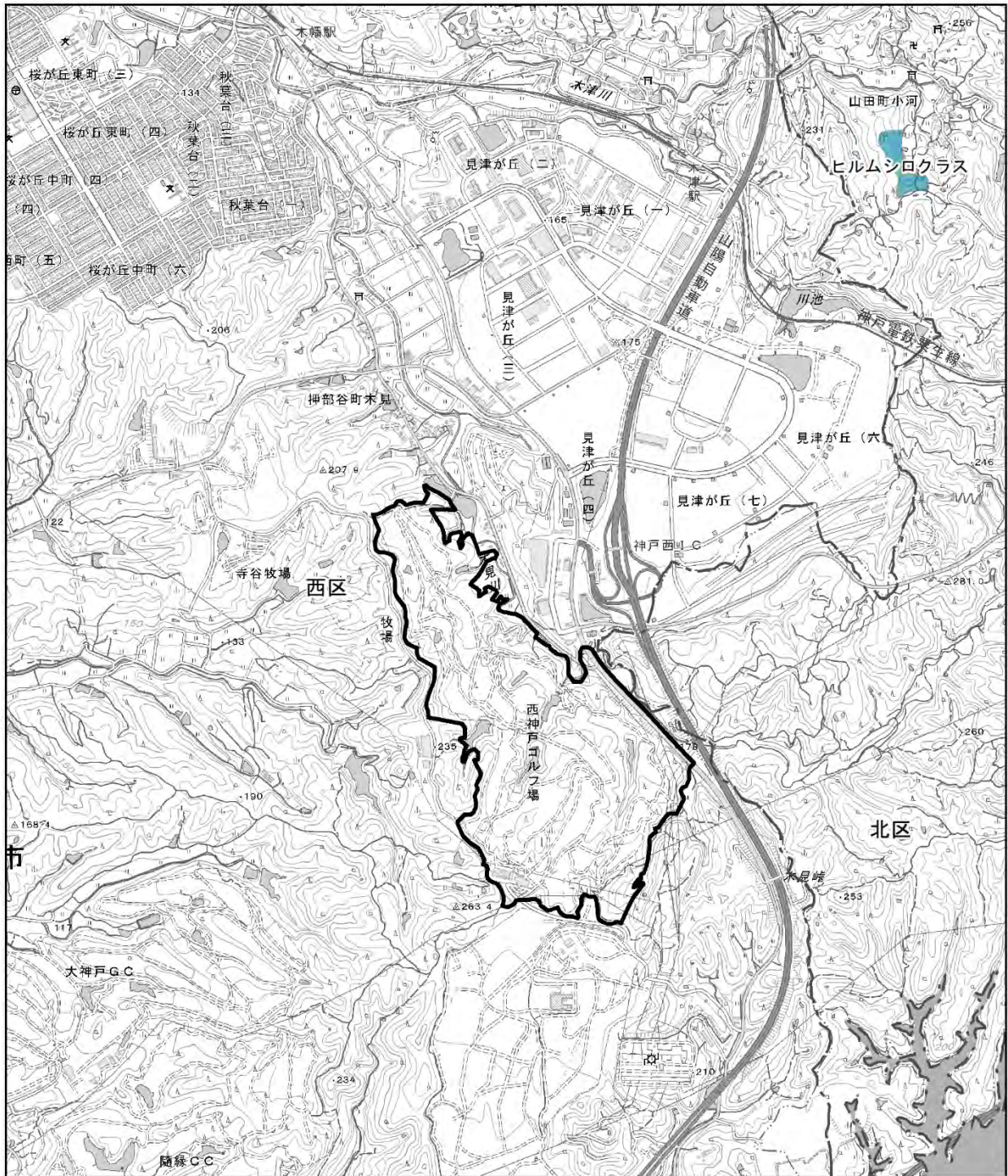
なお、「巨樹・巨木林データベース」(環境省ホームページ、令和3年6月現在)及び「ひょうごの巨樹・巨木100選」((社)兵庫県林業会議・(社)兵庫県治山林道協会、平成17年)による巨樹・巨木林は、事業実施区域及びその周囲には分布していない。

② 植生自然度が9及び10に区分される植生

事業実施区域及びその周囲における植生自然度9以上の植生は、図2. 2-10に示すとおりであり、自然度10の「ヒルムシロクラス」が分布している。



図2.2-9 巨樹・巨木林位置図



- 事業実施区域
- 植生自然度10

出典) 「第6-7回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」
 (環境省生物多様性センター)
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=v67>
 「1/2.5万植生図の新たな植生自然度について」
 (環境省生物多様性センター、平成28年)



図2.2-10 植生自然度9及び10に区分される植生の分布

2.2.5. 動物

(1) 哺乳類

事業実施区域及びその周囲においては、表2.2-8に示すとおり、5目7科10種の哺乳類が確認されている。

表2.2-8 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた哺乳類

番号	目名	科名	種名	出典
1	モグラ目（食虫目）	モグラ科	モグラ属の一種	2
2			ヒミズ	2
—			モグラ科の一種	3
3	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	2, 3
4	ネズミ目（齧歯目）	リス科	ニホンリス	3
5		ネズミ科	カヤネズミ	2
—			ネズミ科の一種	3
6	ネコ目（食肉目）	イヌ科	タヌキ	2, 3
7			キツネ	2, 3
8		イタチ科	テン	2, 3
9			イタチ	2, 3
10	ウシ目（偶蹄目）	イノシシ科	ニホンイノシシ	2, 3
合計 5目7科10種				

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」（神戸市、昭和56年）
 2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」（兵庫県、平成3年）
 3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」（兵庫県、神戸市、平成11年）
 4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（兵庫県）」（環境庁、昭和55年）

(2) 鳥類

事業実施区域及びその周囲においては、表2.2-9に示すとおり、13目29科64種の鳥類が確認されている。

表2.2-9(1) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた鳥類

番号	目名	科名	種名	出典
1	キジ目	キジ科	キジ	1, 3
2			ヤマドリ	3
3	ツル目	クイナ科	バン	1
4	カモ目	カモ科	オシドリ	3
5	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	1, 2
6	ハト目	ハト科	キジバト	1, 2, 3
7	ペリカン目	サギ科	アオサギ	3
8			アマサギ	1
9			コサギ	1, 3
10			チュウサギ	1
11			ゴイサギ	2
12	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ	1
13			ホトトギス	1, 2, 3
14	チドリ目	チドリ科	イカルチドリ	2
15	タカ目	タカ科	オオタカ	3
16			ハイタカ	3
17			サシバ	1, 2
18			ノスリ	2
19			トビ	1, 2, 3
20			ハチクマ	3
21	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	3
22	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	1
23	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	1, 2, 3
24			アカゲラ	2
25			アオゲラ	1, 3
26	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	1
27		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	1, 2, 3
28		モズ科	モズ	2, 3
29		カラス科	ハシボソガラス	1, 2, 3
30			ハシブトガラス	1, 2, 3
31			カケス	1, 2, 3

表2. 2-9(2) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた鳥類

番号	目名	科名	種名	出典	
32	スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ	1, 2, 3	
33			ヒガラ	3	
34			ヤマガラ	1, 2, 3	
35		ツバメ科	コシアカツバメ	2	
36			ツバメ	1, 2, 3	
37		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	1, 2, 3	
38		ウグイス科	ウグイス	1, 2, 3	
39			ヤブサメ	1, 2, 3	
40		エナガ科	エナガ	1, 2, 3	
41		ムシクイ科	センダイムシクイ	1, 2, 3	
42			メボソムシクイ	3	
43		メジロ科	メジロ	1, 2, 3	
44		ムクドリ科	ムクドリ	2	
45		ヒタキ科	オオルリ	1, 2, 3	
46			コサメビタキ	2	
47			ジョウビタキ	3	
48			ルリビタキ	2, 3	
49			アカハラ	3	
50			ツグミ	2, 3	
51			シロハラ	2, 3	
52			トラツグミ	3	
53			スズメ科	スズメ	1, 2, 3
54		セキレイ科	ハクセキレイ	2	
55			キセキレイ	1, 3	
56			セグロセキレイ	1, 2	
57		アトリ科	マヒワ	2	
58			カワラヒワ	1, 2, 3	
59			シメ	2	
60			ウソ	2	
61			ベニマシコ	3	
62		ホオジロ科	ホオジロ	1, 2, 3	
63			カシラダカ	2, 3	
64			アオジ	2, 3	
合計 13目29科64種					

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(神戸市、昭和56年)
 2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(兵庫県、平成3年)
 3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(兵庫県、神戸市、平成11年)
 4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(環境庁、昭和55年)

(3) 爬虫類

事業実施区域及びその周囲においては、表2.2-10に示すとおり、2目6科11種の爬虫類が確認されている。

表2.2-10 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた爬虫類

番号	目名	科名	種名	出典
1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	3
2			クサガメ	2, 3
3	有鱗目	トカゲ科	ニホントカゲ	3
4		カナヘビ科	ニホンカナヘビ	2, 3
5		タカチホヘビ科	タカチホヘビ	3
6		ナミヘビ科	シロマダラ	3
7			アオダイショウ	2, 3
8			シマヘビ	2, 3
9			ヒバカリ	2
10			ヤマカガシ	2, 3
11		クサリヘビ科	ニホンマムシ	2, 3
合計 2目6科11種				

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(神戸市、昭和56年)
 2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(兵庫県、平成3年)
 3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(兵庫県、神戸市、平成11年)
 4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(環境庁、昭和55年)

(4) 両生類

事業実施区域及びその周囲においては、表2.2-11に示すとおり、2目6科9種の両生類が確認されている。

表2.2-11 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた両生類

番号	目名	科名	種名	出典
1	有尾目	サンショウウオ科	セトウチサンショウウオ	3, 4
2		イモリ科	アカハライモリ	3
3	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	3
4		アマガエル科	ニホンアマガエル	2, 3
5		アカガエル科	ツチガエル	2
6			ウシガエル	2, 3
7			トノサマガエル	2, 3
8			ニホンアカガエル	2, 3
9		ヌマガエル科	ヌマガエル	3
合計 2目6科9種				

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(神戸市、昭和56年)
 2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(兵庫県、平成3年)
 3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(兵庫県、神戸市、平成11年)
 4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(環境庁、昭和55年)

(5) 魚類

事業実施区域及びその周囲においては、表2. 2-12に示すとおり、3目6科16種の魚類が確認されている。

表2. 2-12 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた魚類

番号	目名	科名	種名	出典	
1	コイ目	コイ科	ギンブナ	2, 3	
—			フナ属の一種	1	
2			コイ	3	
3			タモロコ	1, 2, 3	
4			カワムツ	1, 2, 3	
5			オイカワ	1, 2, 3	
6			カマツカ	1	
7			モツゴ	1, 2	
8			ドジョウ科	オオシマドジョウ	1
9				チュウガタスジシマドジョウ	1
10	ドジョウ	2, 3			
11	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	2, 3	
12	スズキ目	サンフィッシュ科	ブルーギル	2, 3	
13			オオクチバス	1, 2	
14		ドンコ科	ドンコ	1, 2, 3	
15		ハゼ科	カワヨシノボリ	1, 3	
16			トウヨシノボリ類	3	
—			ヨシノボリ属の一種	2	
合計 3目6科16種					

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(神戸市、昭和56年)
 2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(兵庫県、平成3年)
 3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(兵庫県、神戸市、平成11年)
 4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(環境庁、昭和55年)

(6) 昆虫類

事業実施区域及びその周囲においては、表2. 2-13に示すとおり、20目189科908種の昆虫類が確認されている。

表2. 2-13(1) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
1	トビムシ目	—	トビムシ目の一種	2	
2	イシノミ目	イシノミ科	イシノミ	2	
3	トンボ目 (蜻蛉目)	アオイトトンボ科	ホソミオツネトンボ	2, 3	
4			アオイトトンボ	2, 3	
5			オオアオイトトンボ	2, 3	
6			オツネトンボ	3	
7		イトトンボ科	ホソミイトトンボ	3	
8			キイトトンボ	2	
9			アオモンイトトンボ	3	
10			クロイトトンボ	2, 3	
11			オオイトトンボ	2	
12		モノサシトンボ科	モノサシトンボ	2, 3	
13		カワトンボ科	ハグロトンボ	3	
14			<i>Mnais</i> 属の一種	2, 3	
15		ヤンマ科	クロスジギンヤンマ	3	
16			ギンヤンマ	2, 3	
17			カトリヤンマ	3	
18			ミルンヤンマ	3	
19			ヤブヤンマ	3	
20		サナエトンボ科	ヤマサナエ	1, 2	
21			キイロサナエ	3	
22			ウチワヤンマ	2	
23			フタスジサナエ	2, 3	
24		オニヤンマ科	オニヤンマ	2, 3	
25		エゾトンボ科	コヤマトンボ	2, 3	
26			タカネトンボ	2	
27			エゾトンボ	2, 4	
28		トンボ科	ショウジョウトンボ	2, 3	
29			ヨツボシトンボ	2, 3	
30			ハラビロトンボ	2, 3	
31			シオカラトンボ	2, 3	
32			オオシオカラトンボ	2, 3	
33			ウスバキトンボ	2, 3	
34			コシアキトンボ	2, 3	
35			チョウトンボ	2, 3	
36			コノシメトンボ	2	
37			ナツアカネ	2, 3	
38			マユタテアカネ	2, 3	
39			アキアカネ	2, 3	
40			ナニワトンボ	1, 2	
41			ノシメトンボ	2	
42			マイコアカネ	2	
43			ヒメアカネ	2	
44			リスアカネ	2, 3	
45			ネキトンボ	1, 3	
46		シロアリ目	ミズガシラシロアリ科	ヤマトシロアリ	2, 3

表2.2-13(2) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
47	ゴキブリ目 (網翅目)	オオゴキブリ科	オオゴキブリ	3	
48		ゴキブリ科	ヤマトゴキブリ	3	
49		チャバネゴキブリ科	モリチャバネゴキブリ	2, 3	
50			キスジゴキブリ	3	
51	カマキリ目 (蟷螂目)	ヒメカマキリ科	ヒメカマキリ	3	
52		カマキリ科	ハラヒロカマキリ	3	
53			コカマキリ	2	
54			チョウセンカマキリ	2	
55			オオカマキリ	2, 3	
56	ハサミムシ目 (革翅目)	オオハサミムシ科	オオハサミムシ	3	
57	バッタ目 (直翅目)	コロギス科	ハネナシコロギス	2	
58		カマドウマ科	クラズミウマ	3	
59			マダラカマドウマ	3	
—			カマドウマ科の一種	2	
60			ツユムシ科	セスジツユムシ	2, 3
61		サトクダマキモドキ		3	
62		ヤマクダマキモドキ		3	
63		ツユムシ		2	
64		アシグロツユムシ		2, 3	
65		キリギリス科		オナガササキリ	2, 3
66			ホシササキリ	3	
67			ササキリ	2, 3	
68			ヒメギス	3	
69			クビキリギス	2, 3	
70			ニシキリギリス	3	
71			クサキリ	2	
—			キリギリス科の一種	3	
72			ケラ科	ケラ	3
73			マツムシ科	マツムシモドキ	3
74		スズムシ		3	
75		カンタン		3	
76		アオマツムシ		2, 3, 4	
77		マツムシ		3	
78		コオロギ科		ハラオカメコオロギ	3
79			クマスズムシ	3	
80			エンマコオロギ	2, 3	
81			ツヅレサセコオロギ	3	
—			コオロギ科の一種	2	
82		カネタタキ科	カネタタキ	2, 3	
83		ヒバリモドキ科	マダラスズ	3	
84	ヒメスズ		3		
85	ヤチスズ		2		
86	クサヒバリ		2		
87	キアシヒバリモドキ		3		
88	バッタ科	ショウリョウバッタ	2, 3		
89		マダラバッタ	2, 3		
90		クルマバッタ	2, 3		
91		ヒナバッタ	3		
92		トノサマバッタ	2, 3		
93		ナキイナゴ	2, 3		
94		クルマバッタモドキ	3		
95		ツマグロバッタ	3		
96		イボバッタ	2, 3		
—		バッタ科の一種	2, 3		

表2.2-13(3) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典
97	バッタ目 (直翅目)	イナゴ科	ハネナガイナゴ	2
98			ミカドフキバッタ	2
99			キンキフキバッタ	3
100			ツチイナゴ	2, 3
101		オンブバッタ科	オンブバッタ	2, 3
102		ヒシバッタ科	トゲヒシバッタ	3
103			ハネナガヒシバッタ	2, 3
104			ハラヒシバッタ	2, 3
105			ナナフシ科	ニホントビナナフシ
106		ナナフシ目 (竹節虫目)		トゲナナフシ
107			エダナナフシ	3
—			ナナフシ科の一種	2
108	チャタテムシ目		チャタテ科	チャタテ科の一種
109	カメムシ目 (半翅目)	ヒシウンカ科	キガシラヒシウンカ	3
110		ウンカ科	セジロウンカ	3
111		ハネナガウンカ科	アヤヘリハネナガウンカ	3
112			アカメガシワハネビロウンカ	3
113		アオバハゴロモ科	アオバハゴロモ	2, 3
114			トビイロハゴロモ	3
115		マルウンカ科	マルウンカ	3
116			カタビロクサビウンカ	2
117		ハゴロモ科	スケバハゴロモ	3
118			ベッコウハゴロモ	2, 3
119			アミガサハゴロモ	2, 3
120		グンバイウンカ科	ヒラタグンバイウンカ	3
121		セミ科	クマゼミ	2, 3
122			アブラゼミ	2, 3
123			ミンミンゼミ	2, 3
124			チッチゼミ	2, 3
125			ツクツクボウシ	2, 3
126			ニイニイゼミ	2, 3
127			ヒグラシ	2, 3
128			ハルゼミ	3, 4
129	アワフキムシ科		シロオビアワフキ	2, 3
130			ハマベアワフキ	3
131		ホシアワフキ	3	
132	コガシラアワフキムシ科	コガシラアワフキ	2, 3	
133	ヨコバイ科	カンキツヒメヨコバイ	3	
134		スズキフタテンヒメヨコバイ	3	
135		ホシアオズキンヨコバイ	3	
136		ツマグロオオヨコバイ	2, 3	
137		オオヨコバイ	3	
138		マダラヒメヨコバイ	3	
139		オオオナガトガリヨコバイ	3	
140		ブチミヤクヨコバイ	3	
141		フタスジトガリヨコバイ	3	
142		ヒシモンヨコバイ	3	
143		マエジロオオヨコバイ	3	
144		ミドリヒロヨコバイ	3	
145		ミミズク	3	
146		コミミズク	3	
147		ホシヒメヨコバイ	3	
148		ツマグロヨコバイ	3	

表2.2-13(4) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典
149	カメムシ目 (半翅目)	ヨコバイ科	クワキヨコバイ	2, 3
—			ヨコバイ科の一種	3
150		サシガメ科	ヨコヅナサシガメ	2, 4
151			アカサシガメ	2, 3
152			シマサシガメ	2, 3
153		グンバイムシ科	オオウチワグンバイ	3
154			トサカグンバイ	3
155		カスミカメムシ科	クロバカスミカメ	3
156			モモアカハギカスミカメ	3
157			ツماغロハギカスミカメ	3
158			ヨツボシカスミカメ	3
—			カスミカメムシ科の一種	2, 3
159		マキバサシガメ科	ホソマキバサシガメ	3
160			ハネナガマキバサシガメ	3
161		ヒラタカメムシ科	コヒラタカメムシ	3
162		オオホシカメムシ科	オオホシカメムシ	3
163			ヒメホシカメムシ	2, 3
164		ホシカメムシ科	フタモンホシカメムシ	2, 3
165		ホソヘリカメムシ科	クモヘリカメムシ	2, 3
166			ホソヘリカメムシ	2, 3
167		ヘリカメムシ科	ホソハリカメムシ	2, 3
168			ハリカメムシ	2, 3
169			ハラビロヘリカメムシ	2, 3
170			オオクモヘリカメムシ	2
171			ホシハラビロヘリカメムシ	2, 3
172			オオツマキヘリカメムシ	2, 3
173			ツマキヘリカメムシ	2, 3
174			オオヘリカメムシ	2
175			ヒメヘリカメムシ科	スカシヒメヘリカメムシ
176		ブチヒメヘリカメムシ		2, 3
177		ナガカメムシ科	コバネナガカメムシ	3
178			オオメナガカメムシ	2, 3
179			キベリヒョウタンナガカメムシ	3
180			オオモンシロナガカメムシ	2, 3
181			オオチャイロナガカメムシ	3
182			チャイロナガカメムシ	2, 3
183			ヒメナガカメムシ	3
184			ヒラタヒョウタンナガカメムシ	3
185			ヒゲナガカメムシ	3
186			モンシロナガカメムシ	2, 3
187			アカアシホソナガカメムシ	3
188			クロアシホソナガカメムシ	3
189			コバネヒョウタンナガカメムシ	3
—			ナガカメムシ科の一種	2
190			ツノカメムシ科	セアカツノカメムシ
191		ベニモンツノカメムシ		3
192		エサキモンキツノカメムシ		2
193		ツチカメムシ科	ヒメツチカメムシ	3
194			ツチカメムシ	3
195		カメムシ科	ウズラカメムシ	3
196			シロヘリカメムシ	3
197			ウシカメムシ	3
198			トゲカメムシ	2
199			ブチヒゲカメムシ	2

表2. 2-13(5) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典
200	カメムシ目 (半翅目)	カメムシ科	ナガメ	3
201			ムラサキシラホシカメムシ	2
202			シラホシカメムシ	3
203			ツヤアオカメムシ	3
204			エビイロカメムシ	2, 3
205			クサギカメムシ	2, 3
206			ヨツボシカメムシ	2
207			フタデシカメムシ	3
208			スコットカメムシ	2
209			ツマジロカメムシ	2, 3
210			チャバネアオカメムシ	2, 3
211		イネクロカメムシ	2	
212		マルカメムシ科	マルカメムシ	2, 3
213		キンカメムシ科	チャイロカメムシ	3
214			アカスジキンカメムシ	2
215		アメンボ科	オオアメンボ	3
216			アメンボ	3
217			ヒメアメンボ	2, 3
218			シマアメンボ	3
219		ミズムシ科	ミズムシ	3
220			コミズムシ	2, 3
221		コオイムシ科	コオイムシ	3
222			タガメ	4
223		タイコウチ科	タイコウチ	2
224			ミズカマキリ	3
225		マツモムシ科	コマツモムシ	3
226	マツモムシ		2, 3	
227	アザミウマ目	クダアザミウマ科	クダアザミウマ科の一種	3
228	ヘビトンボ目	ヘビトンボ科	タイリククロスジヘビトンボ	3
229	アミメカゲロウ目 (脈翅目)	カマキリモドキ科	キカマキリモドキ	3
230			ヒメカマキリモドキ	3
231		クサカゲロウ科	ヤマトクサカゲロウ	3
—			クサカゲロウ科の一種	3
232		ツノトンボ科	ツノトンボ	2, 3
233		ウスバカゲロウ科	ウスバカゲロウ	3
234			カスリウスバカゲロウ	3
235			モイワウスバカゲロウ	3
—			ウスバカゲロウ科の一種	2
236		コナカゲロウ科	コナカゲロウ科の一種	2
237	シリアゲムシ目 (長翅目)	シリアゲムシ科	ヤマトシリアゲ	2, 3
238			キアシシリアゲ	3
239			スカシシリアゲモドキ	3
—			シリアゲムシ科の一種	2, 3
240	トビケラ目 (毛翅目)	シマトビケラ科	シマトビケラ科の一種	2
241		ニンギョウトビケラ科	ニンギョウトビケラ	3
242		エグリトビケラ科	ウスバキトビケラ	3
243			エグリトビケラ	3
244		トビケラ科	アミメトビケラ	3
245	チョウ目 (鱗翅目)	ヒロゾコガ科	アトモンヒロゾコガ	2
246		マルハキバガ科	シロスジベニマルハキバガ	3
247		スガ科	モチツツジメムシガ	3
248		ハマキガ科	チャノコカクモンハマキ	3
249			アトキハマキ	3
250			モミアトキハマキ	3

表2. 2-13(6) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
251	チョウ目 (鱗翅目)	ハマキガ科	マツアトキハマキ	3	
252			ビロードハマキ	2	
253			アトボシハマキ	3	
254			アシプトヒメハマキ	3	
255			トビモンコハマキ	3	
256			ヨモギネムシガ	3	
257			シロズスソモンヒメハマキ	3	
258			ヨツスジヒメシンクイ	3	
259			シロモンヒメハマキ	3	
260			ニセコシワヒメハマキ	3	
261			オオギンスジハマキ	3	
262			クロネハイイロヒメハマキ	3	
—				ハマキガ科の一種	3
263			イラガ科	アオイラガ	3
264				タイワンイラガ	2
265			マダラガ科	ホタルガ	2, 3
266			トリバガ科	トリバガ科の一種	3
267			セセリチョウ科	ダイミョウセセリ	3
268				ホソバセセリ	2, 3
269	イチモンジセセリ	3			
270	チャバネセセリ	2, 3			
271	オオチャバネセセリ	3			
272	キマダラセセリ	2, 3			
273	シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ	3		
274		ムラサキシジミ	3		
275		ルリシジミ	3		
276		ウラギンシジミ	2, 3		
277		ツバメシジミ	2, 3		
278		アカシジミ	3		
279		ベニシジミ	2, 3		
280		クロシジミ	2		
281		ヤマトシジミ本土亜種	2, 3		
282		タテハチョウ科	コムラサキ	2	
283	ミドリヒョウモン		2		
284	ツマグロヒョウモン		3		
285	メスグロヒョウモン		2		
286	ゴマダラチョウ本土亜種		3		
287	ルリタテハ本土亜種		2, 3		
288	クロヒカゲ本土亜種		2, 3		
289	ヒカゲチョウ		2, 3		
290	テングチョウ日本本土亜種		2, 3		
291	イチモンジチョウ		2, 3		
292	アサマイチモンジ		2		
293	ジャノメチョウ		2, 3		
294	コジャノメ		2, 3		
295	ヒメジャノメ		2		
296	サトキマダラヒカゲ		2, 3		
297	コムスジ本州以南亜種		2, 3		
298	ヒオドシチョウ		3		
299	アサギマダラ		2		
300	キタテハ		2, 3		
301	オオムラサキ		2		
302	ヒメアカタテハ	3			

表2.2-13(7) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
303	チョウ目 (鱗翅目)	タテハチョウ科	アカタテハ	2	
304			ヒメウラナミジャノメ	2, 3	
305		アゲハチョウ科	ジャコウアゲハ本土亜種	2, 3	
306			アオスジアゲハ	2, 3	
307			ギフチョウ	4	
308			カラスアゲハ本土亜種	3	
309			モンキアゲハ	2, 3	
310			キアゲハ	2, 3	
311			オナガアゲハ	3	
312			クロアゲハ本土亜種	2, 3	
313			アゲハ	2, 3	
314			シロチョウ科	モンキチョウ	3
315				ミナミキチョウ	2, 3
316				スジグロシロチョウ	2, 3
317				モンシロチョウ	2, 3
318		ツトガ科	クロウスムラサキノメイガ	3	
319			シロヒトモンノメイガ	3	
320			ヒメトガリノメイガ	3	
321			ツトガ	3	
322			サツマトガ	3	
323			ヘリアカキンノメイガ	3	
324			ニカメイガ	3	
325			キベリハネボソノメイガ	3	
326			コブノメイガ	3	
327			マツノゴマダラノメイガ	3	
328			キアヤヒメノメイガ	3	
329			オオモンシロルリノメイガ	2	
330			モンキクロノメイガ	3	
331			ミツテンノメイガ	3	
332			マメノメイガ	3	
333			シロテンキノメイガ	3	
334			クロフキノメイガ	3	
335			ホシオビホソノメイガ	3	
336			クロミスジノメイガ	3	
337			ヨスジノメイガ	3	
338	ヘリジロキンノメイガ		3		
339	マエアカスカシノメイガ		3		
340	ゼニガサミズメイガ		2		
341	クロスジキンノメイガ		3		
342	ウコンノメイガ		3		
343	トモンノメイガ		3		
344	シロオビノメイガ		3		
345	ウラジロキノメイガ		3		
346	メイガ科	ツツマダラメイガ	3		
347		ウスアカムラサキマダラメイガ	3		
348		ウスオビトガリメイガ	3		
349		ウスベニトガリメイガ	2, 3		
350		アカマダラメイガ	3		
351		ツマキシマメイガ	3		
—		メイガ科の一種	3		
352	マドガ科	アカジママドガ	3		
353	カギバガ科	マエキカギバ	2, 3		
354		ヤマトカギバ	3		
355		アシベニカギバ	3		

表2. 2-13(8) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典
356	チョウ目 (鱗翅目)	カギバガ科	ヒメハイイロカギバ	3
357			モントガリバ	3
358			ウコンカギバ	3
359		アゲハモドキガ科	キンモンガ	2, 3
360		シャクガ科	アシプトチズモンアオシャク	3
361			ナカウスエダシャク	3
362			ゴマダラシロエダシャク	3
363			アトヘリアオシャク	3
364			ヒヨウモンエダシャク	2
365			フタモンクロナミシャク	3
366			フタテンオエダシャク	3
367			ホソバハラアカアオシャク	3
368			クロスジアオナミシャク	3
369			ウコンエダシャク	3
370			マツオオエダシャク	3
371			ツマキリエダシャク	3
372			キアミメナミシャク	3
373			エグリエダシャク	3
374			キマダラオオナミシャク	2
375			ウラベニエダシャク	3
376			ミツボシナミシャク	3
377			サザナミオビエダシャク	2, 3
378			ウラキトガリエダシャク	2, 3
379			ヨスジキヒメシャク	3
380			キオビベニヒメシャク	3
381			ベニヒメシャク	3
382			ミジンキヒメシャク	3
383			フタホシシロエダシャク	3
384			ウスクモエダシャク	2, 3
385			マエキトビエダシャク	2, 3
386			エグリヅマエダシャク	3
387			ヨツメエダシャク	3
388			コヨツメエダシャク	2, 3
389			ナミスジシロエダシャク	3
390			ウスアオエダシャク	3
391			ツマキリウスキエダシャク	3
392			ソトシロオビナミシャク	3
393			コナフキエダシャク	2, 3
394			ツマキエダシャク	3
395			マエキオエダシャク	3
396	クロスジオオシロヒメシャク		3	
397	オレクギエダシャク	3		
398	ギンバネヒメシャク	3		
399	クロハグルマエダシャク	3		
400	スジハグルマエダシャク	3		
401	キマダラツバメエダシャク	3		
402	コベニスジヒメシャク	3		
403	モンシロツマキリエダシャク	3		
—		シャクガ科の一種	2, 3	
404	カレハガ科	マツカレハ	3	
405		タケカレハ	3	
406		リンゴカレハ	3	
407	ヤママユガ科	ヤママユ本土亜種	2	
408		ウスタビガ本土亜種	2	

表2. 2-13(9) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
409	チョウ目 (鱗翅目)	スズメガ科	ホソバスズメ	3	
410			アジアホソバスズメ	3	
411			サザナミスズメ	3	
412			ホシホウジャク	2	
413			エゾスズメ	3	
—			スズメガ科の一種	2	
414			シャチホコガ科	キシヤチホコ	3
415		ホソバネグロシャチホコ		3	
416		セダカシャチホコ		3	
417		ホソバシャチホコ		3	
418		ハガタエグリシャチホコ		3	
419		ルリモンシャチホコ		3	
420		ツマキシヤチホコ		2	
421		スズキシヤチホコ		3	
422		オオエグリシャチホコ		2, 3	
423		ムラサキシヤチホコ		3	
424		ヒトリガ科		カノコガ	2, 3
425				スジベニコケガ	3
426				マエグロホソバ	3
427			ムジホソバ	3	
428			クワゴマダラヒトリ	3	
—			ヒトリガ科の一種	2	
429		ドクガ科	チャドクガ	3	
430			アカヒゲドクガ	3	
431			ナチキシタドクガ	3	
432			トラサンドクガ	3	
433			マイマイガ	3	
434			カシワマイマイ本土亜種	2, 3	
435			ヒメシロモンドクガ	3	
436			ヤクシマドクガ	3	
437			ゴマフリドクガ日本本土・奄美亜種	3	
438			ニワトコドクガ	3	
439		ヤガ科	フタテンヒメヨトウ	2	
440			シラナミクロアツバ	2	
441			オオシマカラスヨトウ	3	
442			シロスジカラスヨトウ	3	
443			ネスジシラクモヨトウ	3	
444			シロテンウスグロヨトウ	3	
445			ヒメウスグロヨトウ	3	
446			ヤマガタアツバ	3	
447			イチモジキノコヨトウ	3	
448			ウスアオモンコヤガ	3	
449			オオエグリバ	3	
450			ガマヨトウ	3	
451			コガタキシタバ	3	
452			カバイロシマコヤガ	3	
453	シマフコヤガ		3		
454	ベニシマコヤガ		3		
455	キノコヨトウ		3		
456	ハガタクチバ		3		
457	オオバコヤガ		3		
458	オオシラホシアツバ		2		
459	オオトモエ		3		
460	アケビコノハ	3			

表2. 2-13(10) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典		
461	チョウ目 (鱗翅目)	ヤガ科	クロクモヤガ	3		
462			ソトウスグロアツバ	2		
463			モンキコヤガ	2, 3		
464			シロホシクロアツバ	2		
465			アミメケンモン	3		
466			クビグロクチバ	3		
467			ヒメネジロコヤガ	3		
468			シャクドウクチバ	3		
469			シロスジトモエ	3		
470			フタホシコヤガ	3		
471			フサキバアツバ	3		
472			マダラキヨトウ	3		
473			クサシロキヨトウ	3		
474			マメチャイロキヨトウ	3		
475			フタオビキヨトウ	3		
476			フタオビコヤガ	3		
477			ツマジロツマキリアツバ	2, 3		
478			リンゴツマキリアツバ	3		
479			ニセタマナヤガ	3		
480			シロマダラコヤガ	3		
481			シロフコヤガ	3		
482			オオアカマエアツバ	3		
483			カバスジヤガ	3		
484			コマルモンシロガ	3		
485			オスグロトモエ	3		
486			ウスアオキノコヨトウ	3		
487			ネモンシロフコヤガ	3		
488			カザリツマキリアツバ	3		
489			キイロアツバ	3		
490			ヒメコブヒゲアツバ	3		
491			キシタミドリヤガ	3		
—				ヤガ科の一種	3	
492				コブガ科	ギンボシリング	2, 3
493					ミドリリング	3
494					クロオビリング	3
495					アカスジアオリング	3
496			ハエ目 (双翅目)	ガガンボ科	スネブトクシヒゲガガンボ	2, 3
497					ベッコウガガンボ	3
498					キリウジガガンボ	3
—					ガガンボ科の一種	2, 3
499				キノコバエ科	キノコバエ科の一種	2
500				カ科	カ科の一種	3
501				タマバエ科	タマバエ科の一種	2
502				クロバネキノコバエ科	クロバネキノコバエ科の一種	2
503				コガシラアブ科	セダカコガシラアブ	3
504				ムシヒキアブ科	トラフムシヒキ	3
505					イッシキイシアブ	3
506					アオメアブ	2, 3
507	オオイシアブ	2				
508	ナミマガリケムシヒキ	2, 3				
509	シオヤアブ	2, 3				
—	ムシヒキアブ科の一種	3				
510	ハナアブ科	ホソヒラタアブ			3	
511		シマハナアブ		2		

表2. 2-13(11) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
512	ハエ目 (双翅目)	ハナアブ科	オオハナアブ	2	
513			ヒメヒラタアブ	3	
—			ハナアブ科の一種	3	
514		ショウジョウバエ科	ショウジョウバエ科の一種	2	
515		ベッコウバエ科	ベッコウバエ	3	
516		ミギワバエ科	カマキリバエ	3	
517		デガシラバエ科	フトハチモドキバエ	3	
518		シマバエ科	シマバエ科の一種	2	
519		ミバエ科	ミバエ科の一種	3	
520		クロバエ科	キンバエ	2	
521			ツماغロキンバエ	3	
—			クロバエ科の一種	3	
522		ノミバエ科	ノミバエ科の一種	2	
523		ニクバエ科	センチニクバエ	3	
524		ヤドリバエ科	ヨコジマオオハリバエ	3	
525		コウチュウ目 (鞘翅目)	ホソクビゴミムシ科	オオホソクビゴミムシ	3
526				ミイデラゴミムシ	2
527			オサムシ科	キイロチビゴモクムシ	2, 3
528				エゾヒメヒラタゴミムシ	3
529				ニセマルガタゴミムシ	3
530				オオマルガタゴミムシ	2
531				ヒメツヤマルガタゴミムシ	3
532				オオホシボシゴミムシ	3
533				ヒメゴミムシ	3
534	キベリゴモクムシ			2, 3	
535	マイマイカブリ			3	
536	オオオサムシ			2, 3	
537	ヤコンオサムシ			2, 3	
538	オオアトボシアオゴミムシ			2, 3	
539	アトボシアオゴミムシ			2, 3	
540	アオゴミムシ			3	
541	コガシラアオゴミムシ			2	
542	アトワアオゴミムシ			3	
543	オオアオモリヒラタゴミムシ			3	
544	コハラアカモリヒラタゴミムシ			3	
—	Colpodes 属の一種			2	
545	コキノコゴミムシ			3	
546	ルリヒラタゴミムシ			3	
547	セアカヒラタゴミムシ			3	
548	フトヒゲホソアトキリゴミムシ			3	
549	クビボソゴミムシ			2	
550	スジアオゴミムシ			3	
551	ヒメケゴモクムシ			2, 3	
552	コゴモクムシ			3	
553	フタホシアトキリゴミムシ			3	
554	ホシハネビロアトキリゴミムシ			3	
555	ハネビロアトキリゴミムシ			3	
556	フタホシスジバネゴミムシ			3	
557	クリイロナガゴミムシ			3	
558	マルガタナガゴミムシ			3	
559	ヨリトモナガゴミムシ			3	
560	マルガタツヤヒラタゴミムシ			3	
561	キアシツヤヒラタゴミムシ			2, 3	
562	クロツヤヒラタゴミムシ	3			

表2. 2-13(12) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
563	コウチュウ目 (鞘翅目)	オサムシ科	ヒメツヤヒラタゴミムシ	3	
564			オオクロツヤヒラタゴミムシ	2, 3	
565		ハンミョウ科	ニワハンミョウ	2, 3	
566			ナミハンミョウ	3	
567		ゲンゴロウ科	シマゲンゴロウ	3	
568			コシマゲンゴロウ	2, 3	
569			ウスイロシマゲンゴロウ	3	
570			チビゲンゴロウ	3	
571			ツブゲンゴロウ	2	
572			ミズスマシ科	オオミズスマシ	2, 3
573		ミズスマシ		3	
574		ガムシ科	トゲバゴマフガムシ	3	
575			ゴマフガムシ	2	
576			セマルガムシ	3	
577			キベリヒラタガムシ	3	
578			ヒメガムシ	3	
579		エンマムシ科	コエンマムシ	3	
580			エンマムシ	2	
581		シデムシ科	クロシデムシ	3	
582			ヨツボシモンシデムシ	3	
583		ハネカクシ科	ムネビロハネカクシ	3	
584			チビクロセスジハネカクシ	3	
585			アカバヒメホソハネカクシ	3	
586			サビハネカクシ	2	
587			アカセスジハネカクシ	3	
588			アオバアリガタハネカクシ	3	
589			クロオオコガシラハネカクシ	3	
590			キアシチビコガシラハネカクシ	3	
591			アカバトガリオオズハネカクシ	2, 3	
592			ツマグロスジナガハネカクシ	3	
593			スジナガメダカハネカクシ	3	
—			ハネカクシ科の一種	2, 3	
594			マルハナノミダマシ科	ツマアカマルハナノミダマシ	3
595			マルハナノミ科	トビイロマルハナノミ	3
596			クワガタムシ科	コクワガタ	2, 3
597		スジクワガタ		2	
598		ヒラタクワガタ本土亜種		2	
599		ミヤマクワガタ		2, 3	
600		コガネムシ科	コイチャコガネ	2, 3	
601			アオドウガネ	3	
602			ドウガネブイブイ	2, 3	
603			サクラコガネ	2	
604			ヒメコガネ	2, 3	
605			アオハナムグリ	3	
606			ヒメアシナガコガネ	2, 3	
607	セマダラコガネ		2, 3		
608	コアオハナムグリ		2, 3		
609	クロハナムグリ		2		
610	ナガチャコガネ		2, 3		
611	ヒメトラハナムグリ		2		
612	アカビロウドコガネ		3		
613	ビロウドコガネ		3		
614	マルガタビロウドコガネ		3		
615	コフキコガネ	2			

表2. 2-13(13) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
616	コウチュウ目 (鞘翅目)	コガネムシ科	スジコガネ	3	
617			クリイロコガネ	3	
618			ヒラタハナムグリ	2	
619			コブマルエンマコガネ	2, 3	
620			マメダルマコガネ	2, 3	
621			ツヤエンマコガネ	3	
622			マメコガネ	2, 3	
623			シロテンハナムグリ	2, 3	
624			カナブン	2, 3	
625			カブトムシ	2, 3	
—			コガネムシ科の一種	3	
626			ナガドロムシ科	タテスジナガドロムシ	3
627			チビマルハナノミ属の一種	2	
628			ナガハナノミ科	コヒゲナガハナノミ	2
629			タマムシ科	クロナガタマムシ	2
630				ヒメヒラタタマムシ	2
631				クロタマムシ	2
632		ウバタマムシ		3	
633		タマムシ		2, 3	
634		シロオビナカボソタマムシ		2	
635		アオマダラタマムシ		3	
636		ホソツツタマムシ		1	
637		クズノチビタマムシ		3	
—		タマムシ科の一種		3	
638		コメツキムシ科		サビキコリ	3
639				アカハラクロコメツキ	3
640				ウバタマコメツキ	3
641	オオフタモンウバタマコメツキ			3	
642	キバネホソコメツキ		3		
643	クロツヤコメツキ		3		
644	クロツヤハダコメツキ		2		
645	クロツヤクシコメツキ		2		
646	クシコメツキ		2, 3		
647	オオナガコメツキ		3		
648	ヒゲコメツキ		2, 3		
649	クリイロアシプトコメツキ		1		
650	アカアシオオクシコメツキ		3		
651	シラケチビミズギワコメツキ		3		
652	ジョウカイボン科		クロヒメクビボソジョウカイ	3	
653			ウスイロクビボソジョウカイ	3	
654			ヒメジョウカイ	3	
655		セスジジョウカイ	3		
656		ジョウカイボン	3		
657		セボシジョウカイ	3		
658		クロスジツマキジョウカイ	3		
659		ウスバツマキジョウカイ	3		
660		マルムネジョウカイ	3		
661		クロヒメジョウカイ	3		
662		キンイロジョウカイ	2		
663	ホタル科	オバボタル	2, 3		
664		ゲンジボタル	2		
665		ヘイケボタル	2		
666		オオマドボタル	2		
—		ホタル科の一種	2		

表2. 2-13(14) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
667	コウチュウ目 (鞘翅目)	ベニボタル科	コクロハナボタル	2, 3	
668			ベニボタル	2	
669			フトベニボタル	3	
670			クシヒゲベニボタル	3	
671			クロハナボタル	3	
672		カツオブシムシ科	クロヒゲブトカツオブシムシ	3	
673		カッコウムシ科	ホソカッコウムシ	3	
674			キムネツツカッコウムシ	3	
675		ジョウカイモドキ科	ヒロオビジョウカイモドキ	3	
676			キアシオビジョウカイモドキ	2, 3	
677			ツマキアオジョウカイモドキ	3	
678			ヒメジョウカイモドキ	3	
679		ツツキノコムシ科	タテスジツツキノコムシ	3	
680		テントウムシ科	シロトホシテントウ	3	
681			ヒメアカホシテントウ	2	
682			ナナホシテントウ	2, 3	
683			マクガタテントウ	2	
684			ナミテントウ	3	
685			ニジュウヤホシテントウ	3	
686			キイロテントウ	2, 3	
687			ヒメカメノコテントウ	2, 3	
688			コカメノコテントウ	3	
689			ベニヘリテントウ	3	
690			コクロヒメテントウ	2, 3	
691			シロホシテントウ	3	
692			キスイムシ科	キイロセマルキスイ	3
693				オオナガキスイ	3
694	ヒラタムシ科		オオキバチビヒラタムシ	3	
695	テントウムシダマシ科	ヨツボシテントウダマシ	2		
696	オオキノコムシ科	ミツボシチビオオキノコムシ	1		
697	オオキスイムシ科	ヨツボシオオキスイ	2, 3		
698	コメツキモドキ科	ルイスコメツキモドキ	2		
699	ネスイムシ科	アナバケデオネスイ	2		
700	ケシキスイ科	ツバキヒラタケシキスイ	3		
701		ヨツボシケシキスイ	2, 3		
702		キベリチビケシキスイ	3		
703		アカマダラケシキスイ	3		
704		マルキマダラケシキスイ	2, 3		
—		ケシキスイ科の一種	2, 3		
705		ヒメハナムシ科	ミジンムシモドキ	2	
706	ホソヒラタムシ科	ミツモンセマルヒラタムシ	3		
707	ヒメキノコムシ科	ツヤヒメキノコムシ	1		
708	アリモドキ科	ホソクビアリモドキ	3		
709		ミツヒダアリモドキ	3		
710	ホソカタムシ科	ハヤシヒメヒラタホソカタムシ	3		
711	ニセクビボソムシ科	ヤマトニセクビボソムシ	3		
712	ナガクチキムシ科	アヤモンヒメナガクチキ	3		
713		ヒメホソナガクチキ	3		
714	ツチハンミョウ科	キイロゲンセイ	3		
715	ハナノミ科	ナミアカヒメハナノミ	3		
716		ミヤマヒメハナノミ	1		
717		シロウズクロヒメハナノミ	3		
—		ハナノミ科の一種	3		
718	コキノコムシ科	コマダラコキノコムシ	3		

表2. 2-13(15) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
719	コウチュウ目 (鞘翅目)	カミキリモドキ科	キイロカミキリモドキ	2	
720			アオカミキリモドキ	2, 3	
721			モモボトカミキリモドキ	3	
722		ゴミムシダマシ科	オオクチキムシ	2, 3	
723			クチキムシ	3	
724			クリノウスイロクチキムシ	2	
725			アカガネアオハムシダマシ	3	
726			アカイロアオハムシダマシ	3	
727			ルリゴミムシダマシ	2, 3	
728			コスナゴミムシダマシ	2, 3	
729			オオメキバネハムシダマシ	2, 3	
730			ヒゲブトゴミムシダマシ	3	
731			フジナガハムシダマシ	3	
732			ニツヤヒサゴゴミムシダマシ	3	
733			ニホンキマワリ本土亜種	3	
734			サトユミアシゴミムシダマシ	3	
735			ホンドニジゴミムシダマシ	3	
736			ミツノゴミムシダマシ	3	
737			モトヨツコブエグリゴミムシダマシ	3	
738			マルセルエグリゴミムシダマシ本土亜種	3	
—				ゴミムシダマシ科の一種	2
739			カミキリムシ科	シナノサビカミキリ	3
740				エグリトラカミキリ	2
741		ヨツスジトラカミキリ		2, 3	
742		クモガタケシカミキリ		3	
743		ヤツボシハナカミキリ		2	
744		ヨツスジハナカミキリ		2, 3	
745		カタシロゴマフカミキリ		3	
746		ゴマフカミキリ		2	
747		ナガゴマフカミキリ		2	
748		ミヤマカミキリ		2	
749		ヘリグロリンゴカミキリ		2, 3	
750		ヒメリンゴカミキリ		3	
751		ラミーカミキリ		2	
752		ノコギリカミキリ		2, 3	
753		トガリシロオビスサビカミキリ		2	
754		アトジロサビカミキリ		3	
755		ベニカミキリ		2	
756		セミスジコブヒゲカミキリ		2	
757		ヒトオビアラゲカミキリ		3	
758		クロカミキリ		2, 3	
759	ヨツボシカミキリ	3			
760	クビアカトラカミキリ	3			
761	ハムシ科	アカガネサルハムシ		2, 3	
762		タマツツハムシ		3	
763		スジカミナリハムシ本州以南亜種		3	
764		コカミナリハムシ		3	
765		サメハダツブノミハムシ		3	
766		オオアカマルノミハムシ		2	
767		ウリハムシ	2, 3		
768		クロウリハムシ	2, 3		
769		アオバネサルハムシ	2		
770		チャバラマメゾウムシ	3		
771		アズキマメゾウムシ	3		

表2. 2-13(16) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典		
772	コウチュウ目 (鞘翅目)	ハムシ科	ヒメドウガネトビハムシ	3		
773			キバラヒメハムシ	3		
774			ムシクソハムシ	2, 3		
775			ヨモギハムシ	2, 3		
776			キアシアオハムシ	3		
777			パラルリツツハムシ	2, 3		
778			チビルリツツハムシ	3		
779			キアシルリツツハムシ	3		
780			クロボシツツハムシ	3		
781			ジュウシホシツツハムシ	3		
782			カタビロトゲハムシ	3		
783			マダラカサハラハムシ	3		
784			クロハムシ	3		
785			ジュンサイハムシ	3		
786			イタドリハムシ	2, 3		
787			フジハムシ	2, 3		
788			キバネマルノミハムシ	3		
789			ケブカクロナガハムシ	3		
790			アカクビボソハムシ	2		
791			サンゲトビハムシ	3		
792			クビアカトビハムシ	3		
793			コフキケブカサルハムシ	3		
794			ホタルハムシ	2, 3		
795			ドウガネツヤハムシ	3		
796			ハギツツハムシ	3		
797			ムネアカキバネサルハムシ	3		
798			ヨツボシハムシ	2, 3		
799			クロオビツツハムシ	3		
800			ブチヒゲケブカハムシ	2		
801			キボシルリハムシ	3		
802			キイロナガツツハムシ	3		
803			ルリウスバハムシ	2, 3		
804			ヒゲナガウスバハムシ	3		
805			イチモンジカメノコハムシ	2, 3		
806			トビサルハムシ	3		
807			ヒゲナガゾウムシ科	ナガフトヒゲナガゾウムシ	3	
808			ホソクチゾウムシ科	ヒレルホソクチゾウムシ	3	
809			オトシブミ科	ヒメクロオトシブミ	2, 3	
810				ウスアカオトシブミ	3	
811				ハイイロチョッキリ	3	
812				チビイクビチョッキリ	3	
813				カシルリオトシブミ	2, 3	
814				オオケブカチョッキリ	3	
815				ウメチョッキリ	3	
816				ヒメケブカチョッキリ	3	
817				ヒメコブオトシブミ	2	
818				カシルリチョッキリ	3	
819				ゾウムシ科	シロオビチビシギゾウムシ	3
820					ツヤツチゾウムシ	2
821					クリシギゾウムシ	3
822			シロコブゾウムシ		2, 3	
823			アシナガオニゾウムシ		3	
824			ゴボウゾウムシ		2	
825			ケブカクチブトゾウムシ	2		

表2. 2-13(17) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
826	コウチュウ目 (鞘翅目)	ゾウムシ科	ウスアオクチブトゾウムシ	3	
827			マツオオキクイゾウムシ	2	
828			チビヒョウタンゾウムシ	2	
829			カシワクチブトゾウムシ	3	
830			マダラノミゾウムシ	3	
831			オジロアシナガゾウムシ	2, 3	
832			クリアナアキゾウムシ	3	
833			ニセマツノシラホシゾウムシ	3	
834			ケナガサルゾウムシ	3	
—			ゾウムシ科の一種	2	
835			イネゾウムシ科	イネミズゾウムシ	3
836			キクイムシ科	アトマルキクイムシ	3
837				ツツミキクイムシ	3
838			ハチ目 (膜翅目)	ヒメバチ科	ハキヒメバチ
839	クロモンアメバチ	3			
840	ムラサキウスアメバチ	3			
841	コンボウアメバチ	3			
842	マルヤマメンガタヒメバチ	3			
—	ヒメバチ科の一種	3			
843	コハナバチ科	コハナバチ科の一種			2
844	ハバチ科	ハバチ科の一種		3	
845	コマユバチ科	キイロコウラコマユバチ		3	
846		オオアメイロコンボウコマユバチ		3	
—		コマユバチ科の一種		2	
847	シリアゲコバチ科	シリアゲコバチ		2	
848	コンボウヤセバチ科	コンボウヤセバチ科の一種		2	
849	アリ科	アシナガアリ		2, 3	
850		オオハリアリ		2, 3	
851		クロオオアリ		2, 3	
852		ミカドオオアリ		2, 3	
853		ヒラズオオアリ		3	
854		ムネアカオオアリ		2, 3	
855		ヨツボシオオアリ		3	
856		ウメマツオオアリ		3	
857		キイロシリアゲアリ		2, 3	
858		シベリアカタアリ		3	
859		クロヤマアリ		2, 3	
860		クロクサアリ		3	
861		トビイロケアリ		2, 3	
862		ヒメキイロケアリ		3	
863		ヒメアリ		2	
864		カドフシアリ		2	
865		アメイロアリ		2, 3	
866		アズマオオズアリ		2	
867		サムライアリ		3	
868		トゲアリ		2, 3	
869		チクシトゲアリ		2, 3	
870		アミメアリ		2, 3	
871		ウロコアリ		2	
872		トビイロシワアリ		3	
—		アリ科の一種		3	
873		スズメバチ科		オオフタオビドロバチ本土亜種	2
874				キボシトックリバチ	2
875				ミカドトックリバチ	2, 3

表2. 2-13(18) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典
876	ハチ目 (膜翅目)	スズメバチ科	スズバチ	2, 3
877			ムモンホソアシナガバチ	2
878			ヒメホソアシナガバチ	3
879			ナミカバフドロバチ	2
880			フタモンアシナガバチ本土亜種	2, 3
881			ヤマトアシナガバチ	2
882			セグロアシナガバチ本土亜種	3
883			キボシアシナガバチ	2, 3
884			キアシナガバチ本土亜種	2, 3
885			コアシナガバチ	2, 3
886			キオビチビドロバチ	3
887			コガタスズメバチ	3
888			ヒメスズメバチ	2
889			オオスズメバチ	2, 3
890		キイロスズメバチ	2, 3	
891		クロスズメバチ	2	
892		クモバチ科	オオモンクロクモバチ	3
893			キオビクモバチ	3
—			クモバチ科の一種	2
894		ツチバチ科	シロオビハラナグツチバチ	2, 3
895			アカスジツチバチ本土亜種	2, 3
896		ギングチバチ科	シロスジギングチ	3
897			メスキングチ	3
898			クロバネクモカリバチ	2
899		アリマキバチ科	カオキンヨコバイバチ	3
900		アナバチ科	ヤマトルリジガバチ	2, 3
901			ミカドジガバチ	2
—			アナバチ科の一種	2, 3
902		ミツバチ科	ニホンミツバチ	2, 3
903			コマルハナバチ本土亜種	3
904			キオビツヤハナバチ	2
905			ニッポンヒゲナガハナバチ	3
906			キムネクマバチ	3
907		ハキリバチ科	オオトガリハナバチ	3
908	ヒメハナバチ科	ヒメハナバチ科の一種	3	
合計 20目 189科 908種				

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(神戸市、昭和56年)
 2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(兵庫県、平成3年)
 3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(兵庫県、神戸市、平成11年)
 4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(環境庁、昭和55年)

(7) 底生動物

事業実施区域及びその周囲においては、表2. 2-14に示すとおり、9綱22目76科137種の底生動物が確認されている。

表2. 2-14(1) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた底生動物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典	
1	扁形動物門 有棒状体綱	三岐腸目	サンカクアタマウズムシ科	ナミウズムシ	2, 3	
2	紐形動物門 有針綱	ハリヒモムシ目	マミズヒモムシ科	マミズヒモムシ科の一種	2	
3	軟体動物門 腹足綱	新生腹足目	タニシ科	オオタニシ	2	
4			カワニナ科	カワニナ	2	
5		汎有肺目	モノアラガイ科	ヒメモノアラガイ	3	
6				モノアラガイ	2	
7			サカマキガイ科	サカマキガイ	2, 3	
8			ヒラマキガイ科	カワネジガイ	2	
9				ヒラマキミズマイマイ	2	
10			カワコザラガイ	2, 3		
11		軟体動物門 二枚貝綱	マルスダレガイ目	シジミ科	マシジミ	2, 3
12		環形動物門 ミミズ綱	イトミミズ目	ミズミミズ科	エラミミズ	3
13	ユリミミズ				3	
14	クロオビミズミミズ				3	
15	ミズミミズ属の一種				3	
—	イトミミズ亜科の一種				3	
16	ツリミミズ目		ヒモミミズ科	ヤマトヒモミミズ	2	
17				フトミミズ科	<i>Pheretima</i> 属の一種	2
—			フトミミズ科の一種	3		
—			—	ミミズ綱の一種	1, 2, 3	
18	環形動物門 ヒル綱		吻蛭目	ヒラタビル科	ハバヒロビル	2, 3
19		カイビル			2	
20		イボビル			2	
21		アタマビル			2	
—		ヒラタビル科の一種			2	
22		吻無蛭目	イシビル科	シマイシビル	2, 3	
23				ナマイシビル	3	
—				イシビル科の一種	3	
—				—	ヒル綱の一種	1
24		節足動物門	—	—	貝虫亜綱の一種	2
25	顎脚綱	チョウ目	エラオ科	チョウ	2	
26	節足動物門 軟甲綱	ワラジムシ目	ニセウオノエ科	エビノコバン	2	
27		エビ目	ヌマエビ科	ミナミヌマエビ	3	
28			テナガエビ科	スジエビ	2, 3	
29			アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ	2, 3	
30			サワガニ科	サワガニ	3	
31		節足動物門 昆虫綱	カゲロウ目 (蜉蝣目)	トビイロカゲロウ科	ヒメトビイロカゲロウ	2
32	ナミトビイロカゲロウ				2, 3	
—	トビイロカゲロウ属の一種				1	
33	カワカゲロウ科		キイロカワカゲロウ	1		
34	モンカゲロウ科		フタスジモンカゲロウ	3		

表2. 2-14(2) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた底生動物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典		
35	節足動物門 昆虫綱	カゲロウ目 (蜉蝣目)	モンカゲロウ科	トウヨウモンカゲロウ	2		
36			ヒメシロカゲロウ科	ヒメシロカゲロウ属の一種	1, 2, 3		
37			マダラカゲロウ科	オオクママダラカゲロウ	2, 3		
38				シリナガマダラカゲロウ	2		
—				マダラカゲロウ属の一種	1		
39				エラブタマダラカゲロウ	2		
40				ヒメフタオカゲロウ科	マエグロヒメフタオカゲロウ	2, 3	
41			コカゲロウ科	ヨシノコカゲロウ	3		
42				サホコカゲロウ	2, 3		
43				ヤマトコカゲロウ	2, 3		
—				コカゲロウ属の一種	1, 2		
44				フタバカゲロウ	2		
45				タマリフタバカゲロウ	2		
—				フタバカゲロウ属の一種	3		
—				コカゲロウ科の一種	3		
46				ガガンボカゲロウ科	ガガンボカゲロウ	1	
47				チラカゲロウ科	チラカゲロウ	1	
48			ヒラタカゲロウ科	シロタニガワカゲロウ	1, 2, 3		
49			トンボ目 (蜻蛉目)	アオイトトンボ科	アオイトトンボ	3	
50					オツネイトンボ	3	
51				イトトンボ科	オオイトトンボ	1	
—					クロイトトンボ属の一種	3	
—					イトトンボ科の一種	2	
52				モノサシトンボ科	モノサシトンボ	3	
53				カワトンボ科	ハグロトンボ	3	
54				ヤンマ科	ヤブヤンマ	3	
55				サナエトンボ科	ヤマサナエ	3	
56					キイロサナエ	3	
57					オナガサナエ	2	
58					コオニヤンマ	1	
59					タバサナエ	2, 3	
60					フタスジサナエ	2, 3	
61					オグマサナエ	2	
62				オニヤンマ科	オニヤンマ	3	
63				エゾトンボ科	コヤマトンボ	2, 3	
64				トンボ科	ショウジョウトンボ	3	
65					ヨツボシトンボ	3	
66					シオカラトンボ	2, 3	
67					オオシオカラトンボ	3	
68					コシアキトンボ	3	
69		マユタテアカネ			3		
70		リスアカネ			3		
71		ネキトンボ			3		
72		カワゲラ目 (セキ翅目)			クロカワゲラ科	ヤマトクロカワゲラ	2
—						クロカワゲラ科の一種	2
73				オナシカワゲラ科	フサオナシカワゲラ属の一種	3	
74					オナシカワゲラ属の一種	2, 3	

表2. 2-14(3) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた底生動物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典	
75	節足動物門 昆虫綱	カメムシ目 (半翅目)	アメンボ科	オオアメンボ	3	
76				アメンボ	2, 3	
77				ヒメアメンボ	3	
78				イトアメンボ科	ヒメイトアメンボ	3
79				ミズムシ科	ミズムシ	1, 2, 3
80					エサキコミズムシ	3
81				コオイムシ科	コオイムシ	3
82				タイコウチ科	タイコウチ	2
83					ミズカマキリ	2
84					ヒメミズカマキリ	2, 3
85				マツモムシ科	コマツモムシ	2, 3
86					マツモムシ	3
87				マルミズムシ科	マルミズムシ	3
88		ヘビトンボ目	ヘビトンボ科	ヘビトンボ	2, 3	
89				クロスジヘビトンボ属の一種	3	
90			センブリ科	センブリ属の一種	2	
91		トビケラ目 (毛翅目)	ムネカクトビケラ科	ムネカクトビケラ	3	
92			シマトビケラ科	コガタシマトビケラ	1, 2, 3	
93				ギフシマトビケラ	2	
94				ウルマーシマトビケラ	1, 2, 3	
95				シロフツヤトビケラ属の一種	1	
96			イワトビケラ科	ミヤマイワトビケラ属の一種	3	
97			ヒメトビケラ科	ヒメトビケラ属の一種	2, 3	
98			アシエダトビケラ科	コバントビケラ	2	
99			ニンギョウトビケラ科	ニンギョウトビケラ	2	
100			ヒゲナガトビケラ科	アオヒゲナガトビケラ属の一種	2	
101			エグリトビケラ科	エグリトビケラ	2	
102			トビケラ科	アミメトビケラ	3	
103			マルバネトビケラ科	マルバネトビケラ	2	
—		—	トビケラ目の一種	2		
104		チョウ目 (鱗翅目)	メイガ科	ミズメイガ亜科の一種	2	
105		ハエ目 (双翅目)	オビヒメガガンボ科	ホソオビヒメガガンボ属の一種	2, 3	
106			ヒメガガンボ科	ウスバガガンボ属の一種	2, 3	
107				ヒゲナガガガンボ属の一種	3	
108				クロヒメガガンボ属の一種	2	
109			ガガンボ科	ガガンボ属の一種	2, 3	
—				ガガンボ科の一種	1	
110			ヌカカ科	ヌカカ科の一種	2, 3	
111			ケヨソイカ科	ケヨソイカ科の一種	2, 3	
112			ユスリカ科	ユスリカ属の一種	2, 3	
113				ツヤユスリカ属の一種	3	
114				ホソミユスリカ属の一種	3	
115				ナガスネユスリカ属の一種	3	
116				エリユスリカ属の一種	3	
117		ハモンユスリカ属の一種		3		
118			ヒゲユスリカ属の一種	2, 3		

表2. 2-14(4) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた底生動物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典
—	節足動物門 昆虫綱	ハエ目 (双翅目)	ユスリカ科	ユスリカ亜科の一種	3
119				モンユスリカ亜科の一種	2, 3
—	ユスリカ科の一種			1, 2	
120			ホソカ科	ホソカ属の一種	3
121			ブユ科	アシマダラブユ属の一種	2, 3
122			ナガレアブ科	クロモンナガレアブ	2
123				コモンナガレアブ	2
124				サツマモンナガレアブ	2
—				ナガレアブ科の一種	1
125			アブ科	アカウシアブ	2
—				アブ科の一種	2
—			—	ハエ目の一種	2
126			コウチュウ目 (鞘翅目)	ゲンゴロウ科	ケシゲンゴロウ属の一種
127		ツブゲンゴロウ			3
—		ツブゲンゴロウ亜科の一種			3
128		セスジゲンゴロウ属の一種			2
129		ヒメゲンゴロウ			3
—		ヒメゲンゴロウ亜科の一種			2
130		ミズスマシ科			オオミズスマシ
131				ミズスマシ	2, 3
132		ガムシ科		タマガムシ	2
—				ガムシ科の一種	2
133		ヒメドロムシ科		イブシアシナガドロムシ	2
—				ヒメドロムシ亜科の一種	2
134		ナガドロムシ科		ナガドロムシ科の一種	1
135		ヒラタドロムシ科		チビヒゲナガハナノミ	2
136				クシヒゲマルヒラタドロムシ	2
137				ヒラタドロムシ	1, 2
合計 9 綱 22 目 76 科 137 種					

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(神戸市、昭和56年)
 2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(兵庫県、平成3年)
 3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(兵庫県、神戸市、平成11年)
 4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(環境庁、昭和55年)

(8) 重要な種及び注目すべき生息地

1) 重要な動物

① 重要な動物の選定基準

重要な動物の選定基準は、表2. 2-15に示すとおりである。

表2. 2-15 重要な動物の選定基準

番号	法律及び文献名等	選定基準のカテゴリー
①	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号)	特別：国指定の特別天然記念物 国：国指定の天然記念物
	「兵庫県文化財保護条例」 (昭和39年4月1日兵庫県条例第58号)	県：県指定の天然記念物
	「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」 (平成9年3月31日神戸市条例第50号)	市：市指定の天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)	第一：特定第一種国内希少野生動植物種 第二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「神戸市生物多様性の保全に関する条例」 (平成29年10月10日神戸市条例第7号)	市指：神戸市指定野生動植物種
④	「環境省レッドリスト(2020)」 (環境省、令和2年)	EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類 CR:絶滅危惧ⅠA類 EN:絶滅危惧ⅠB類 VU:絶滅危惧Ⅱ類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群
⑤	「兵庫県版レッドリスト2017(哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類)」(兵庫県、令和2年) 「兵庫県版レッドリスト2014(貝類・その他無脊椎動物)」(兵庫県、平成25年) 「兵庫県版レッドリスト2013(鳥類)」 (兵庫県、平成24年) 「兵庫県版レッドリスト2012(昆虫類)」 (兵庫県、平成23年)	EX:絶滅 A:Aランク B:Bランク C:Cランク 注:要注目種 地:地域限定貴重種 調:要調査種
⑥	「神戸の希少な野生動植物－神戸版レッドデータ2020－」(神戸市、令和3年)	今:今見られない A:Aランク B:Bランク C:Cランク 調:要調査

② 重要な動物

ア. 哺乳類

事業実施区域及びその周囲においては、表2.2-16に示すとおり、3目5科6種の重要な哺乳類が確認されている。

表2.2-16 重要な哺乳類

番号	目名	科名	種名	出典	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	モグラ目（食虫目）	モグラ科	ヒミズ	2						B
2	ネズミ目（齧歯目）	リス科	ニホンリス	3						B
3		ネズミ科	カヤネズミ	2						B
4	ネコ目（食肉目）	イヌ科	キツネ	2, 3						調
5		イタチ科	テン	2, 3						調
6			イタチ	2, 3						調
合計 5科6種					0	0	0	0	0	6

注) 選定基準の略称は、表2.2-15参照。

出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」（神戸市、昭和56年）

2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」（兵庫県、平成3年）

3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」（兵庫県、神戸市、平成11年）

4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（兵庫県）」（環境庁、昭和55年）

イ. 鳥類

事業実施区域及びその周囲においては、表2.2-9に示すとおり、10目14科26種の重要な鳥類が確認されている。

表2.2-17 重要な鳥類

番号	目名	科名	種名	出典	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	キジ目	キジ科	ヤマドリ	3					注	調(繁殖)
2	カモ目	カモ科	オンドリ	3				DD	B	C(越冬)
3	ペリカン目	サギ科	アマサギ	1						B(繁殖)
4			コサギ	1, 3						B(繁殖)
5			チュウサギ	1				NT	C	B(繁殖)
6			ゴイサギ	2						B(繁殖)
7	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ	1						B(繁殖)
8			ホトトギス	1, 2, 3						B(繁殖)
9	チドリ目	チドリ科	イカルチドリ	2					B	B(繁殖), B(越冬)
10	タカ目	タカ科	オオタカ	3				NT	B	B(繁殖), C(越冬)
11			ハイタカ	3				NT	C	C(越冬)
12			サシバ	1, 2				VU	B	A(繁殖)
13			ノスリ	2					B	C(越冬)
14			ハチクマ	3				NT	B	B(繁殖)
15	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	3						B(繁殖), B(越冬)
16	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	1					注	
17	キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ	2					C	C(越冬)
18			アオゲラ	1, 3					C	C(繁殖), C(越冬)
19	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	1				VU	C	B(繁殖)
20		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	1, 2, 3						C(繁殖)
21		ムシクイ科	メボソムシクイ	3					B	
22		ヒタキ科	オオルリ	1, 2, 3					注	
23			コサメビタキ	2					C	
24			ルリビタキ	2, 3					A	
25			トラツグミ	3						C(繁殖)
26		ホオジロ科	アオジ	2, 3					A	
合計 10目14科26種					0	0	0	7	18	20

注) 選定基準の略称は、表2.2-15参照。

出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(神戸市、昭和56年)

2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(兵庫県、平成3年)

3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(兵庫県、神戸市、平成11年)

4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(環境庁、昭和55年)

ウ. 爬虫類

事業実施区域及びその周囲においては、表2.2-18に示すとおり、2目3科6種の重要な爬虫類が確認されている。

表2.2-18 重要な爬虫類

番号	目名	科名	種名	出典	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	3				NT	C	A
2	有鱗目	タカチホヘビ科	タカチホヘビ	3					C	A
3		ナミヘビ科	シロマダラ	3					C	B
4			アオダイショウ	2,3						調
5			シマヘビ	2,3						調
6			ヒバカリ	2					注	C
合計 2目3科6種					0	0	0	1	4	6

注) 選定基準の略称は、表2.2-15参照。

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(神戸市、昭和56年)
 2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(兵庫県、平成3年)
 3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(兵庫県、神戸市、平成11年)
 4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(環境庁、昭和55年)

エ. 両生類

事業実施区域及びその周囲においては、表2.2-19に示すとおり、2目4科6種の重要な両生類が確認されている。

表2.2-19 重要な両生類

番号	目名	科名	種名	出典	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	有尾目	サンショウウオ科	セトウチサンショウウオ	3,4				VU	B	B
2		イモリ科	アカハライモリ	3				NT	注	B
3	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	3					C	C
4		アカガエル科	ツチガエル	2					C	B
5			トノサマガエル	2,3				NT		
6			ニホンアカガエル	2,3					C	C
合計 2目4科6種					0	0	0	3	5	5

注) 選定基準の略称は、表2.2-15参照。

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(神戸市、昭和56年)
 2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(兵庫県、平成3年)
 3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(兵庫県、神戸市、平成11年)
 4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(環境庁、昭和55年)

オ. 魚類

事業実施区域及びその周囲においては、表2.2-20に示すとおり、3目4科6種の重要な魚類が確認されている。

表2.2-20 重要な魚類

番号	目名	科名	種名	出典	選定基準						
					①	②	③	④	⑤	⑥	
1	コイ目	コイ科	ギンブナ	2, 3							C
2		ドジョウ科	オオシマドジョウ	1							B
3			チュウガタスジシマドジョウ	1				VU			B
4			ドジョウ	2, 3				NT	注		C
5	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	2, 3				VU	注	C	
6	スズキ目	ハゼ科	トウヨシノボリ類 ^{注2)}	3				※	※		
—			ヨシノボリ属の一種 ^{注3)}	2				※	※	※	
合計 3目4科6種					0	0	0	3	2	5	

注) 1. 選定基準の略称は、表2.2-15参照。

2. トウヨシノボリ類には、選定基準④、⑤及び⑥に該当する種が含まれる。

3. ヨシノボリ属の一種には、選定基準④、⑤及び⑥に該当する種が含まれる。

出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(神戸市、昭和56年)

2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(兵庫県、平成3年)

3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(兵庫県、神戸市、平成11年)

4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(環境庁、昭和55年)

カ. 昆虫類

事業実施区域及びその周囲においては、表2.2-21に示すとおり、8目22科36種の重要な昆虫類が確認されている。

表2.2-21(1) 重要な昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	トンボ目 (蜻蛉目)	イトトンボ科	オオイトトンボ	2					B	B
2		ヤンマ科	カトリヤンマ	3					C	B
3		サナエトンボ科	キイロサナエ	3				NT	B	C
4			フタスジサナエ	2, 3				NT		
5		エゾトンボ科	タカネトンボ	2					注	調
6			エゾトンボ	2, 4					C	B
7		トンボ科	ヨツボシトンボ	2, 3					注	C
8			アキアカネ	2, 3					注	C
9			ナニワトンボ	1, 2				VU	C	C
10			ノシメトンボ	2						C
11			マイコアカネ	2						C
12			ヒメアカネ	2						注
13	カマキリ目 (螳螂目)	ヒメカマキリ科	ヒメカマキリ	3					注	
14	バッタ目 (直翅目)	マツムシ科	スズムシ	3					注	
15	カメムシ目 (半翅目)	セミ科	ハルゼミ	3, 4					注	
16		コオイムシ科	コオイムシ	3				NT		
17			タガメ	4		第二		VU	B	今
18			ミズカマキリ	3					注	調
19	ヘビトンボ目	ヘビトンボ科	タイリククロスジヘビトンボ	3						調
20	チョウ目 (鱗翅目)	セセリチョウ科	ホソバセセリ	2, 3						C
21			オオチャバネセセリ	3						
22		シジミチョウ科	クロシジミ	2				EN	A	A
23		タテハチョウ科	メスグロヒョウモン	2						調
24			オオムラサキ	2				NT	C	C
25		アゲハチョウ科	ギフチョウ	4			市指	VU	B	A
26		ドクガ科	ナチキシタドクガ	3					調	
27			トラサンドクガ	3				NT		
28			ヤクシマドクガ	3					調	
29		ヤガ科	ガマヨトウ	3				VU		

表2.2-21(2) 重要な昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
30	コウチュウ目 (鞘翅目)	ゲンゴロウ科	シマゲンゴロウ	3				NT		B
31		ミズスマシ科	オオミズスマシ	2, 3				NT		B
32			ミズスマシ	3				VU	C	A
33		ホタル科	ヘイケボタル	2					注	調
34		カミキリムシ科	ヨツボシカミキリ	3				EN		A
35	ハチ目 (膜翅目)	アリ科	トゲアリ	2, 3				VU		調
36		スズメバチ科	ヤマトアシナガバチ	2				DD		
合計 8目 22科 36種					0	1	1	16	21	25

注) 選定基準の略称は、表2.2-15参照。

出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(神戸市、昭和56年)

2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(兵庫県、平成3年)

3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(兵庫県、神戸市、平成11年)

4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(環境庁、昭和55年)

キ. 底生動物

事業実施区域及びその周囲においては、表2. 2-22に示すとおり、4綱8目12科20種の重要な底生動物が確認されている。

表2. 2-22 重要な底生動物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	
1	軟体動物門	新生腹足目	タニシ科	オオタニシ	2				NT			
2	腹足綱	汎有肺目	モノアラガイ科	モノアラガイ	2				NT			
3			ヒラマキガイ科	カワネジガイ	2				CR	A		
4				ヒラマキミズマイマイ	2				DD			
5				カワコザラガイ	2, 3				CR			
6	軟体動物門 二枚貝綱	マルスダレガイ目	シジミ科	マシジミ	2, 3				VU	注	C	
7	環形動物門 ヒル綱	吻蛭目	ヒラタビル科	イボビル	2				DD			
8	節足動物門 昆虫綱	カゲロウ目 (蜉蝣目)	ガガンボカゲロウ科	ガガンボカゲロウ	1						調	
9		トンボ目 (蜻蛉目)	イトトンボ科	オオイトトンボ	1					B	B	
10				サナエトンボ科	キイロサナエ	3				NT	B	C
11					オナガサナエ	2						C
12					タバサナエ	2, 3				NT		C
13					フタスジサナエ	2, 3				NT		
14					オグマサナエ	2				NT		C
15		トンボ科	ヨツボシトンボ	3						注	C	
16		カメムシ目 (半翅目)	コオイムシ科	コオイムシ	3				NT			
17				ミズカマキリ	2						注	調
18		コウチュウ目 (鞘翅目)	ゲンゴロウ科	ヒメゲンゴロウ	3						C	
19				ミズスマシ科	オオミズスマシ	2, 3				NT		B
20					ミズスマシ	2, 3				VU	C	A
合計 4綱8目12科20種						0	0	0	14	7	12	

注) 選定基準の略称は、表2. 2-15参照。

出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(神戸市、昭和56年)

2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(兵庫県、平成3年)

3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(兵庫県、神戸市、平成11年)

4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(環境庁、昭和55年)

2) 注目すべき生息地

① 注目すべき生息地の選定基準

注目すべき生息地の選定基準は、表2.2-23に示すとおりである。

表2.2-23 注目すべき生息地の選定基準

番号	法律及び文献名等	選定基準のカテゴリー
①	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号)	特別天然記念物または天然記念物に指定された動物の生息地
	「兵庫県文化財保護条例」 (昭和39年4月1日兵庫県条例第58号)	天然記念物に指定された動物の生息地
	「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」 (平成9年3月31日神戸市条例第50号)	天然記念物に指定された動物の生息地
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)	生息地等保護区(動物に係るもの)
③	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月28日条約第7号)	自然遺産の登録基準に該当するもの
④	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年9月22日条約28号)	指定湿地
⑤	「自然公園法」(昭和32年6月1日法律第161号)	特別保護地区
⑥	「自然環境保全法」(昭和47年6月22日法律第85号)	原生環境保全地域、自然環境保全地域
⑦	「兵庫県自然公園条例」(昭和38年7月5日条例第80号)	特別地域
⑧	「環境の保全と創造に関する条例」 (平成7年7月18日兵庫県条例第75号)	自然環境保全地域、自然海浜保全地区
⑨	「兵庫県版レッドリスト2011(地形・地質・自然景観・生態系)」(兵庫県、令和2年)	重要な生態系 A:Aランク B:Bランク C:Cランク
⑩	「神戸の希少な野生動植物ー神戸版レッドデータ2020ー」(神戸市、令和3年)	鳥類サンクチュアリ指定地

② 注目すべき生息地

事業実施区域及びその周囲においては、表2.2-24及び図 2.2-11に示すとおり、1箇所の注目すべき生息地が指定されている。

表2.2-24 注目すべき生息地

名称	区分レベル	生態系区分	場所	含まれる生態系	概要	選定基準													
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩				
神戸市北区 山田町 藍那の里山	大	里地 里山	藍那、 小河	ため池、 農地	良好な里地・里山環境が残されている地域。二次林と棚田を始めとする農地、農地周辺の畦畔草地、ため池など多様な環境からなる。オオタカ、フクロウなど猛禽類やチビクワガタ、クロマダラタマムシ、オオムツボシタマムシなどの多様な昆虫類が生息する。														
	中・小	ため池 ・農地	小河		谷間の小規模なため池と棚田からなる。ため池にはイトタヌキモなどの水草の希少種が生育する。棚田周辺の畦畔草地にはキキョウやスズサイコなどの明るい草地に生育する種もみられる。多様なトンボ類の生息地としても知られている。														

注) 選定基準の略称は、表2.2-23参照。

出典) 「兵庫県版レッドリスト2011 (地形・地質・自然景観・生態系)」 (兵庫県、令和2年)



図 2.2-11 注目すべき生息地の位置

2.2.6. 生態系

事業実施区域及びその周囲における生態系は、表2.2-25に示すとおり、森林生態系、草地生態系、水域生態系及び市街地生態系に区分される。

表2.2-25 生態系の区分

生態系の区分	地形・土地利用	植生
森林生態系	丘陵地	シイ・カシ二次林 アベマキ・コナラ群集 モチツツジ・アカマツ群集 等
草地生態系	低地 人工改変地	水田雑草群落 畑雑草群落 ゴルフ場・芝地
水域生態系	河川、ため池	開放水域
市街地生態系	市街地	市街地、造成地、工場地帯

2.2.7. 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の概要は、表2. 2-26及び図2. 2-12に示すとおりである。

表2. 2-26 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

番号	名称	種別	概要	出典
1	「太陽と緑の道」コース24 栄～神出山田自転車道～ 山田池～木津	ハイキングコース	神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定された自然歩道。栄駅から山田駅を経由して木津駅に至るコース。	①②
2	「太陽と緑の道」コース26 太山寺～寺谷～木幡	ハイキングコース	神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定された自然歩道。太山寺から木幡駅に至るコース。	①②
3	「太陽と緑の道」コース27 太山寺～木津	ハイキングコース	神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定された自然歩道。太山寺から木津駅に至るコース。	①② ③④ ⑤
4	西区ふるさと散策の道 「栗生線沿線散策のみち」	ウォーキングコース	木津駅をスタートし、神戸電鉄栗生線沿いに歩くウォーキングコース。	⑥

注) 表中の番号は図2. 2-12に対応している。

出典) ①「自然歩道「太陽と緑の道」」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

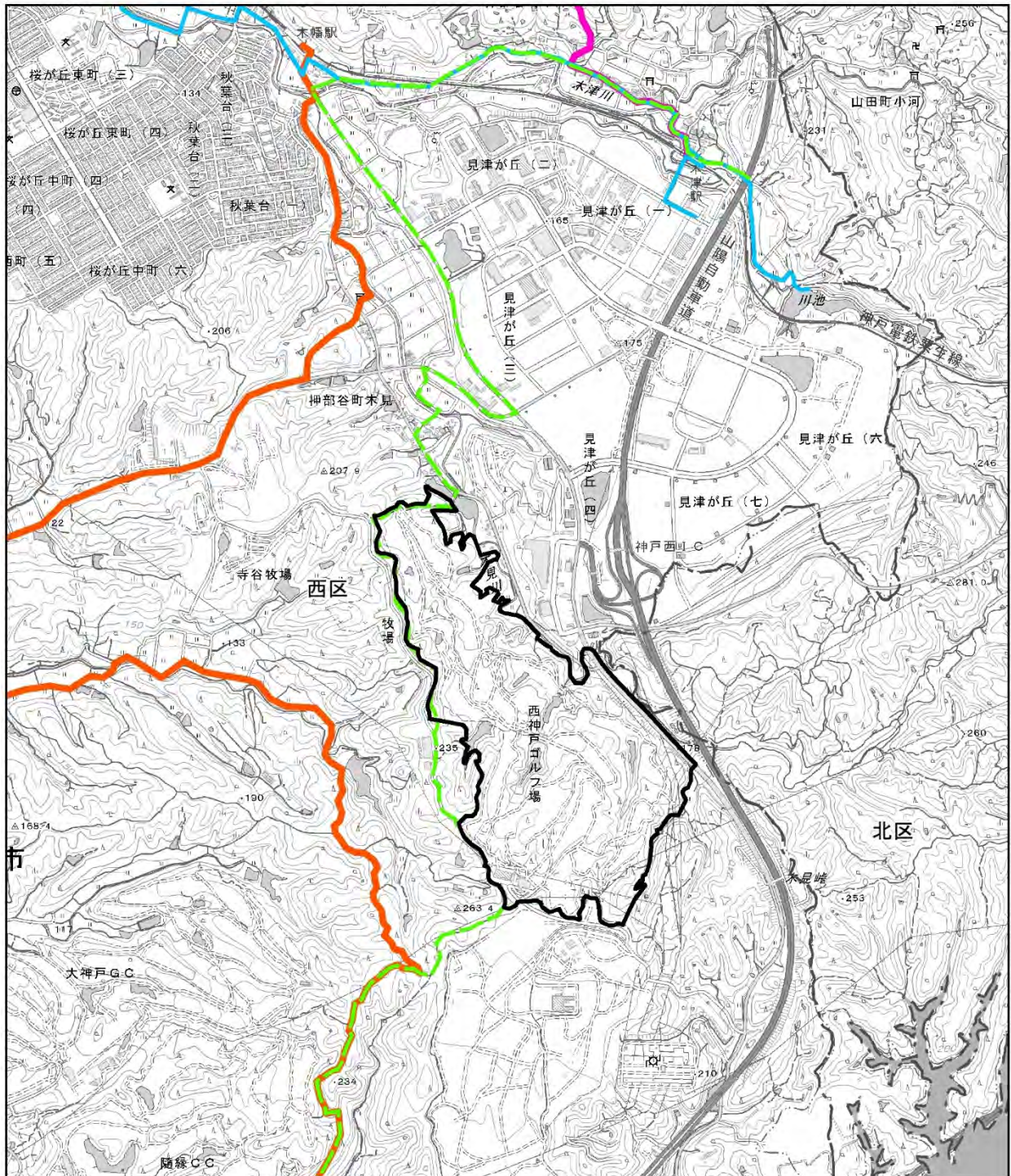
②「神戸国際港都建設計画 西神第3地区工業団地造成事業(神戸複合産業団地)の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(兵庫県・神戸市、平成11年)


③「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(神戸市、昭和56年)

④「神戸複合産業団地建設事業環境影響評価書」(神戸市、昭和63年)





⑤「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(兵庫県、平成3年)

⑥「西区ふるさと散策のみち ウォーキングマップ」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)



 事業実施区域

出典) 「自然歩道「太陽と緑の道」」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)
「西区ふるさと散策のみち ウォーキングマップ」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

-  1 「太陽と緑の道」コース24 栄～神出山田自転車道～山田池～木津
-  2 「太陽と緑の道」コース26 太山寺～寺谷～木幡
-  3 「太陽と緑の道」コース27 太山寺～木津
-  4 西区ふるさと散策の道「粟生線沿線散策のみち」



1:25,000

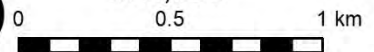


図2.2-12 人と自然との触れ合いの活動の場

2.2.8. 景観

(1) 景観資源

事業実施区域及びその周囲における景観資源は、表2. 2-27及び図2. 2-13に示すとおりである。

表2. 2-27(1) 景観資源

番号	名称	概要	出典
1	月が丘公園	自然が多く残る公園。太陽と緑の道からつながるハイキングコース沿いでは、春にはコバノミツバツツジやレンギョウなどの花が、秋には紅葉が楽しめる。	①
2	丹生山・明要寺参道町石群	神戸市指定記念物（史跡）に指定されている。山頂の明要寺跡から山麓の参道口までには、永徳3年（1383）の銘がある町石を含め、26基の町石が並んでいる。	②、③
3	H家住宅	神戸市登録文化財（建造物）に指定されている。同名の建造物が4棟指定されており、そのうちの1棟。	②、③
4	H家住宅	神戸市登録文化財（建造物）に指定されている。同名の建造物が4棟指定されており、そのうちの1棟。	②、③
5	近江寺本堂	神戸市指定文化財（建造物）に指定されている。本堂は寛文2年（1662）の造営だが、細部の意匠に近世らしさをみせながら、中世の形式を守って落ち着いた趣を持ち、五間堂の遺構として重要なもの。	②、③
6	大歳神社	シンボルツリーとしてスギの木がある。サクラがきれいに咲く。	④
7	棚田とため池 （北区山田町小河の芦池地区）	小さなため池が点在する丘陵地に、良好な水辺及び草地環境が残されており、ため池、水田及び畦畔の織り成す景観を構成している。「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（兵庫県、平成23年）において要注目の自然景観に選定されている。	⑤
8	木津の六地藏磨崖仏	神戸市指定記念物（史跡）に指定されている。長さ約100mの露出した岩塊に、長方形の彫りくぼめを造り、その中に磨崖仏が刻まれている。中央には阿弥陀如来の坐像、左右に3体ずつ六地藏の立像が陽刻されている。	②、③
9	端谷城跡	神戸市指定記念物（史跡）に指定されている。堀切によって丘陵の一部を切断し、急峻、堅固な城塞を築きあげており、標高140mの本丸からは眺望に優れ、衣笠氏が支配した蘆谷の谷筋を見通すことができる。	②、③
10	国営明石海峡公園 神戸地区 あいな里山公園	明石海峡大橋を中心とした周辺地域の広域レクリエーションに対応するため設置された国営公園。公園の基本理念は「自然と人との共生、人と人との交流」。神戸地区“あいな里山公園”のコンセプトは「里地里山文化公園」。地域の里地里山の景観を保全再生し、大都市近郊で誰もが気軽に里地里山文化を体験できる公園として、平成28年5月28日に第1期開園を迎えた。春には桜、秋には紅葉が見ごろとなる。	⑥
11	仏谷洞窟	神戸市内最大の洞窟であり、木見断層の崖の下部が崩れて出来た巨大な岩ひさしで、11体の仏像が安置されている。	④

表2. 2-27(2) 景観資源

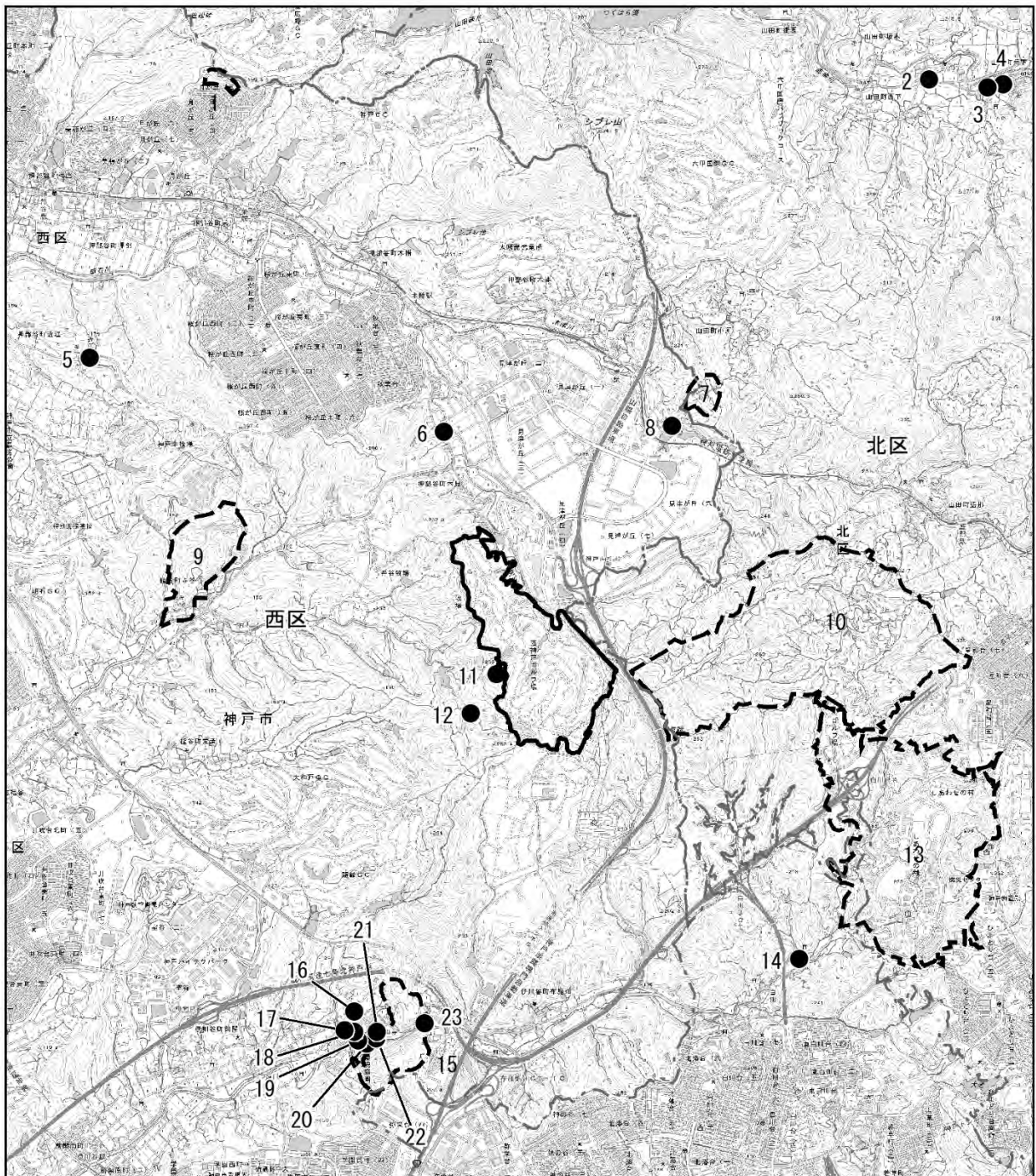
番号	名称	概要	出典
12	堂屋敷洞窟	寺谷地区の東南端に櫛谷川の源流、岩淵池があり、さらにその奥の堂屋敷の最奥部にある洞窟で、その頂上付近にはハイキングコース“太陽と緑の道”が通る。洞窟の入口は高さ1.5m、幅2m、奥行きは約15m程あり、奥に行くほど広がっている。最奥には祭壇があり、数体の地蔵が祀られ、その横には白蛇も祀られている。	⑦
13	しあわせの村	205ヘクタールの広大な敷地内には、自然を十分に生かしながら、高齢者・障がい者の自立を援助する福祉施設をはじめ、運動広場、芝生広場、キャンプ場など、多種類の屋外スポーツ施設、レクリエーション施設、宿泊施設、温泉施設などがある。芝生広場や日本庭園にはサクラが存在する。	⑧
14	白川の石抱きカヤ	神戸市指定記念物（天然記念物）、兵庫県郷土記念物及び神戸市民の木に指定されている。樹高は約16mで、根にエノキの小高木及び石塔を抱えていることから、石抱きカヤと呼ばれ地域のシンボルとなっており、周辺住民の信仰対象として、しめ縄が巻かれている。	②、③
15	太山寺の原生林	明石川の支流、伊川の上流にあつて、面積約11ヘクタールを占める暖帯常緑広葉樹林と落葉樹林の混生林である。兵庫県の天然記念物に指定されており、「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（兵庫県、平成23年）においてランクBの自然景観に選定されている。	⑤
16	歓喜院庭園	神戸市指定記念物（名勝）に指定されている。本堂書院に面して開けた庭園は、成就院の庭園と同様、天一によって作庭されたといわれており、背後の原生林を借景とした築山式枯山水庭園となっている。	②、③
17	太山寺仁王門	国指定重要文化財（建造物）に指定されている。仁王門は、太山寺への参道の入口に建ち、室町時代中期の建造といわれている。	②、③
18	龍象院本堂	神戸市登録文化財（建造物）に指定されている。龍象院は、太山寺の山門から本堂へ至る参道の北側に位置し、石垣土塀に囲まれた敷地内に建ち、茅葺の伝統的な景観を留めている。	②、③
19	太山寺成就院庭園	兵庫県指定記念物（名勝）に指定されている。枯滝の三尊石及び亀島を持つ枯池を中心とした枯山水様式の庭園。	②、③
20	安養院庭園	国指定記念物（名勝）に指定されている。太山寺の塔頭の一つ安養院の庭園は、県下最古の名園といわれ、作庭時期は安土桃山時代と考えられている。枯山水の庭園で、石組や作庭技術が優れ、空間を巧みに修景した庭園構成は、極めて完成度の高いものといえる。	②、③
21	太山寺本堂	鎌倉時代後期（1300年頃）の建立と考えられている本堂は、市内で唯一の国宝の建造物。平平面は密教本堂式と呼ばれる形態で、入母屋造、銅版葺の造りとなっている。	②、③

表2. 2-27(3) 景観資源

番号	名称	概要	出典
22	太山寺三重塔	兵庫県指定重要文化財（建造物）に指定されている。棟札の記載によると、貞享5年4月に再建されたもので、江戸中期のものとしては、中世以来の古い様式を保った塔。	②、③
23	太山寺磨崖不動明王	神戸市指定記念物（史跡）に指定されており、太山寺の東を流れる伊川の上流約300mの左岸にある。花崗岩の岩面がやや平坦になった部分に刻まれ、対岸の旧道から見るができる。	②、③
24	木見地区	高低差が少しあり、景色に変化のある素晴らしい農村景観である。シンボルツリーとして大歳神社のスギの木がある。	④
25	西下地区	西下地区に広がる棚田は、市内有数の田園風景であり、希少生物が生息する生物多様性に富んだエリアである。	⑨
26	小河地区	都市近郊の自然環境に恵まれた閑静な地域に位置し、交通量の多い道路やアパート群と隔絶された静かな田園風景は、まさに「神戸の奥座敷」ともよべるものである。	⑩
27	高和地区	四季を通じて水稻が美しい景観を魅せてくれ、特に夏場は、一面に広がる緑が、非常に美しい。	⑪
28	友清地区	ニュータウンに隣接し、交通量の多い幹線道路にも面して立地する集落であるが、谷の口が狭く、奥の深い谷に立地しているために桃源郷とも言える平穏で豊かな田園風景が守られている。	⑫

注) 表中の番号は図2. 2-13に対応している。なお、24～28については文献に詳細な位置が記載されていないため、図示していない。

- 出典) ①「神戸の公園ナビ」（神戸市公園緑化協会ホームページ、令和3年6月現在）
 ②「神戸市文化財情報」（神戸市ホームページ、令和3年6月現在）
 ③「神戸市内の指定文化財」（神戸市ホームページ、令和3年6月現在）
 ④「木見里づくり計画『里・街・緑 木見の未来へ』」（木見里づくり協議会、平成21年）
 ⑤「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（兵庫県、平成23年）
 ⑥「国営明石海峡公園 神戸地区 あいな里山公園」（あいな里山公園ホームページ、令和3年6月現在）
 ⑦「豊かな自然と快適な生活を支える 寺谷里づくり計画」（寺谷里づくり協議会、平成10年）
 ⑧「しあわせの村」（しあわせの村ホームページ、令和3年6月現在）
 ⑨「西下里づくり計画」（西下里づくり協議会、令和2年）
 ⑩「小河里づくり計画」（小河里づくり協議会、平成13年）
 ⑪「高和里づくり計画書「農を考え、村を想い、美しい景観を保ち、人を育てる」」（高和里づくり協議会、平成23年）
 ⑫「友清里づくり計画」（友清里づくり協議会、平成12年）



- 事業実施区域
- 景観資源

出典) 「神戸の公園ナビ」

(神戸市公園緑化協会ホームページ、令和3年6月現在)
 「神戸市文化財情報」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)
 「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2011
 (地形・地質・自然景観・生態系)」(兵庫県、平成23年)
 「木見里づくり計画『里・街・緑 木見の未来へ』」
 (木見里づくり協議会、平成21年)
 「豊かな自然と快適な生活を支える 寺谷里づくり計画」
 (寺谷里づくり協議会、平成10年)
 「国営明石海峡公園 神戸地区 あいな里山公園」
 (あいな里山公園ホームページ、令和3年6月現在)
 「しあわせの村」(しあわせの村ホームページ、令和3年6月現在)



図2.2-13 景観資源

(2) 主要な眺望点

事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点は、表2. 2-28及び図2. 2-14に示すとおりである。

表2. 2-28(1) 主要な眺望点

番号	名称	概要	出典
1	つくはら湖展望台	北区山田町～西区神出町を通る神出山田自転車道のうち、つくはら湖畔に位置する展望台。	①
2	月が丘公園	事業実施区域北西部に位置する月が丘公園内の展望台。	②
3	「太陽と緑の道」コース 27 太山寺～木津	神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定された自然歩道。太山寺から木津駅に至るコース。	③④⑤ ⑥⑦
4	「太陽と緑の道」コース 27 太山寺～木津	神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定された自然歩道。太山寺から木津駅に至るコースのうち、既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	③④⑦
5	「太陽と緑の道」コース 27 太山寺～木津	神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定された自然歩道。太山寺から木津駅に至るコースのうち、既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	③⑤
6	「太陽と緑の道」コース 27 太山寺～木津	神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定された自然歩道。太山寺から木津駅に至るコースのうち、既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	③⑤
7	「太陽と緑の道」コース 22 藍那～大歳神社	神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定された自然歩道。大歳神社から藍那駅に至るコース。	③④
8	「太陽と緑の道」コース 22 藍那～大歳神社	神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定された自然歩道。大歳神社から藍那駅に至るコースのうち、既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	③④
9	木幡駅	木津川と木見川の合流する場所で、西神戸ニュータウンの北側に位置する。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	⑥
10	押部谷町木津	神戸電鉄粟生線の北側斜面で「太陽と緑の道」沿いに位置する。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	⑥
11	西神戸ニュータウン	事業実施区域の周辺において、最も大規模なニュータウンである。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	⑥
12	西神戸ニュータウン	事業実施区域の周辺において、最も大規模なニュータウンである。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④⑦
13	木見大橋西詰交差点 (神戸三木線)	神戸三木線と明石木見線との交差点である。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	⑥
14	木津磨崖仏	ハイキングコース沿いに存在。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④⑥⑦
15	水呑木津線	事業実施区域周辺の道路。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④
16	端谷城跡	標高 140m の本丸からは眺望に優れ、衣笠氏が支配した樋谷の谷筋を見通すことができる。	⑧
17	平和霊苑	事業実施区域北東部の山地に造成された霊園。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	⑤
18	事業実施区域東部	事業実施区域東部の標高 210m の地点にある平坦地。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	⑤
19	神戸三木線	事業実施区域周辺の道路。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	⑤

表2. 2-28(2) 主要な眺望点

番号	名称	概要	出典
20	水呑木見線	事業実施区域周辺の道路。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④
21	水呑木見線	事業実施区域周辺の道路。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④
22	山田町藍那南端	地元住民の生活の場。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④
23	神戸三木線	事業実施区域周辺の道路。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④
24	国営明石海峡公園 神戸地区 あいな里山公園	明石海峡大橋を中心とした周辺地域の広域レクリエーションに対応するため設置された国営公園。あいな里山公園園内の最も高い地点である。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④
25	星和台団地	事業実施区域東部約3kmの星和台団地西端の道路上の視点。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	⑤
26	星和台7丁目	地元住民の生活の場。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④
27	徳川道	事業実施区域南東部約2kmの地点を白川方面から藍那方面へ抜ける徳川道の最も標高の高い地点。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	⑤
28	しあわせの村	205ヘクタールの広大な敷地内には、自然を十分に生かしながら、高齢者・障がい者の自立を援助する福祉施設をはじめ、運動広場、芝生広場、キャンプ場など、多種類の屋外スポーツ施設、レクリエーション施設、宿泊施設、温泉施設などがある。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④
29	北神戸線	事業実施区域周辺の道路。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④
30	ひよどり台	地元住民の生活の場。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④
31	太山寺及びその周辺	境内の内外には原生林が残り、春は桜、秋は紅葉の名所として知られている。背後には六甲山系の代表的な植生が見られる原生林が残り、優れた景観を有している。	⑨
32	五芝園展望台	太山寺の眺望が楽しめる五芝園展望台は、訪れる市民のみならず、集落住民にも親しまれている場所である。	⑩

注) 表中の番号は図2. 2-14に対応している。

出典) ①「神出山田自転車道」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

②「神戸の公園ナビ」(神戸市公園緑化協会ホームページ、令和3年6月現在)

③「自然歩道「太陽と緑の道」」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

④「神戸国際港都建設計画 西神第3地区工業団地造成事業(神戸複合産業団地)の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(兵庫県・神戸市、平成11年)

⑤「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(神戸市、昭和56年)

⑥「神戸複合産業団地建設事業環境影響評価書」(神戸市、昭和63年)

⑦「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(兵庫県、平成3年)

⑧「神戸市文化財情報」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

⑨「太山寺及びその周辺」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

⑩「前開上里づくり計画 四季菜彩」(前開上里づくり協議会、平成16年)

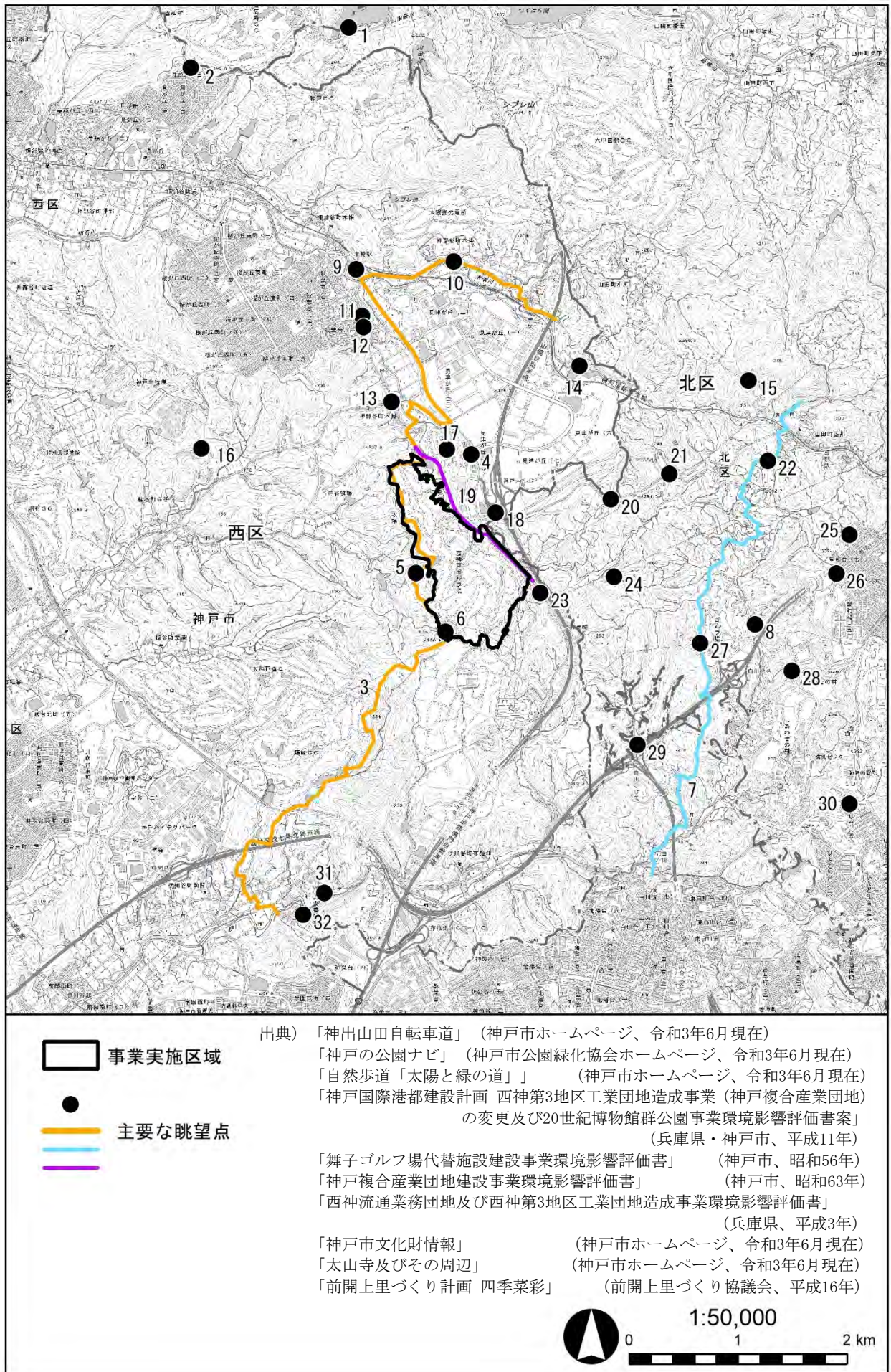


図2.2-14 主要な眺望点

2.2.9. 文化環境

(1) 指定文化財

事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)、「兵庫県文化財保護条例」(昭和39年4月1日条例第58号)及び「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成9年3月31日条例第50号)に基づく指定文化財は、表2.2-29及び図2.2-15に示すとおりである。

表2.2-29 指定文化財

種別	指定区分	種類	名称	所在地	指定年月日
記念物	市指定	史跡	木津の六地藏磨崖仏	西区押部谷町木津	平成11年2月24日

出典) 「神戸市文化財情報」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

「神戸市内の指定文化財」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

(2) 埋蔵文化財

事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財は、表2.2-30及び図2.2-15に示すとおりである。

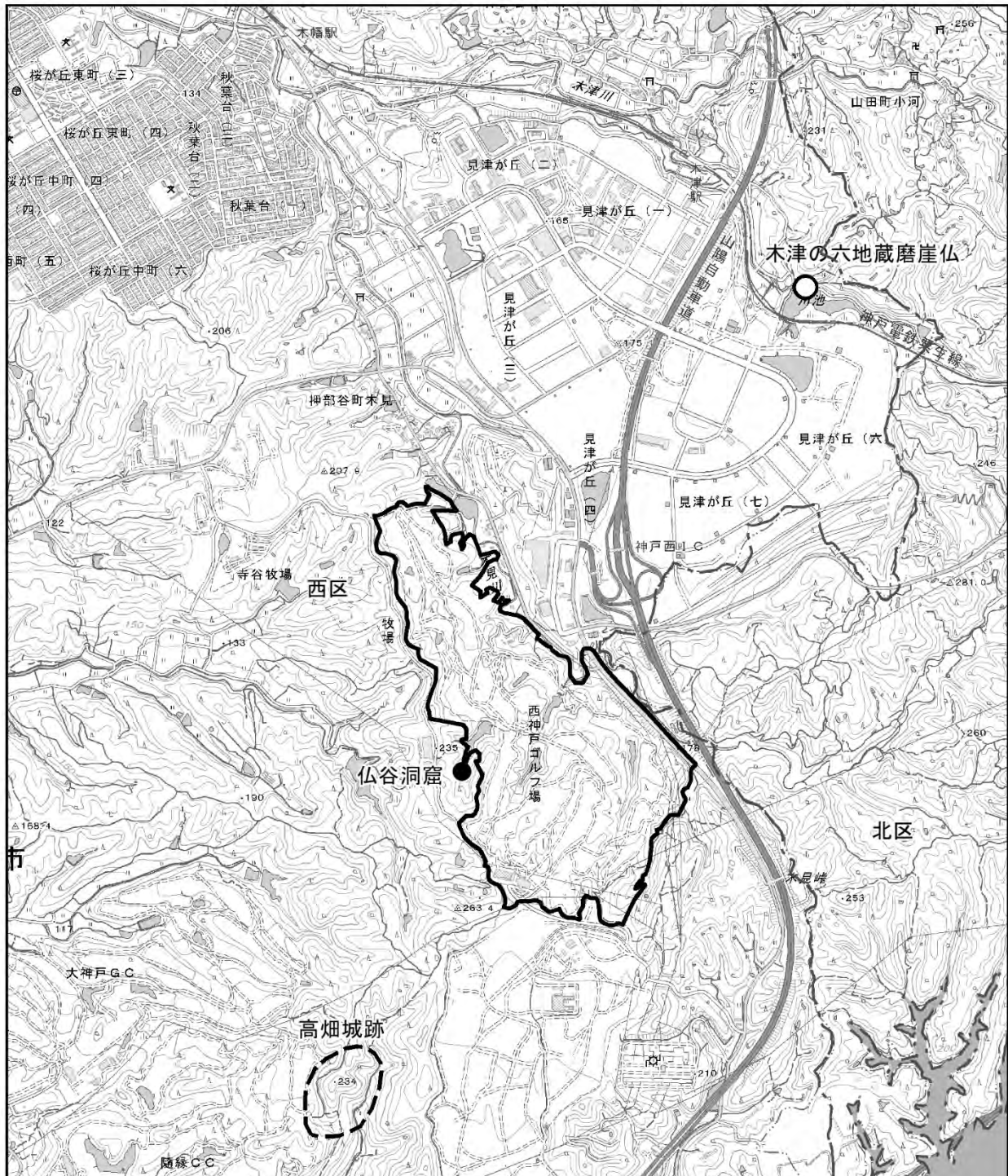
表2.2-30 埋蔵文化財

遺跡名	所在地	時代	種類
高畑城跡	西区伊川谷町前開	中世	城館跡

出典) 「神戸市の埋蔵文化財」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

(3) その他の文化財

事業実施区域及びその周囲においては、その他の文化財として、図2.2-15に示すとおり仏谷洞窟がある。



- 事業実施区域
- 指定文化財
- 埋蔵文化財
- その他の文化財

出典) 「神戸市文化財情報」 (神戸市ホームページ、令和3年6月現在)
「神戸市の埋蔵文化財」 (神戸市ホームページ、令和3年6月現在)



図2.2-15 文化財の状況

2.3. 地域の社会的状況

2.3.1. 人口等

神戸市西区及び北区の人口、世帯数及び人口密度の状況は、表2.3-1に示すとおりである。

表2.3-1 人口、世帯数及び人口密度

行政区域	年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
神戸市	平成28年	1,535,765	710,733	2,757
	平成29年	1,532,153	714,544	2,751
	平成30年	1,527,407	718,247	2,742
	令和元年	1,522,944	722,189	2,734
	令和2年	1,516,638	725,824	2,723
西区	平成28年	244,951	98,154	1,775
	平成29年	243,343	98,671	1,763
	平成30年	242,116	99,438	1,754
	令和元年	240,386	99,980	1,742
	令和2年	238,756	100,825	1,730
北区	平成28年	217,864	87,292	907
	平成29年	216,190	87,528	900
	平成30年	214,037	87,658	891
	令和元年	212,211	87,913	883
	令和2年	210,775	88,486	877

注) 1. 世帯数・人口については、国勢調査結果(確定数)を基礎に、毎月の住民基本台帳の届出数を加減して算出している。(各年10月1日現在)

2. 面積は、国土地理院面積調を基礎に積算しているが、北区は一部境界未定のため、参考値を示している。

出典) 「第96回神戸市統計書 令和元年度版」(神戸市、令和2年)

「第97回神戸市統計書 令和2年度版」(神戸市、令和3年)

2.3.2. 産業

神戸市西区及び北区の産業別従業者数は、表2.3-2に示すとおりである。

表2.3-2 産業別従業者数

行政区域	項目	年次	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数
神戸市	従業者数 (人)	平成24年	701	119,134	590,683	710,518
		平成28年	685	110,402	616,043	727,130
	割合 (%)	平成24年	0.1	16.8	83.1	100.0
		平成28年	0.1	15.2	84.7	100.0
西区	従業者数 (人)	平成24年	268	25,881	59,242	85,391
		平成28年	255	27,118	63,345	90,718
	割合 (%)	平成24年	0.3	30.3	69.4	100.0
		平成28年	0.3	29.9	69.8	100.0
北区	従業者数 (人)	平成24年	160	4,884	47,785	52,829
		平成28年	224	4,657	49,403	54,284
	割合 (%)	平成24年	0.3	9.2	90.5	100.0
		平成28年	0.4	8.6	91.0	100.0

出典) 「第92回神戸市統計書 平成27年度版」(神戸市、平成28年)

「第97回神戸市統計書 令和2年度版」(神戸市、令和3年)

2.3.3. 交通

(1) 道路

事業実施区域及びその周囲における主要な交通網は図2.3-1に、交通量は表2.3-3に示すとおりである。

主要な道路としては、山陽自動車道、高速北神戸線、一般国道28号（神戸淡路鳴門道）及び神戸三木線等が存在する。

表2.3-3 主要な道路における交通量

分類	路線名	No.	観測地点名	交通量(台)					
				小型車		大型車		合計	
				12時間	24時間	12時間	24時間	12時間	24時間
高速自動車国道	山陽自動車道	1	山陽自動車道～一般国道28号(本四道路)神戸西IC	5,722	<u>7,005</u>	3,132	<u>5,199</u>	8,854	<u>12,204</u>
都市高速道路	高速北神戸線	2	神戸市西区伊川谷町布施畑	20,437	<u>25,087</u>	8,368	<u>12,240</u>	28,805	<u>37,327</u>
		3	神戸市北区山田町下谷上	17,173	<u>20,652</u>	4,276	<u>5,476</u>	21,449	<u>26,128</u>
一般国道	一般国道28号(神戸淡路鳴門道)	4	神戸西IC～布施畑JCT	5,813	6,929	3,064	4,908	8,877	11,837
主要地方道	神戸三木線	5	神戸市西区見津が丘4丁目	9,511	<u>12,662</u>	2,382	<u>3,037</u>	11,893	<u>15,699</u>
		6	神戸市西区見津が丘4丁目	10,533	<u>14,153</u>	2,050	<u>2,834</u>	12,583	<u>16,987</u>
		7	-	<i>10,868</i>	<i>14,325</i>	<i>1,412</i>	<i>2,130</i>	<i>12,280</i>	<i>16,455</i>
		8	神戸市西区押部谷町福住	9,618	<u>12,823</u>	1,753	<u>2,414</u>	11,371	<u>15,237</u>
		9	-	<i>1,342</i>	<i>1,628</i>	<i>128</i>	<i>165</i>	<i>1,470</i>	<i>1,793</i>
	小部明石線	10	神戸市北区北五葉2丁目	9,355	<u>12,193</u>	1,032	<u>1,622</u>	10,387	<u>13,815</u>
		11	神戸市西区押部谷町木見	6,316	<u>8,081</u>	738	<u>1,089</u>	7,054	<u>9,170</u>
		12	神戸市西区押部谷町木見	6,319	<u>8,180</u>	1,153	<u>1,534</u>	7,472	<u>9,714</u>
	神戸加古川姫路線	13	-	<i>4,834</i>	<i>6,175</i>	<i>665</i>	<i>919</i>	<i>5,499</i>	<i>7,094</i>
	指定市の一般市道	西下木津線	14	神戸市北区山田町西下	3,168	<u>4,051</u>	556	<u>716</u>	3,724
西下木津線		15	神戸市西区見津が丘3丁目	4,636	<u>6,115</u>	1,419	<u>1,696</u>	6,055	<u>7,811</u>
西神1号線		16	-	<i>8,274</i>	<i>10,515</i>	<i>426</i>	<i>882</i>	<i>8,700</i>	<i>11,397</i>

注) 1. 24時間交通量が下線表示の場合、24時間交通量を観測していない区間であるため、昼間12時間交通量と昼夜率及び夜間12時間大型車混入率を用いて推定した24時間交通量を示す。

2. 交通量が斜体表示の場合、交通量を観測していない区間であるため、推定した昼間12時間交通量と昼夜率及び夜間12時間大型車混入率を用いて推定した12時間交通量及び24時間交通量を示す。

出典)「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省、平成29年)

(2) 鉄道

事業実施区域及びその周囲における鉄道駅の乗車人数は、表2.3-4に示すとおりである。
木津駅の乗車人数は増加傾向、木幡駅の乗車人数は減少傾向にある。

表2.3-4 鉄道駅の乗車人数

【単位:千人】

種別	線区別	駅	年度	乗車人数総数
神戸電鉄	粟生線	木津駅	平成27年度	174
			平成28年度	197
			平成29年度	202
			平成30年度	207
			令和元年度	222
		木幡駅	平成27年度	163
			平成28年度	157
			平成29年度	148
			平成30年度	143
			令和元年度	137

出典)「第97回神戸市統計書 令和2年度版」(神戸市、令和3年)

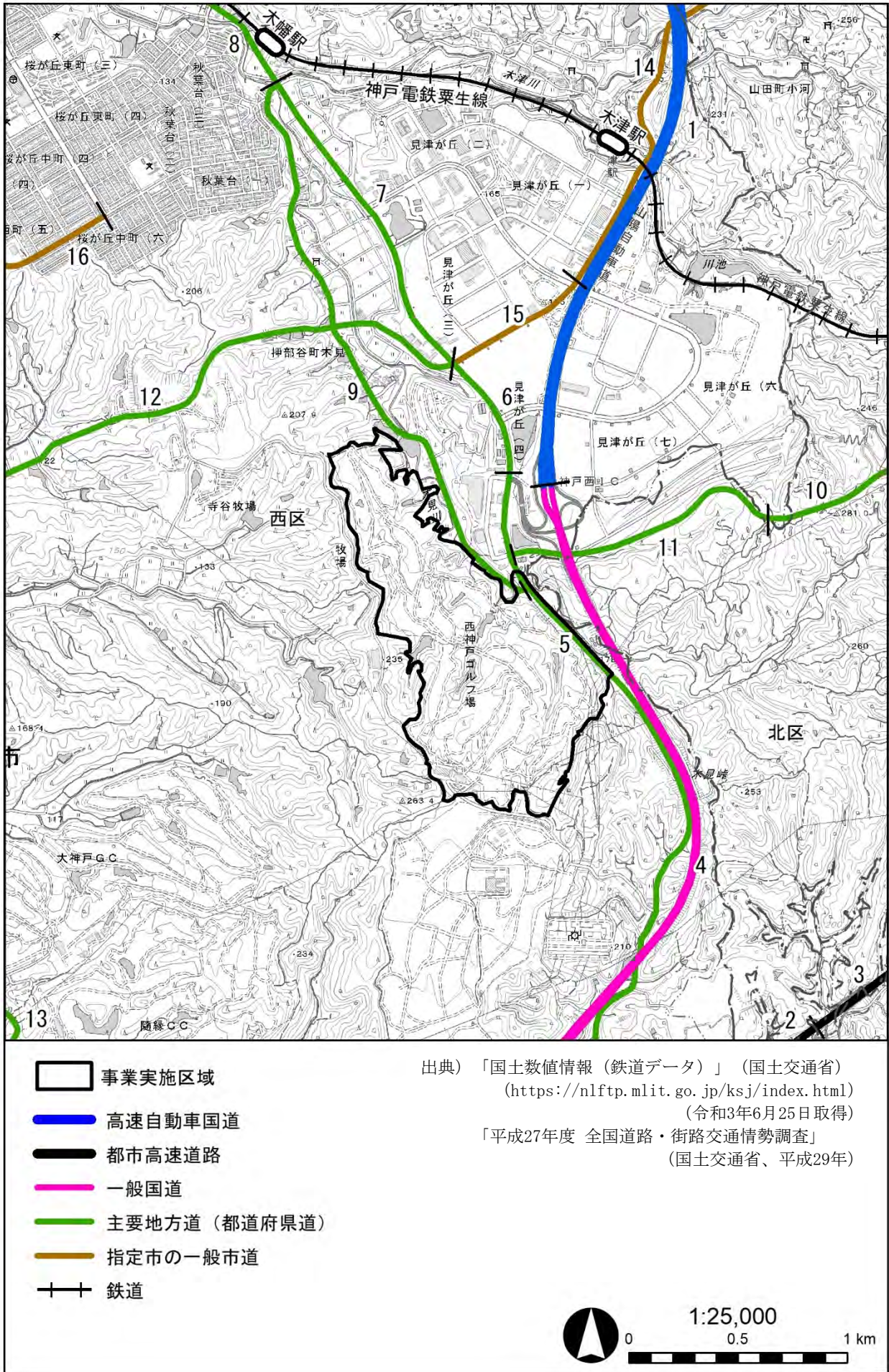


図2.3-1 交通網図

2.3.4. 地域社会

(1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設

事業実施区域及びその周囲における環境の保全についての配慮が特に必要な施設は、表2.3-5及び図2.3-2に示すとおりである。

表2.3-5 環境の保全についての配慮が特に必要な施設

区分	名称
保育所、幼稚園等	地域型保育事業 ひかりのくれよん
児童館等	秋葉台児童館
小学校	桜が丘小学校
	木津小学校
中学校	桜が丘中学校
病院	つねみ医院
	水野クリニック
	つじ医院
	志賀医院
	さいとう整形外科 リウマチ・スポーツクリニック
福祉施設	押部谷東地域福祉センター

出典) 「神戸市オープンデータポータル」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

「ひょうごオープンデータカタログ(兵庫県拠点別所在地一覧)」

(兵庫県ホームページ、令和3年6月現在)

「兵庫県医療機関情報システム」(兵庫県ホームページ、令和3年6月現在)



図2.3-2 環境の保全についての配慮が特に必要な施設

(2) 住宅の配置

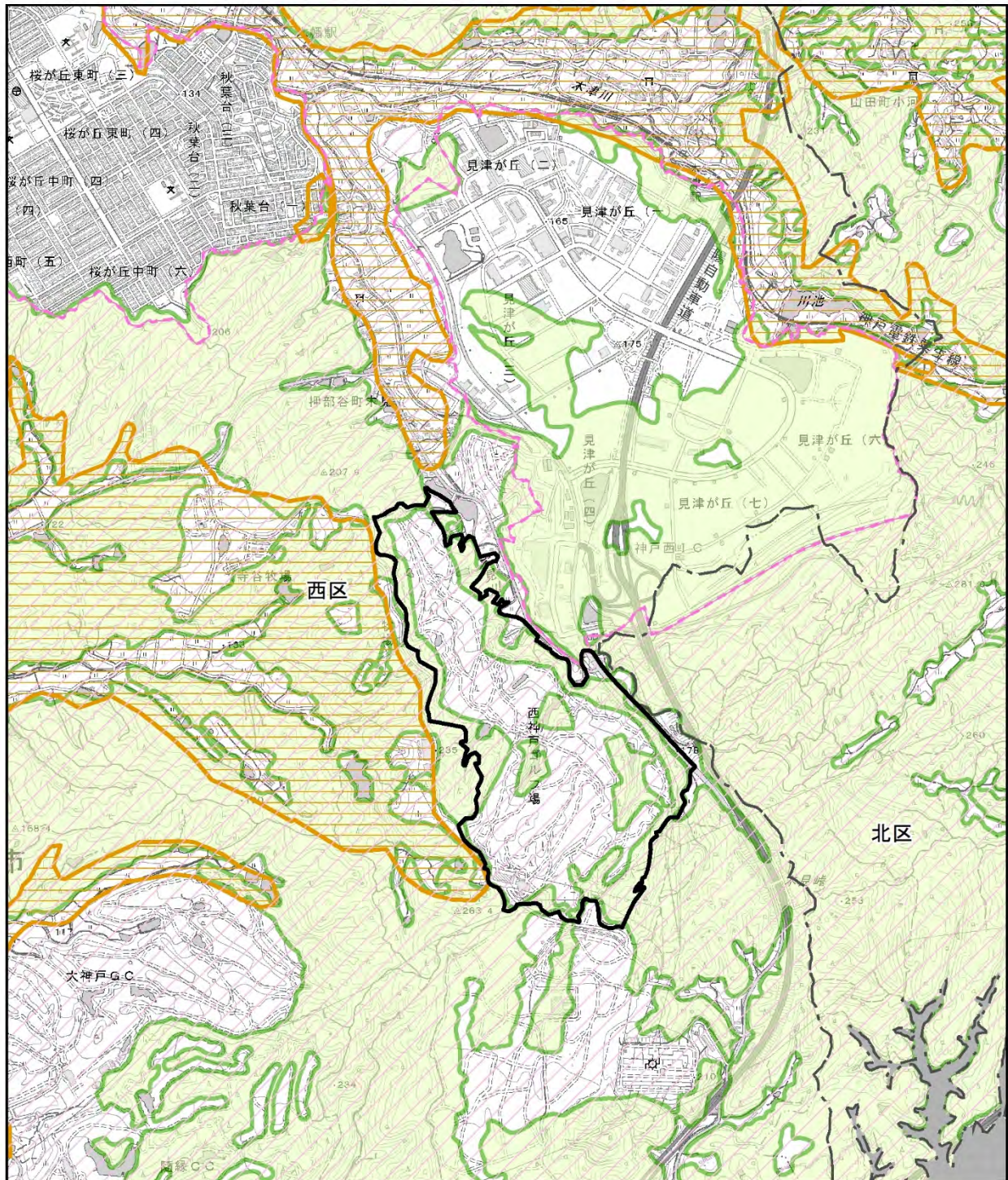
事業実施区域及びその周囲における住宅の配置の状況は、事業実施区域北側の木見川沿いに木見地区が存在しているが、東側、南側、西側には住居は存在しない。

2.3.5. 土地利用等

(1) 土地利用計画

「国土利用計画法」（昭和49年6月25日法律第92号）に基づく、事業実施区域及びその周囲の土地利用基本計画図は、図2. 3-3に示すとおりである。

事業実施区域は、一部が森林地域に指定されている。



- 事業実施区域
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 森林地域
- 農業地域

出典) 「国土数値情報(森林地域データ・都市地域データ・農業地域データ)」
 (国土交通省) (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)
 (令和3年6月25日取得)



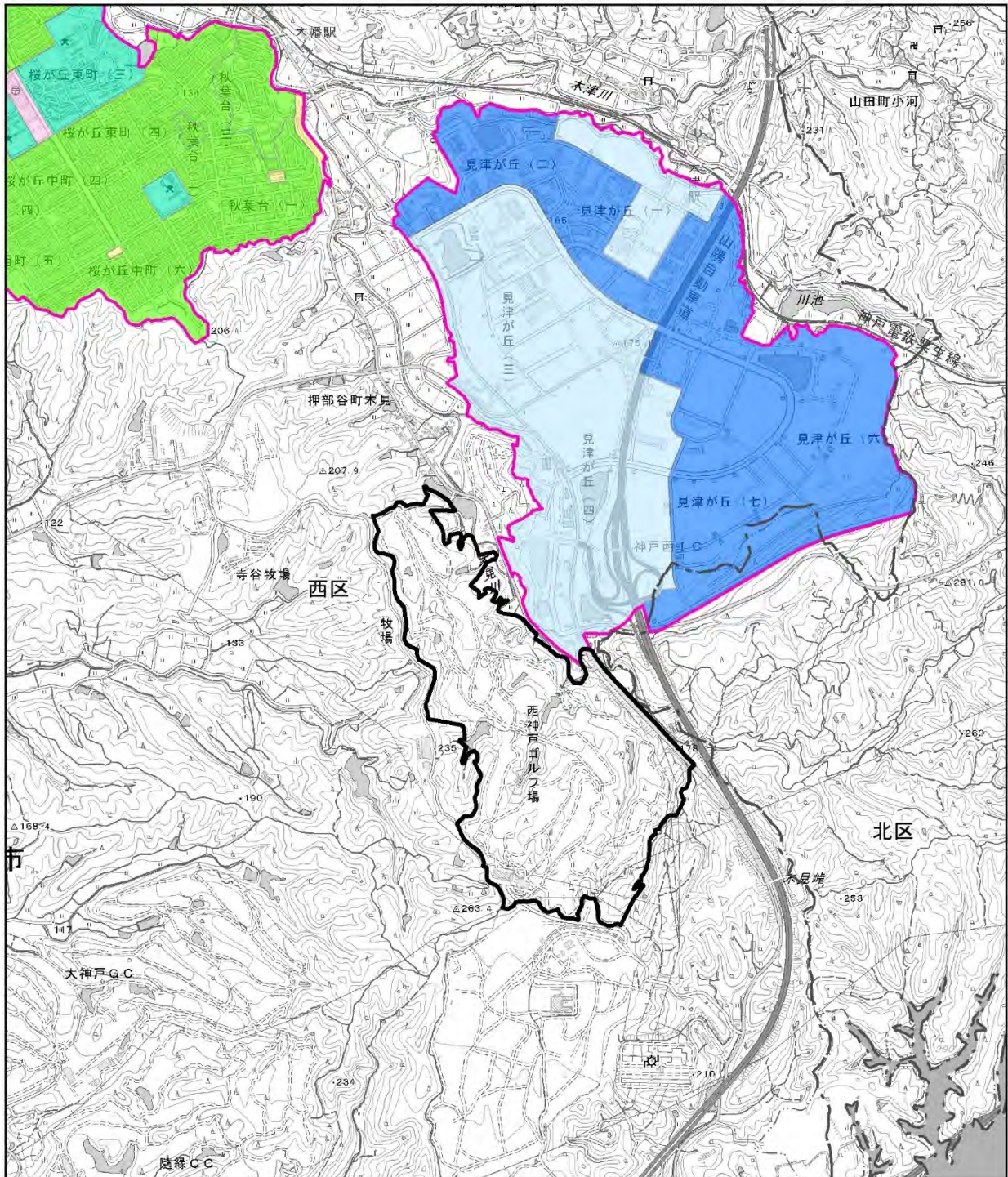
1:25,000

図2.3-3 土地利用基本計画図

(2) 用途地域等

「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号)に基づく用途地域等の指定状況は、図2.3-4に示すとおりである。

事業実施区域は、市街化調整区域に指定されている。



- 事業実施区域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域
- 工業専用地域
- 市街化調整区域

出典)「国土数値情報(用途地域データ)」(国土交通省)
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>
 (令和3年6月28日取得)



図2.3-4 用途地域等

2.3.6. 水域利用等

(1) 上水・農業用水等の利水状況

事業実施区域及びその周囲の利水状況は、表2.3-6に示すとおりである。

事業実施区域における上水は、神戸市の上水道によるものであり、西区では兵庫県水道用水供給事業による呑吐ダム（神出浄水場）から供給される水を利用している。

事業実施区域及びその周囲の農業用水は、木見川、櫛谷川及びため池からの慣行水利によるものである

表2.3-6 事業実施区域及びその周囲の利水の状況

供給源	水源	神戸市西区における供給量
購入分	兵庫県水道用水供給事業	21,000m ³ /日

注) 呑吐ダム（神出浄水場）の供給量を記載している。

出典) 「神戸市水道水源系統図」（神戸市水道局ホームページ、令和3年6月現在）

(2) 地下水の利用状況

神戸市の地下水の利用状況は表2.3-7に示すとおりである。

表2.3-7 地下水採取量

工業用 (m ³ /日)	上水道用 (千m ³ /年)
7,288	0

注) 1. 工業用は、工業統計における従業員30人以上の事業所の1日あたりの用水量のうち、水源を井戸水としている量を示す。

2. 上水道用は上水道施設の実績年間取水量のうち、水源を地下水としている量を示す。

出典) 「2019年工業統計表（IV用地及び用水）」（兵庫県ホームページ、令和3年6月現在）

「令和元年度水道施設現況調査」（兵庫県ホームページ、令和3年6月現在）

(3) 漁業権の設定状況

事業実施区域及びその周囲には、漁業権が設定されている河川は存在しない。

2.3.7. 環境関連社会資本

(1) 上水道

神戸市の水道普及状況は表2.3-8に示すとおりであり、令和元年度末現在で水道普及率は99.9%である。

表2.3-8 水道普及状況（令和元年度）

行政区域	給水人口(人)	給水区域内人口(人)	普及率(%)	給水面積(km ²)	計画給水区域面積(km ²)
神戸市	1,518,870	1,516,525	99.9	287.34	342.16

出典)「第97回神戸市統計書 令和2年度版」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

(2) 下水道

神戸市の公共下水道の整備状況は表2.3-9に示すとおりであり、令和元年度末現在で下水道普及率は98.7%である。

表2.3-9 公共下水道の整備状況（令和元年度）

行政区域	処理区域内人口(人)	行政区域内人口(人)	普及率(%)	処理区域面積(km ²)
神戸市	1,509,621	1,529,092	98.7	171.95

出典)「第97回神戸市統計書 令和2年度版」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

(3) ごみ処理・処分場等の配置及び稼働状況

1) 一般廃棄物

神戸市の一般廃棄物処理施設の概要は表2.3-10に、一般廃棄物の収集量及び処理量は表2.3-11に示すとおりである。

神戸市には現在、3箇所のクリーンセンター（焼却施設）、1箇所の破砕施設、1箇所の資源リサイクルセンター、2箇所の埋立処分地（環境センター）があり、一般廃棄物の処理及び再資源化が行われている。

事業実施区域及びその周囲には、図2.3-5に示すとおり、資源リサイクルセンター、布施畑環境センター及び布施畑環境センター破砕選別施設が存在している。

表2.3-10 一般廃棄物処理施設の概要

区分	名称	所在地	設備能力
焼却施設	東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1番地7	900t/24時間
	港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12番1	600t/24時間
	西クリーンセンター	西区伊川谷町井吹字三番圃(くじ)74番地の1	600t/24時間
破砕施設	布施畑環境センター破砕選別施設	西区伊川谷町布施畑字丸畑	150t/5時間×2基
資源リサイクル	資源リサイクルセンター	西区見津が丘1丁目9(神戸複合産業団地内)	90t/5時間 (45t/5時間×2系列)
埋立処分地	布施畑環境センター	西区伊川谷町布施畑字丸畑	23,500,000m ³
	淡河環境センター	北区淡河町野瀬字南山	7,700,000m ³

出典)「神戸市のごみ処理施設の紹介」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

表2.3-11 一般廃棄物の収集量及び処理量(令和元年度)

【単位:t】

収集量						処理量			
総数	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ ^{注1}	事業系ごみ	焼却 ^{注2}	埋立	資源化 ^{注3}	圧縮・破砕等処理(再掲)
494,167	249,511	14,402	5,611	26,602	198,041	452,359	16,069	25,547	28,708

注) 1. 資源ごみの内訳(缶・ビン・ペットボトル:17,423t 容器包装プラスチック:9,179t)

2. 水分を含む。

3. 資源化量は、実際に資源として有効活用された量。

出典)「第97回神戸市統計書 令和2年度版」(神戸市、令和3年)

2) 産業廃棄物

① 産業廃棄物の業種別排出量

神戸市の産業廃棄物発生量は、「令和元年度 神戸市環境マスタープラン(環境基本計画)年次報告書」(令和2年)によると、平成20年度から29年度にかけては330万トン～400万トンで推移していたが、平成30年度は311万トンとなっている。

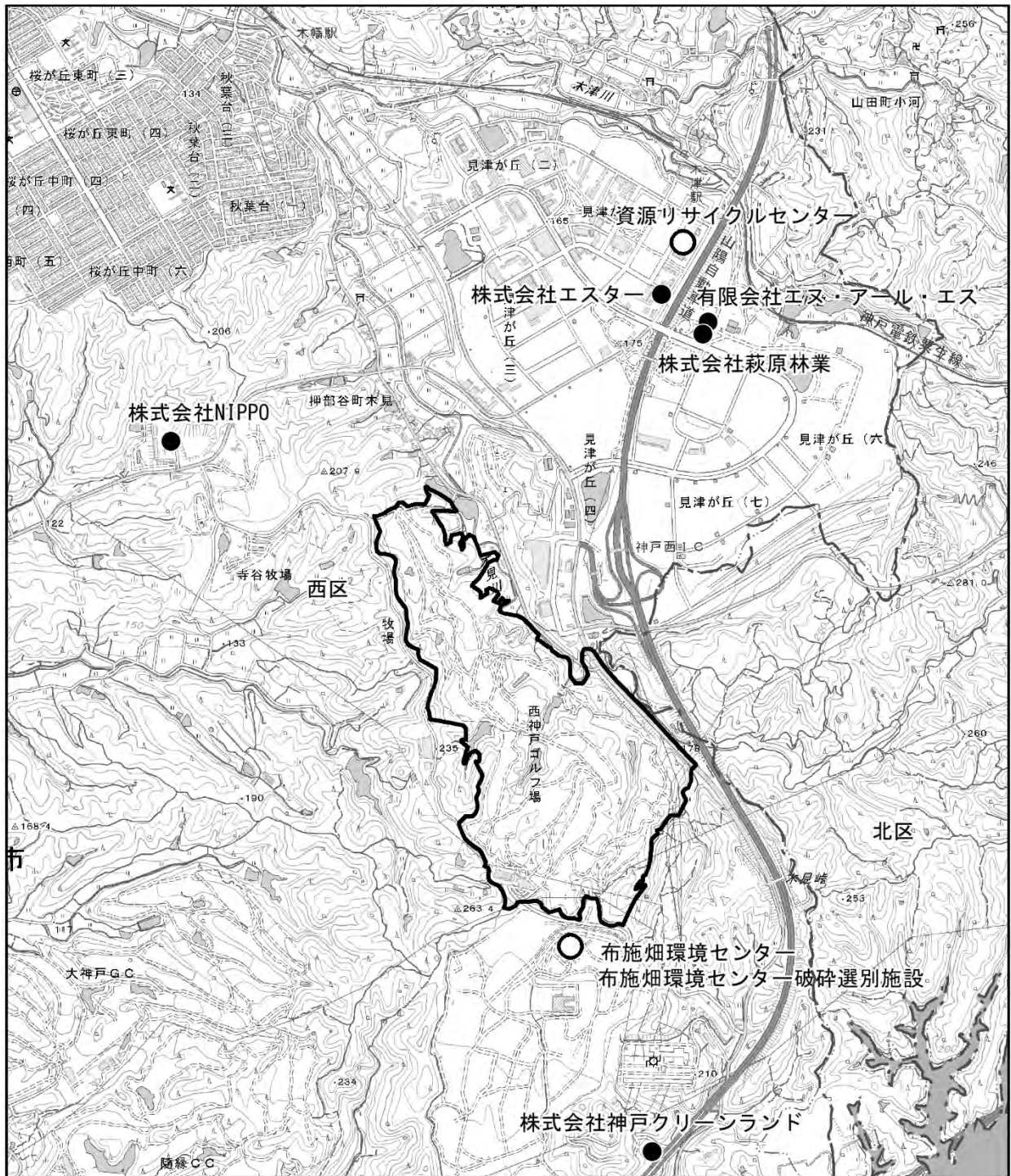
② 産業廃棄物処理施設の立地状況

事業実施区域及びその周囲における産業廃棄物処理施設は、表2.3-12及び図2.3-5に示すとおりであり、5箇所存在する。

表2.3-12 産業廃棄物処理施設

名称	所在地	許可品目
株式会社エスター	西区見津が丘1-7-2	廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
有限会社エヌ・アール・エス	西区見津が丘6-1-1	廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
株式会社神戸クリーンランド	西区伊川谷町布施畑1057-1	汚泥, 廃油, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 動植物性残さ, ゴムくず
株式会社NIPPO	西区櫛谷町寺谷字従弟谷723-11の一部他	燃え殻(下水汚泥焼却灰に限る。), がれき類, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
株式会社萩原林業	西区見津が丘6-1-2	木くず

出典) 「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)



- 事業実施区域
- 一般廃棄物処理施設
- 産業廃棄物処理施設

出典) 「国土数値情報(廃棄物処理施設データ)」(国土交通省)
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>
 (令和3年6月25日取得)
 「神戸市内の産業廃棄物処分量者一覧」
 (神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

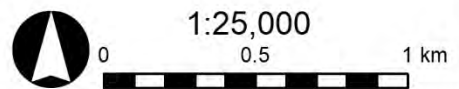


図2.3-5 廃棄物処理施設の立地状況

2.3.8. 地域地区の指定及び計画等

(1) 環境基本法等に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)に基づく環境基準は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁(河川、湖沼、海域及び地下水)、土壌汚染、騒音に関して環境上の条件が定められている。

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)に基づく環境基準は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び水底の底質に係る環境上の条件が定められている。

1) 大気汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、表2.3-13に示すとおりである。

表2.3-13 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

- 注) 1. この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないように努めるものとする。
3. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒子が10μm以下のものをいう。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたつて人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

出典) 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示第4号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)

2) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、表2.3-14に示すとおりである。

表2.3-14(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A	55デシベル以下	45デシベル以下
B		
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
- 出典) 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)
「騒音に係る環境基準の改正について」(平成10年9月30日環大企第257号)

ただし、表2.3-14(2)に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という)については、表2.3-14(1)によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表2.3-14(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分を言う。

出典) 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

また、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表2.3-14(2)に関わらず、特例として表2.3-14(3)の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表2.3-14(3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考) 個別の住居などにおいて騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内に透過する騒音に係る基準(昼間にあっては、45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

- 注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道及び自動車専用道路をいう(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)。
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」に関しては、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。
- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
 - ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

出典) 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)
「騒音に係る環境基準の改正について」(平成10年9月30日環大企第257号)

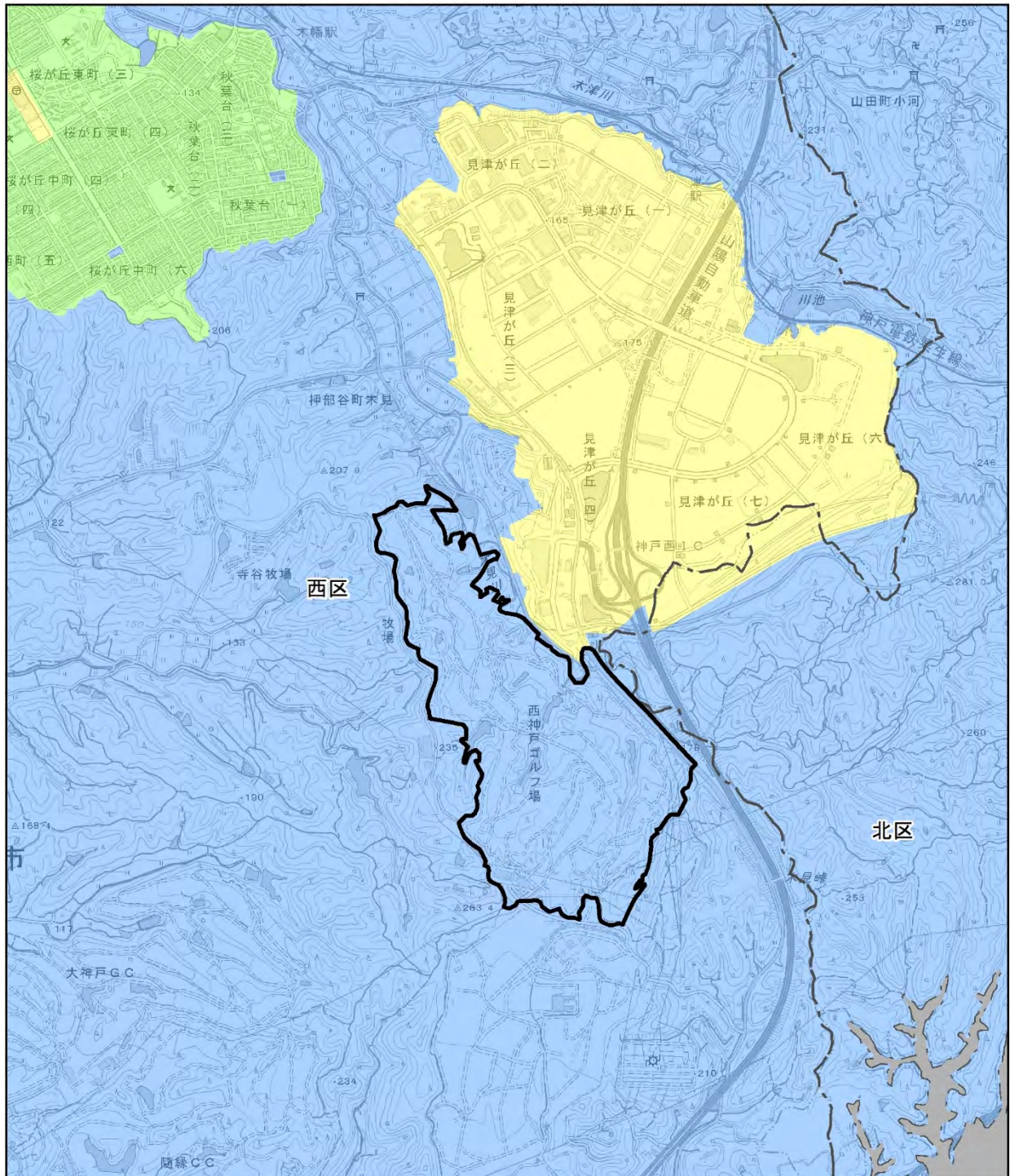
「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に基づく、事業実施区域及びその周囲の騒音に係る環境基準の類型指定は、表2. 3-15及び図2. 3-6に示すとおりである。


表2. 3-15 騒音に係る環境基準の類型指定地域

地域の類型	類型を当てはめる地域
A	都市計画法第9条第1項から第4項までに規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び第8項に規定する田園住居地域
B	都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び同法第9条第5項から第7項までに規定する第1種住居地域、第2種住居地域並びに準住居地域(同条第23項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。)
C	都市計画法第9条第9項から第13項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(同条第23項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。また、工業専用地域については内陸部に限る。)

注) 神戸市では、AA 類型に指定している地域はない。


出典) 「環境基本法による騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（平成24年3月27日神戸市告示第694号）



 事業実施区域

 A類型

 B類型

 C類型

出典) 「環境基本法による騒音に係る環境基準の地域類型の指定」
(平成24年3月27日神戸市告示第694号)



1:25,000

0 0.5 1 km

図2.3-6 騒音に係る環境基準の類型指定状況

3) 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に適用され、カドミウム等の27項目に関して、一律に定められており、環境基準は表2.3-16に示すとおりである。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、河川、湖沼及び海域ごとに水域類型を設け、それに応じて基準を設定しており、河川に関する環境基準は表2.3-17に、湖沼に関する環境基準は表2.3-18に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲においては、図2.3-7に示すとおり、明石川がB類型に指定されている。

表2.3-16 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		

注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと。」とは、告示に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

表2.3-17(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/ℓ 以上	—

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表2.3-17(2) 生活環境の保全に係る環境基準（河川）（水生生物）

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下

備考) 基準値は年間平均値とする。

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表2.3-18(1) 生活環境の保全に係る環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水産3級工業用水1級 農業用水及びCの欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ以下	5mg/ℓ 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/ℓ 以上	—

備考) 1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
出典）「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表2.3-18(2) 生活環境の保全に係る環境基準（湖沼）（全窒素及び全りん）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表2.3-18(3) 生活環境の保全に係る環境基準（湖沼）（水生生物生息）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特B	生物Aまたは生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下

備考) 基準値は年間平均値とする。

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表2.3-18(4) 生活環境の保全に係る環境基準（湖沼）（水生生物再生産）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/l以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/l以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/l以上

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。

2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）



図2.3-7 河川の水質汚濁に係る環境基準類型の指定状況

4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表2.3-19に示すとおりである。

表2.3-19 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、告示に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

5) 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、表2.3-20に示すとおりである。

表2.3-20 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液10につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液10につき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液10につき0.05mg以下であること。
砒素	検液10につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液10につき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液10につき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液10につき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液10につき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液10につき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液10につき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液10につき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液10につき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液10につき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液10につき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液10につき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液10につき0.002mg以下であること。
チウラム	検液10につき0.006mg以下であること。
シマジン	検液10につき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液10につき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液10につき0.01mg以下であること。
セレン	検液10につき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液10につき0.8mg以下であること。
ほう素	検液10につき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液10につき0.05mg以下であること。

- 注) 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、告示に定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水10につき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液10につき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、告示に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典) 「土壌汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

6) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準「環境基準」が設定されている。

ダイオキシン類に係る環境基準は、表2.3-21に示すとおりである。

表2.3-21 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質汚染を除く）	1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

- 注) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。
- 出典) 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

(2) 公害関係法令

1) 大気汚染

① 施設の設置等に関する規制

「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号)に基づく、工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要は、表2.3-22に示すとおりである。

表2.3-22 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要	
ばい煙	硫黄酸化物 (SOx)	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 許容排出量(Nm ³ /h) = K × 10 ⁻³ × He ² 一般排出基準: K = 3.0 ~ 17.5 特別排出基準: K = 1.17 ~ 2.34 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定。 硫黄含有率: 0.5 ~ 1.2%以下 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定	
	ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準(濃度) 一般排出基準: 0.04 ~ 0.5g/Nm ³ 特別排出基準: 0.03 ~ 0.2g/Nm ³	
	有害物質	カドミウム(Cd) カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0mg/Nm ³
		塩素(Cl ₂)、 塩化水素(HCl)	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 塩素: 30mg/Nm ³ 塩化水素: 80mg/Nm ³ 、700mg/Nm ³
		フッ素(F)、 フッ化水素(HF)等	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用溶融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0 ~ 20mg/Nm ³
		鉛(Pb)、 鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 10 ~ 30mg/Nm ³
	窒素酸化物 (NOx)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	1) 施設・規模ごとの排出基準 60 ~ 950ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定	
揮発性有機化合物 (VOC)		VOCを排出する次の施設 化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク	施設ごとの排出基準 400 ~ 60,000ppmC	
粉じん	一般粉じん	ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉砕・選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等	
	特定粉じん (石綿)	切断機等における石綿の粉砕、混合その他の機械的処理 吹き付け石綿使用建築物の解体・改造・補修作業	事業場の敷地境界基準 濃度10本/リットル 建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準	
特定物質 (アンモニア、一酸化炭素、メタノール等28物質)		特定施設において故障、破損等の事故時に発生	事故時における措置を規定 事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等	
有害大気汚染物質	248物質(群) このうち「優先取組物質」として23物質		知見の集積等、各主体の責務を規定 事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等	
	指定物質	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 50 ~ 600mg/Nm ³ 既設: 100 ~ 1500mg/Nm ³
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150 ~ 300mg/Nm ³ 既設: 300 ~ 500mg/Nm ³
		テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150 ~ 300mg/Nm ³ 既設: 300 ~ 500mg/Nm ³

注) 1. ばいじん及び有害物質については、兵庫県は条例で国の基準より厳しい上乘せ基準を設定している。

2. 有害大気汚染物質: 低濃度でも継続的な摂取により健康影響が懸念される物質
出典) 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月22日厚生省、通商産業省令第1号)

② 自動車排出ガスの規制

神戸市は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」（平成4年6月3日法律第70号）において規定される、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されている。

2) 騒音

「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)に基づき、騒音を防止する必要があると指定された地域内における工場・事業所の事業活動に伴う騒音や建設工事に伴う騒音について規制が定められている。また、自動車騒音は、措置を要請する限度が定められている。

① 特定工場等の騒音に係る規制基準

「騒音規制法」の規定に基づく特定工場等(政令で定める特定施設を設置する事業場又は事業所)において発生する騒音の規制基準は表2.3-23に、事業実施区域及びその周囲における騒音規制地域の指定状況は図2.3-8に示すとおりである。

表2.3-23 特定工場等に係る騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝夕	夜間
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	70デシベル	60デシベル

備考) 1. 区域の区分

第1種区域：都市計画法第9条第1項から第2項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第8項に規定する田園住居地域。

第2種区域：都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び同法第9条第3項から第7項までに規定する第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域並びに、西区及び北区における同法第9条第11項に規定する準工業地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域に接する境界から50メートル以内の区域。

第3種区域：都市計画法第9条第9項から第11項までに規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(第2種区域を除く。)並びに、西区及び北区における同法第9条第12項に規定する工業地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域に接する境界から50メートル以内の区域。

第4種区域：工業地域(第3種区域を除く。)及び工業専用地域(工業専用地域については内陸部に限る。)

2. 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

出典) 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号)

「騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」(昭和61年3月25日神戸市告示第253号)

「騒音規制法による騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」(平成25年3月29日神戸市告示第819号)

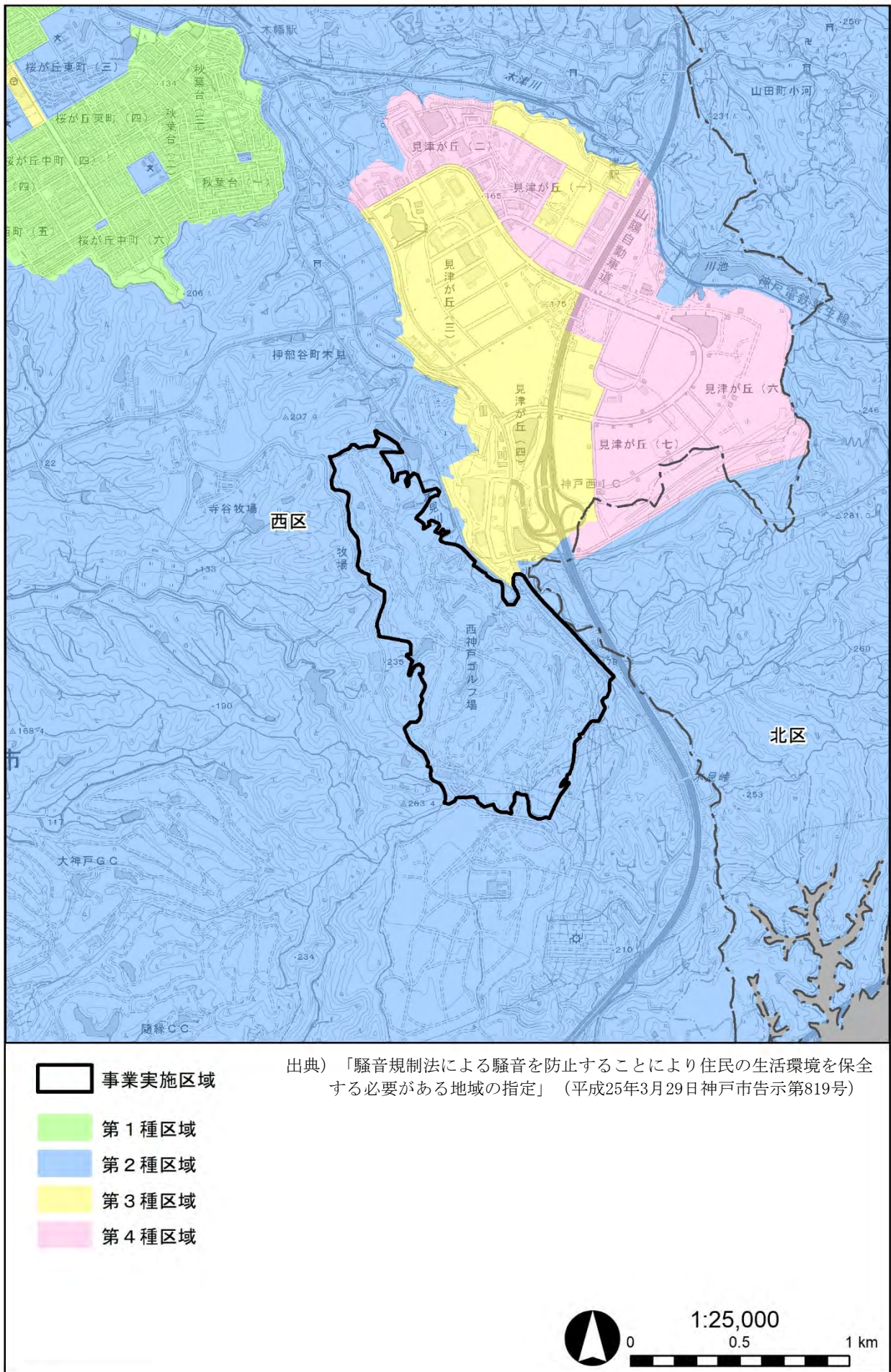


図2.3-8 特定工場等の騒音に係る規制地域

② 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表2.3-24に、騒音規制区域の指定状況は図2.3-9に示すとおりである。

表2.3-24 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

	地域の区分 (注1)	騒音の規制に関する基準 (注2) (1~9の作業) (注4)	適用除外 (注3)
騒音の大きさ	①、②	85dB	-
作業時刻	①の区域	19時～翌日7時の時間内でないこと	イ、ロ、ハ、ニ
作業時刻	②の区域	22時～翌日6時の時間内でないこと	イ、ロ、ハ、ニ
1日あたりの作業時間	①の区域	10時間を超えないこと	イ、ロ
1日あたりの作業時間	②の区域	14時間を超えないこと	イ、ロ
作業時間	①、②	連続6日を超えないこと	イ、ロ
作業日	①、②	日曜日その他の休日ではないこと	イ、ロ、ハ、ニ、ホ

注) 1. 地域の区分は以下のとおり

- ①第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域のうち学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域内
- ②第4種区域のうち、上記の区域を除く区域

2. 騒音の基準

騒音の大きさは、特定建設作業を行う場所の敷地境界線上で測定する。

兵庫県条例では、騒音規制法による指定地域との境界から100m以内の工業専用地域及び臨港地区においては、騒音・振動に関する基準が適用される。

3. 適用除外

- イ. 災害その他の非常事態の発生により緊急を要する場合
- ロ. 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ハ. 鉄道・軌道の正常な運航確保のため必要な場合
- ニ. 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ホ. 変電所の変更工事であって必要な場合

4. 作業の種類は表2.3-25に示すとおりである。

出典) 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号)

「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動の基準」(平成13年2月27日兵庫県告示第274号)

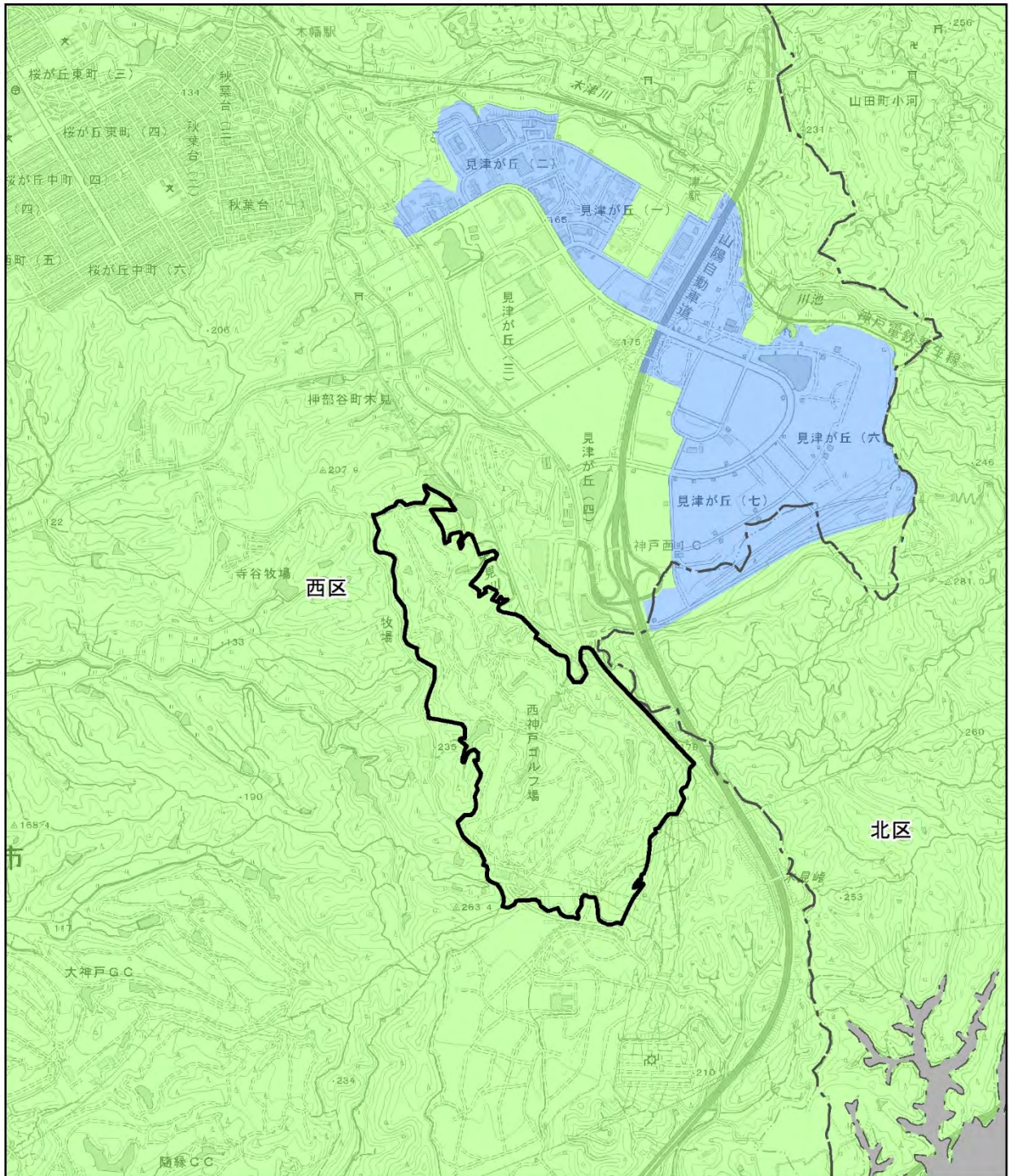
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第1号の区域の指定」(平成24年3月30日神戸市告示第34号)

表2.3-25 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類		適用法令	
		騒音規制法	県条例
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	○	○
2	びょう打機を使用する作業	○	○
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る）	○	○
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）	○	○
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	○	○
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業	○	○
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業	○	○
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業	○	○
9	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	-	○

出典) 「騒音規制法施行令」(昭和43年11月27日総理府令第324号)

「環境の保全と創造に関する条例施行規則」(平成8年1月8日兵庫県規則第1号)



- 事業実施区域
- ①の区域
- ②の区域

出典)「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第1号の区域の指定」(平成24年3月30日神戸市告示第34号)



図2.3-9 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制地域

③ 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」では、指定地域内において定められた方法で測定を行った自動車騒音が表2.3-26に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときには、市町村長は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものとし、また必要があると認めるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関して意見を述べることができると定められている。

また、事業実施区域及びその周囲における騒音規制区域の指定状況は、表2.3-27及び図2.3-10に示すとおりである。

表2.3-26 自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線を有する道路に面する区域 c区域のうち車線を有する道路に面する区域		75デシベル	70デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域	2車線以下（道路端から15mの範囲）	75デシベル	70デシベル
	3車線以上（道路端から20mの範囲）		

注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2. a区域、b区域及びc区域とは、以下に示す区域として都道府県知事（神戸市内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。

a区域 専ら住居の用に供される区域

b区域 主として住居の用に供される区域

c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典) 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成12年3月2日総理府令第15号)

表2.3-27 自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の区分

区域	当てはめる都市計画法における用途地域
a区域	都市計画法第9条第1項から第4項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び第8項に規定する田園住居地域
b区域	都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び同法第9条第5項から第7項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域並びに準住居地域(同条第23項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。)
c区域	都市計画法第9条第9項から第13項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(同条第23項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。また、工業専用地域については内陸部に限る。)

出典) 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考欄に規定する区域の指定」 (平成13年1月11日神戸市告示第313号)

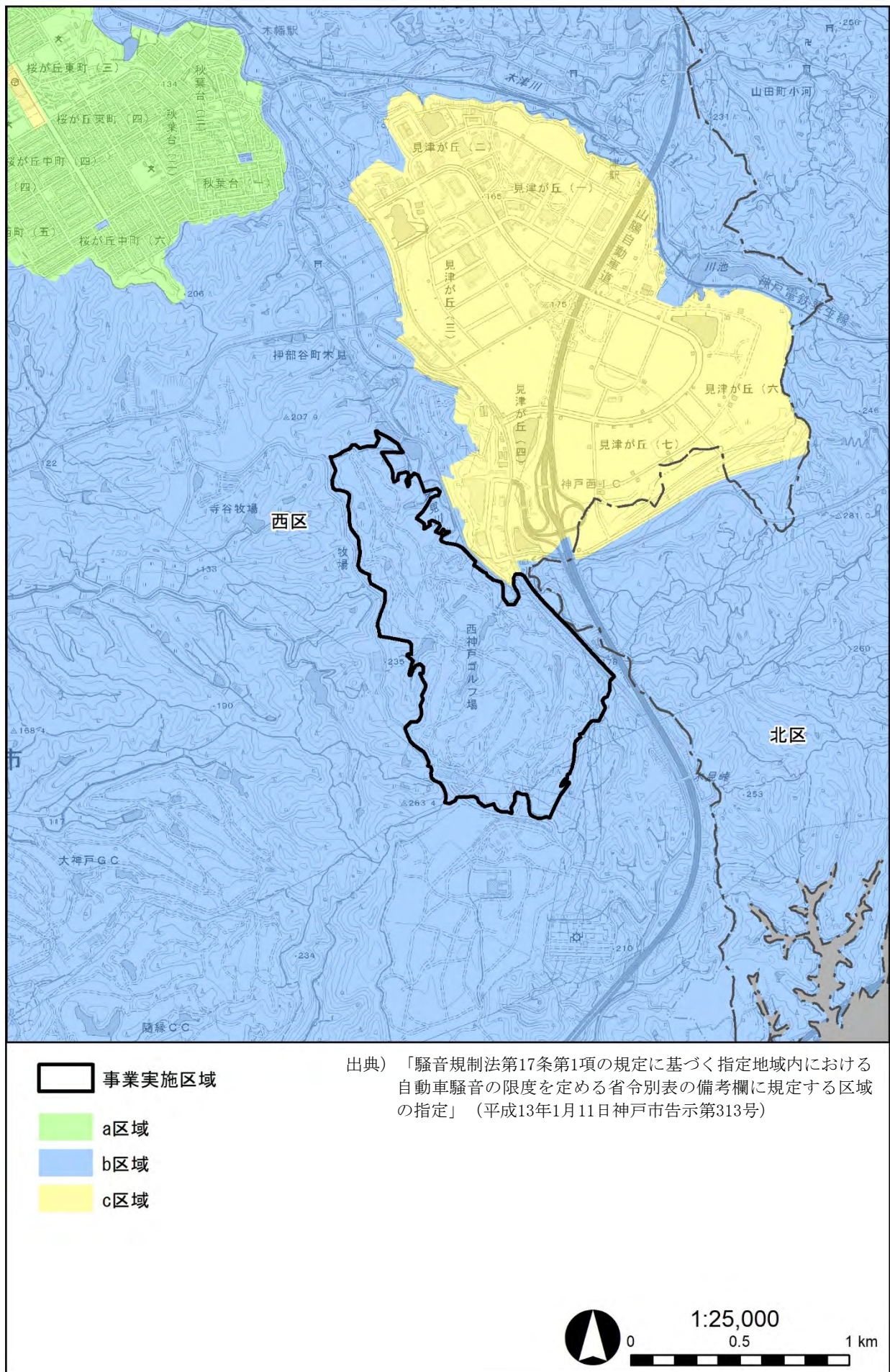


図2.3-10 自動車騒音に係る規制地域

3) 振動

「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)に基づき、振動を防止する必要があると指定された地域内における工場・事業所の事業活動に伴う振動や建設工事に伴う振動について規制が定められている。また、道路交通振動は、措置を要請する限度が定められている。

① 特定工場等の振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく特定工場等(政令で定める特定施設を設置する工場又は事業所)において発生する振動の規制基準は表2.3-28に、事業実施区域及びその周囲における振動規制地域の指定状況は図2.3-11に示すとおりである。

表2.3-28 特定工場等の振動に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間 午前8時から午後7時まで	夜間 午後7時から翌日の午前8時まで
	第1種区域		60デシベル
第2種区域		65デシベル	60デシベル

備考) 1. 区域の区分

(1) 第1種区域

都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び第9条第1項から第7項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第8項に規定する田園住居地域

(2) 第2種区域

都市計画法第9条第9項から第12項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2. 第1種区域又は第2種区域の区域内に所存する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院をさせるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

出典) 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年11月10日環境庁告示90号)
「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」(昭和61年3月25日神戸市告示第257号)

「振動規制法による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」(平成25年3月29日神戸市告示第818号)

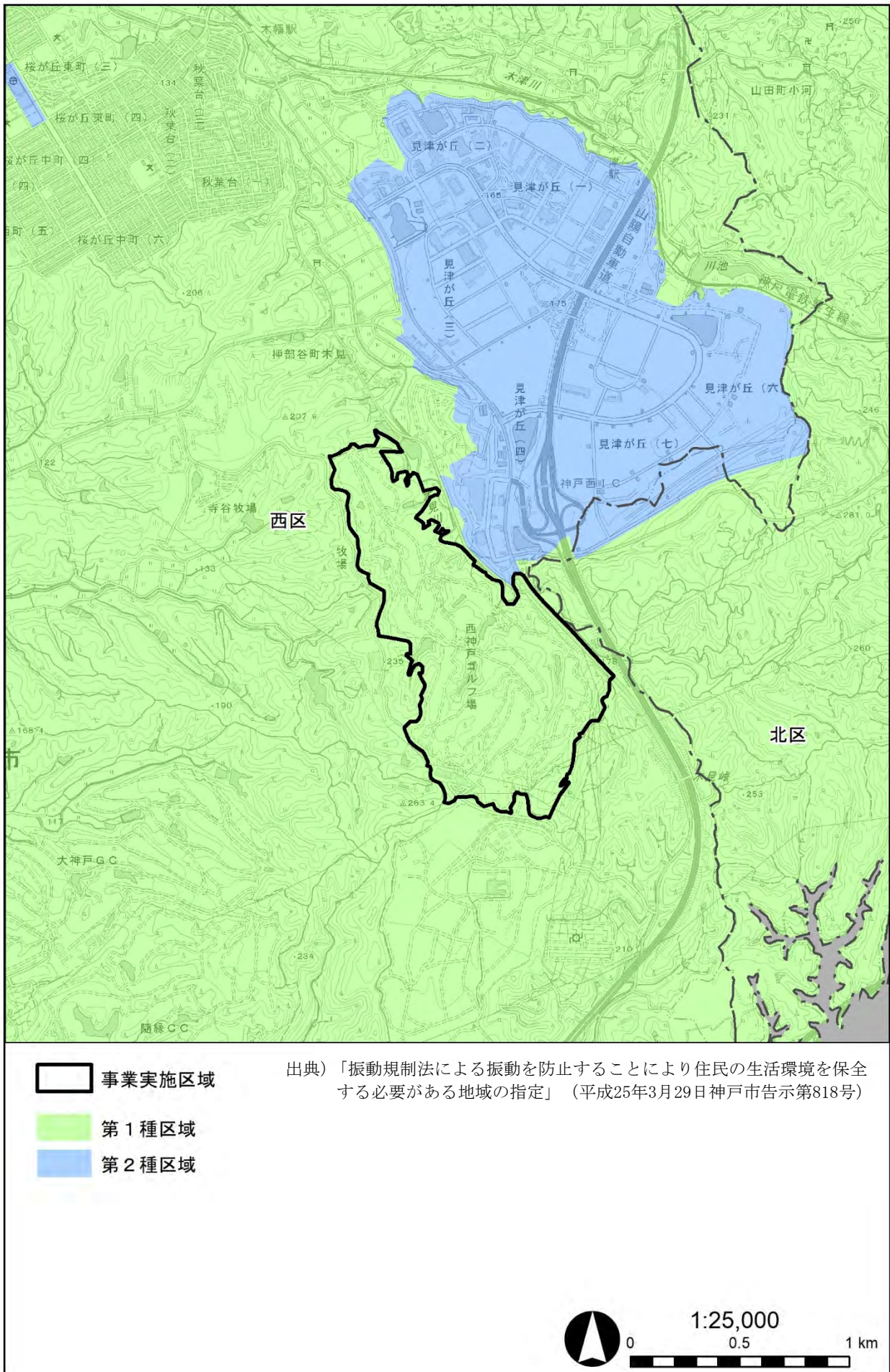


図2.3-11 特定工場等の振動に係る規制地域

② 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく、指定地域内における特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表2.3-29に、事業実施区域及びその周囲における振動規制地域の指定状況は図2.3-12に示すとおりである。

表2.3-29 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

	地域の区分（注1）	振動の規制に関する基準（注2） （1～4の作業）（注4）	適用除外（注3）
振動の大きさ	①、②	75dB	-
作業時刻	①の区域	19時～翌日7時の時間内でないこと	イ、ロ、ハ、ニ
作業時刻	②の区域	22時～翌日6時の時間内でないこと	イ、ロ、ハ、ニ
1日あたりの作業時間	①の区域	10時間を超えないこと	イ、ロ
1日あたりの作業時間	②の区域	14時間を超えないこと	イ、ロ
作業時間	①、②	連続6日を超えないこと	イ、ロ
作業日	①、②	日曜日その他の休日ではないこと	イ、ロ、ハ、ニ、ホ

注) 1. 地域の区分は以下のとおり

①：第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域のうち学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域内

②：第4種区域のうち、上記の区域を除く区域

2. 振動の基準

・振動の大きさは、特定建設作業を行う場所の敷地境界線上で測定する。

・兵庫県条例では、騒音規制法による指定地域との境界から100m以内の工業専用地域及び臨港地区においては、騒音・振動に関する基準が適用される。

3. 適用除外

イ. 災害その他の非常事態の発生により緊急を要する場合

ロ. 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合

ハ. 鉄道・軌道の正常な運航確保のため必要な場合

ニ. 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合

ホ. 変電所の変更工事であって必要な場合

4. 作業の種類（下表のとおりである。）

特定建設作業の種類	適用法令	
	振動規制法	県条例
1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）、又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	○	○
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	○
3 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○	○
4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	○	○

出典) 「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）

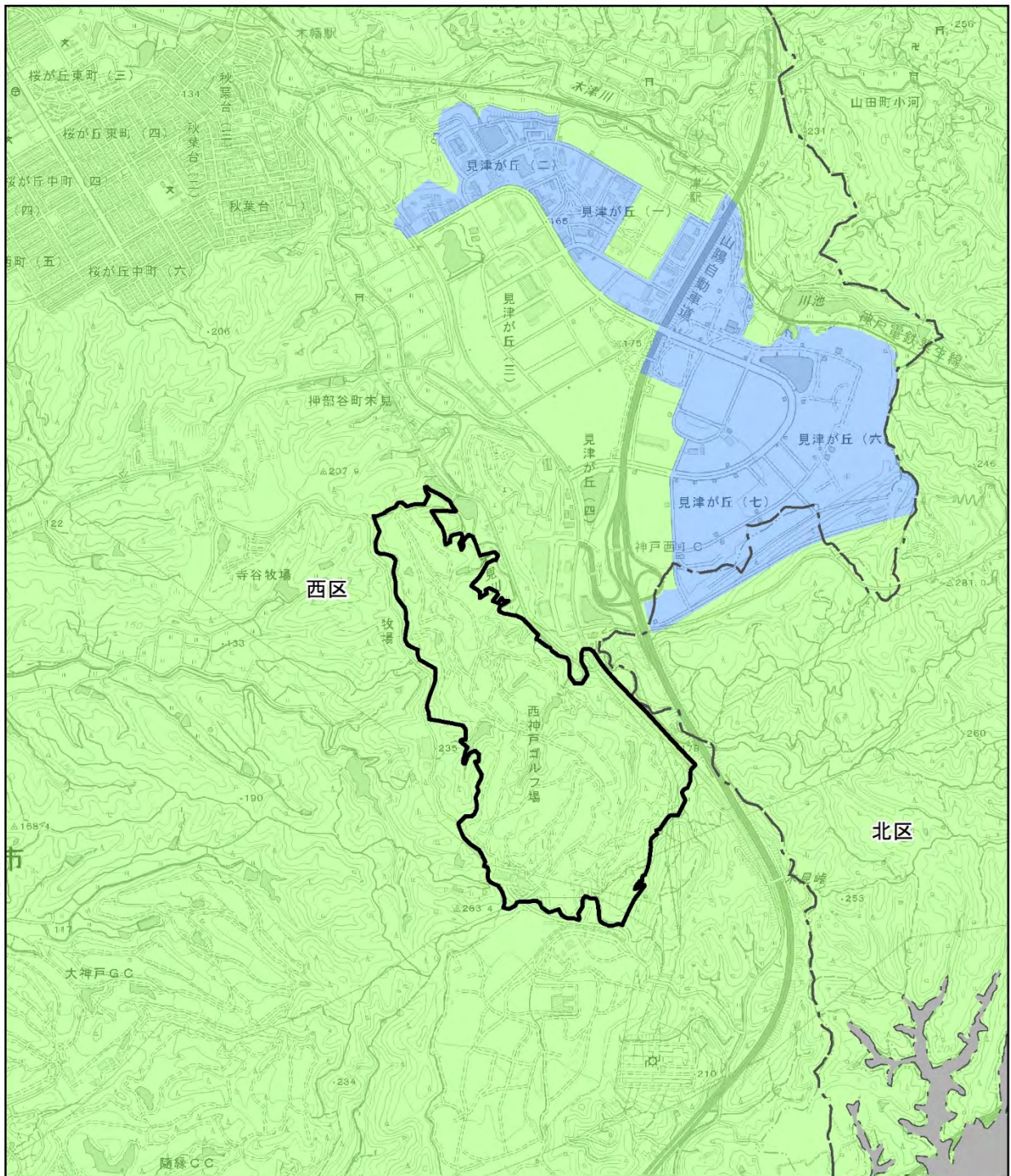
「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日総理府令第280号）


「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動の基準」

（平成13年2月27日兵庫県告示第274号）

「環境の保全と創造に関する条例施行規則」（平成8年1月8日兵庫県規則第1号）


「振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号の区域の指定」（昭和61年3月25日神戸市告示第258号）



 事業実施区域

出典) 「振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号の区域の指定」
(昭和61年3月25日神戸市告示第258号)

 ①の区域

 ②の区域

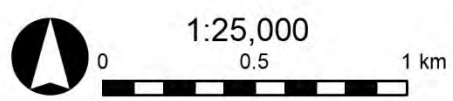


図2.3-12 特定建設作業に伴って発生する振動の規制地域

③ 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」では、指定地域内における道路交通振動が表2.3-30に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときには、市町村長は道路管理者に対し、当該道路の道路部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものと定められている。

また、事業実施区域及びその周囲における振動規制区域の指定状況は、図2.3-13に示すとおりである。

表2.3-30 道路交通振動の要請限度（振動レベル(L₁₀)）

区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

備考) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典) 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

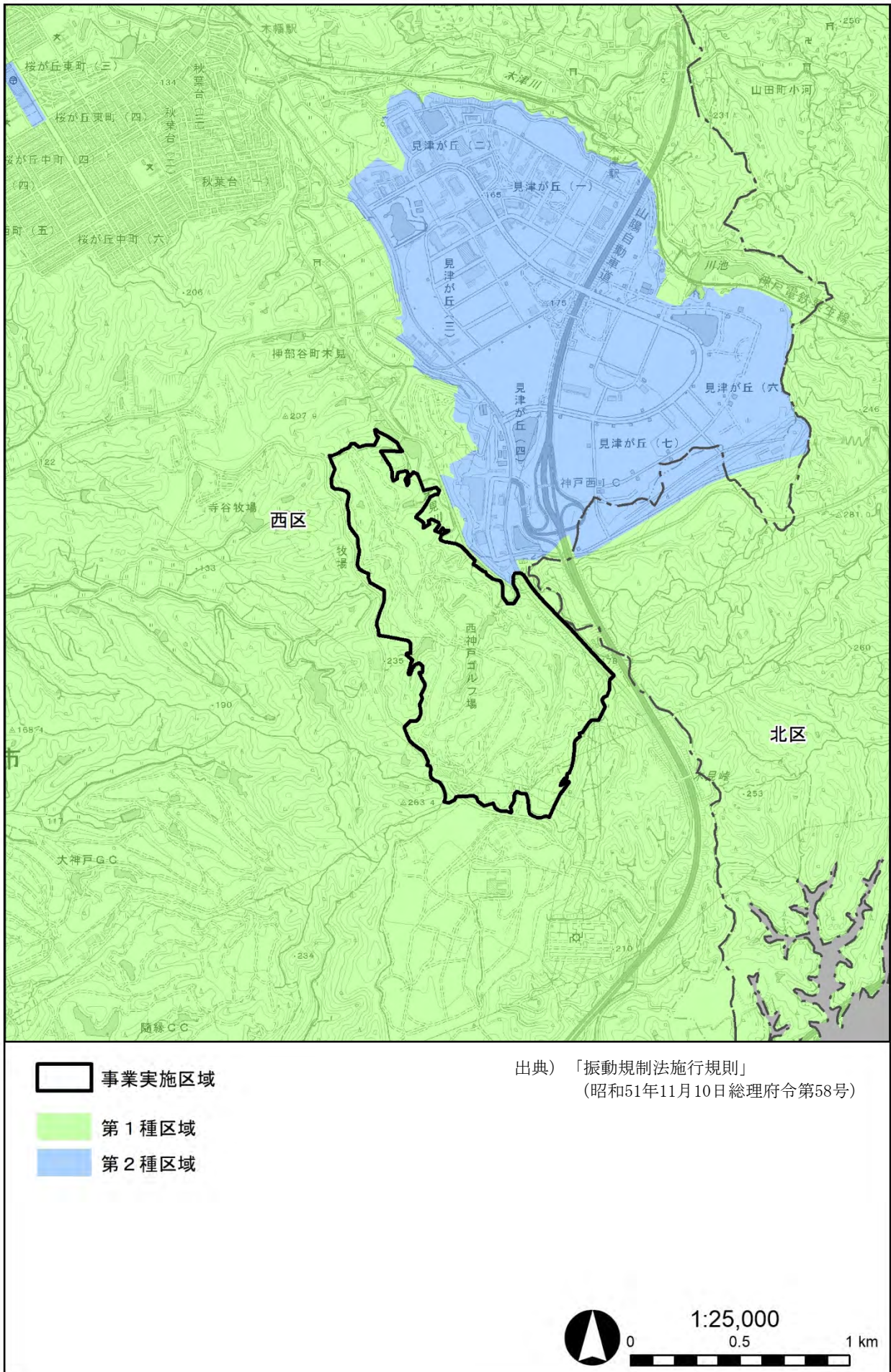


図2.3-13 道路交通振動に係る規制地域

4) 悪臭

悪臭に係る規制は、悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）に基づき、神戸市では臭気指数規制として、敷地境界線上の規制基準（1号基準）、気体排出口における規制基準（2号基準）、排出水の規制基準（3号基準）を導入している。規制基準は表2.3-31に、悪臭防止規制地域の範囲は図2.3-14に示すとおりである。

表2.3-31(1) 敷地境界線上の規制基準（1号基準）

区分	地域の範囲	敷地境界線上の規制基準
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域 (注：いずれも臨港地区を除く。)	臭気指数10
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 (注：いずれも臨港地区を除く。)	臭気指数15
第3種区域	工業地域 工業専用地域 市街化調整区域 臨港地区	臭気指数18

出典)「悪臭防止法による規制地域の指定等」(平成24年10月2日神戸市告示第423号)
「悪臭の規制について」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

表2.3-31(2) 気体排出口における規制基準（2号基準）

区分	規制基準
排出口高さ 15m以上	指標：臭気排出強度 建物の影響などを考慮した規制式により、建物条件や排出ガスの流量等を基に算出する。
排出口高さ 15m未満	指標：臭気指数 流量を測定しない簡易な算定方法により、排出ガスの臭気指数を算出する。

出典)「悪臭防止法による規制地域の指定等」(平成24年10月2日神戸市告示第423号)
「悪臭の規制について」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

表2.3-31(3) 排出水の規制基準（3号基準）

区分	規制基準
第1種区域	臭気指数26
第2種区域	臭気指数31
第3種区域	臭気指数34

出典)「悪臭防止法による規制地域の指定等」(平成24年10月2日神戸市告示第423号)
「悪臭の規制について」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

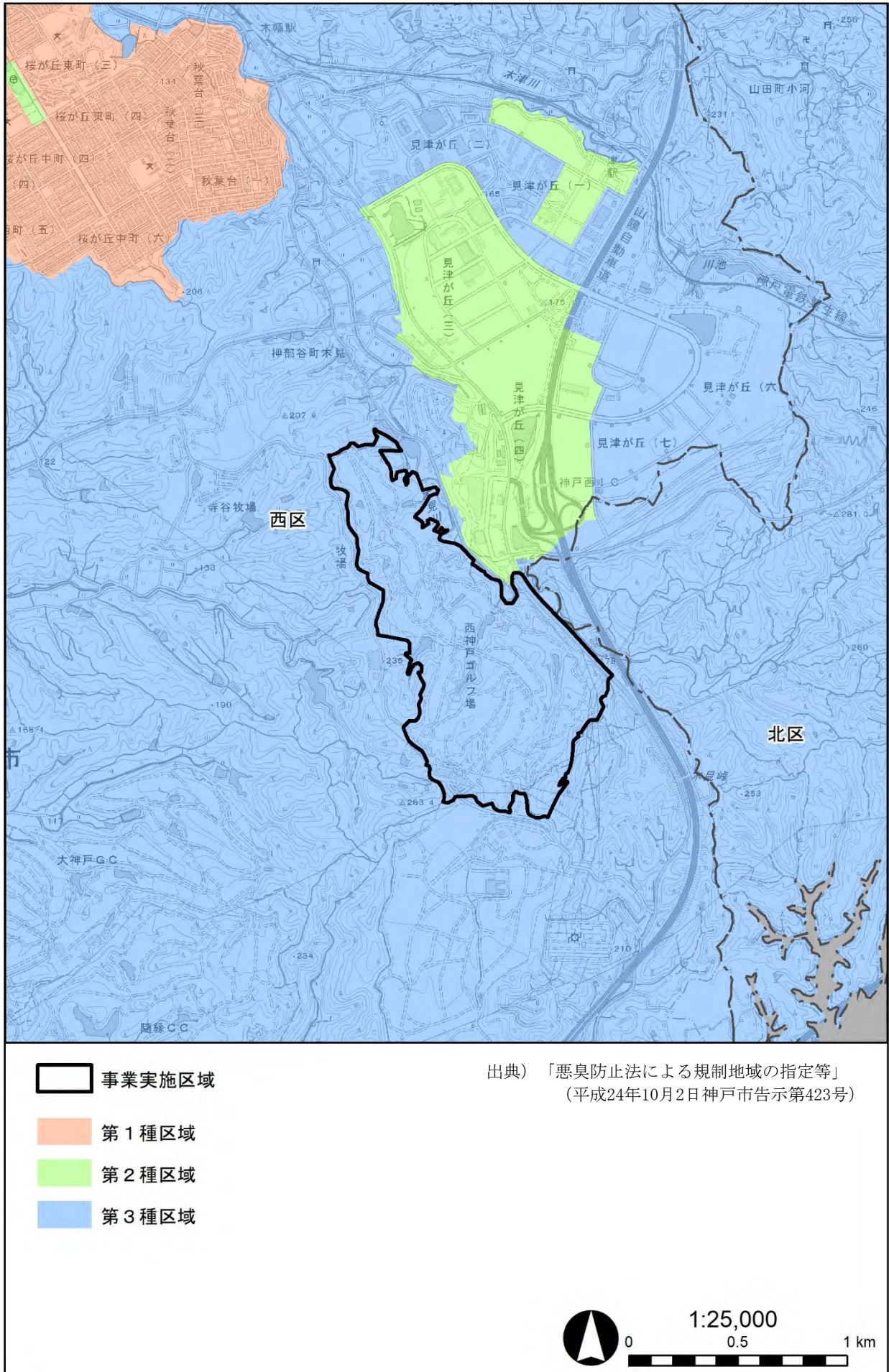


図2.3-14 悪臭防止法による規制地域

5) 水質汚濁

① 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）により、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については、表2. 3-32及び表2. 3-33に示す全国一律の排水基準が定められている。

なお、事業実施区域及びその周囲の水域は、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準に関する条例」（昭和49年3月27日兵庫県条例第18号）に基づく、「上乘せ排水基準」の適用区域（瀬戸内海水域）である。

表2. 3-32 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質）

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03mg Cd/L
シアン化合物		1mg CN/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mg Pb/L
六価クロム化合物		0.5mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.1mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	10mg B/L
	海域に排出されるもの：	230mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	8mg F/L
	海域に排出されるもの：	15mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L

注) 1. 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法第2条の規定に基づき、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現に湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典）「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表2.3-33 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項目		許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	5.8以上8.6以下
	海域に排出されるもの：	5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（BOD）		160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）		160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）		200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000個/cm ³
窒素含有量		120mg/L（日間平均 60mg/L）
リン含有量		16mg/L（日間平均 8mg/L）

備考)

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
 - 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
 - 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
 - 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
 - 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
 - リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 出典）「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

② 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する兵庫県条例

水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）第3条第3項及び第4項（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号）第12条の2の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定に基づき、水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例（昭和49年3月27日兵庫県条例第18号）で特定施設を設置している工場又は事業場から排出される汚水に係る上乗せ排出基準を定めている。

6) 土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号)第6条第1項第1号に基づく区域の指定に係る基準のうち、土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するもの(土壌溶出量)は表2.3-34に、土壌に含まれる特定有害物質の量に関するもの(土壌含有量)は表2.3-35に示すとおりである。

なお、事業実施区域が位置する神戸市西区には、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な措置区域、土地の形質の変更をしようとするときに届出が必要な形質変更時要届出区域は指定されていない。

表2.3-34 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準(土壌溶出量)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下であること。
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること。
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

出典)「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日環境省令第29号)

表2.3-35 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準(土壌含有量)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつきカドミウム45mg以下であること。
六価クロム化合物	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること。
シアン化合物	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること。
水銀及びその化合物	土壌1kgにつき水銀15mg以下であること。
セレン及びその化合物	土壌1kgにつきセレン150mg以下であること。
鉛及びその化合物	土壌1kgにつき鉛150mg以下であること。
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき砒素150mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつきふっ素4,000mg以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌1kgにつきほう素4,000mg以下であること。

出典)「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日環境省令第29号)

7) 地盤沈下

工業用水法（昭和31年6月10日法律第146号）及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年5月1日法律第100号）に基づく地下水採取制限について、事業実施区域及びその周囲は指定地域になっていない。

8) 産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）により、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして、表2.3-36に示す20種類の産業廃棄物が定められている。

表2.3-36 産業廃棄物の種類

種類	具体例
燃え殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭（不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥）、産業廃棄物の焼却残灰・炉内掃出物（集じん装置に補足されたものは、ばいじんとして扱う。）
汚泥	工場廃水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥、生コン残さ、下水道汚泥、浄水場汚泥
廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油、廃食用油、廃溶剤（シンナー、アルコール類）、タールピッチ類
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃塩化鉄、廃有機酸、写真定着廃液、酸洗浄工程その他の酸性廃液
廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物、廃タイヤ（合成ゴム）、廃イオン交換樹脂など
紙くず（以下の業種に伴うもの）	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの、新聞業に係るもの（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業に係るもの（印刷出版を行うものに限る。）、製本業、印刷物加工業に係るもの、PCBが塗布され又は染み込んだもの（全業種）
木くず（以下の業種に伴うもの）	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材卸売業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）、PCBが染み込んだもの（全業種）、
繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）、PCBが染み込んだもの（全業種）
動植物性残さ（以下の業種に伴うもの）	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物、醸造かす、発酵かす、ぬか、ふすま、パンくず、おから、コーヒーかす、ハムくずなど、その他の製造くず、原料かす、なお、卸小売業、飲食店等から排出される動植物性の固形状不要物、厨芥類は、事業系一般廃棄物となる。
動物系固形不要物	と畜場において屠殺し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において処理をした食鳥に係る固形状不要物
ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムくずは廃プラスチック類）
金属くず	切削くず、研磨くず、空缶、スクラップ
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製造くず
鉱さい	高炉、転炉、電気炉等のスラグ、キューボラのノロ、鋳物廃砂、不良鉱石
がれき類 （工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）	コンクリート破片（セメント、アスファルト）、レンガの破片、かわら片などの不燃物
動物のふん尿（以下の業種に伴うもの）	畜産農業に係るもの
動物の死体（以下の業種に伴うもの）	畜産農業に係るもの
ばいじん（ダスト類）	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設（乾式、湿式）によって捕捉したもの
処分するために処理したもの（政令第2条第13号廃棄物）	上記までに掲げる産業廃棄物又は輸入された廃棄物のうち航行廃棄物及び携帯廃棄物を除いたものを処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの、コンクリート固形化物など

出典）「産業廃棄物とは」（神戸市ホームページ、令和3年6月現在）

(3) 自然環境関係法令

事業実施区域及びその周囲における自然環境に係る法令等による地域地区の指定状況は、表2.3-37及び図 2.3-15～図 2.3-18に示すとおりである。

事業実施区域は、人と自然との共生ゾーンに指定されている。

表2.3-37 自然環境関係法令等による地域地区の指定状況

法令等	指定地域名称	指定状況
「自然公園法」 (昭和32年6月1日法律第161号)	国立公園 国定公園	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「兵庫県立自然公園条例」 (昭和38年7月5日兵庫県条例第80号)	県立自然公園	
「自然環境保全法」 (昭和47年6月22日法律第85号)	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「環境の保全と創造に関する条例」 (平成7年7月18日兵庫県条例第28号)	兵庫県自然環境保全地域 環境緑地保全地域 自然海浜保全地区 郷土記念物	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」 (平成4年9月28日条約第7号)	自然遺産の区域	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」 (昭和42年7月31日法律第103号)	近郊緑地保全区域	事業実施区域の周囲に指定地域がある。
「都市緑地法」 (昭和48年9月1日法律第72号)	緑地保全地域 特別緑地保全地区	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「生産緑地法」 (昭和49年6月1日法律第68号)	生産緑地地区	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」 (平成3年4月1日神戸市条例第2号)	緑地の保存区域 緑地の保全区域 緑地の育成区域	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」 (平成8年4月15日神戸市条例第10号)	人と自然との共生ゾーン (農村用途区域)	事業実施区域及びその周囲に指定地域がある。
「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日法律第75号)	生息地等保護区	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成14年7月12日法律第88号)	鳥獣保護区	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」 (昭和55年9月22日条約28号)	ラムサール条約湿地	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「都市計画法」 (昭和43年6月15日法律第100号)	風致地区	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「風致地区内における建築等の規制に関する条例」 (昭和45年4月14日神戸市条例第32号)		
「森林法」 (昭和26年6月26日法律第249号)	保安林	事業実施区域の周囲に指定地域がある。
「農業振興地域の整備に関する法律」 (昭和44年7月1日法律第58号)	農用地区域	事業実施区域の周囲に指定地域がある。

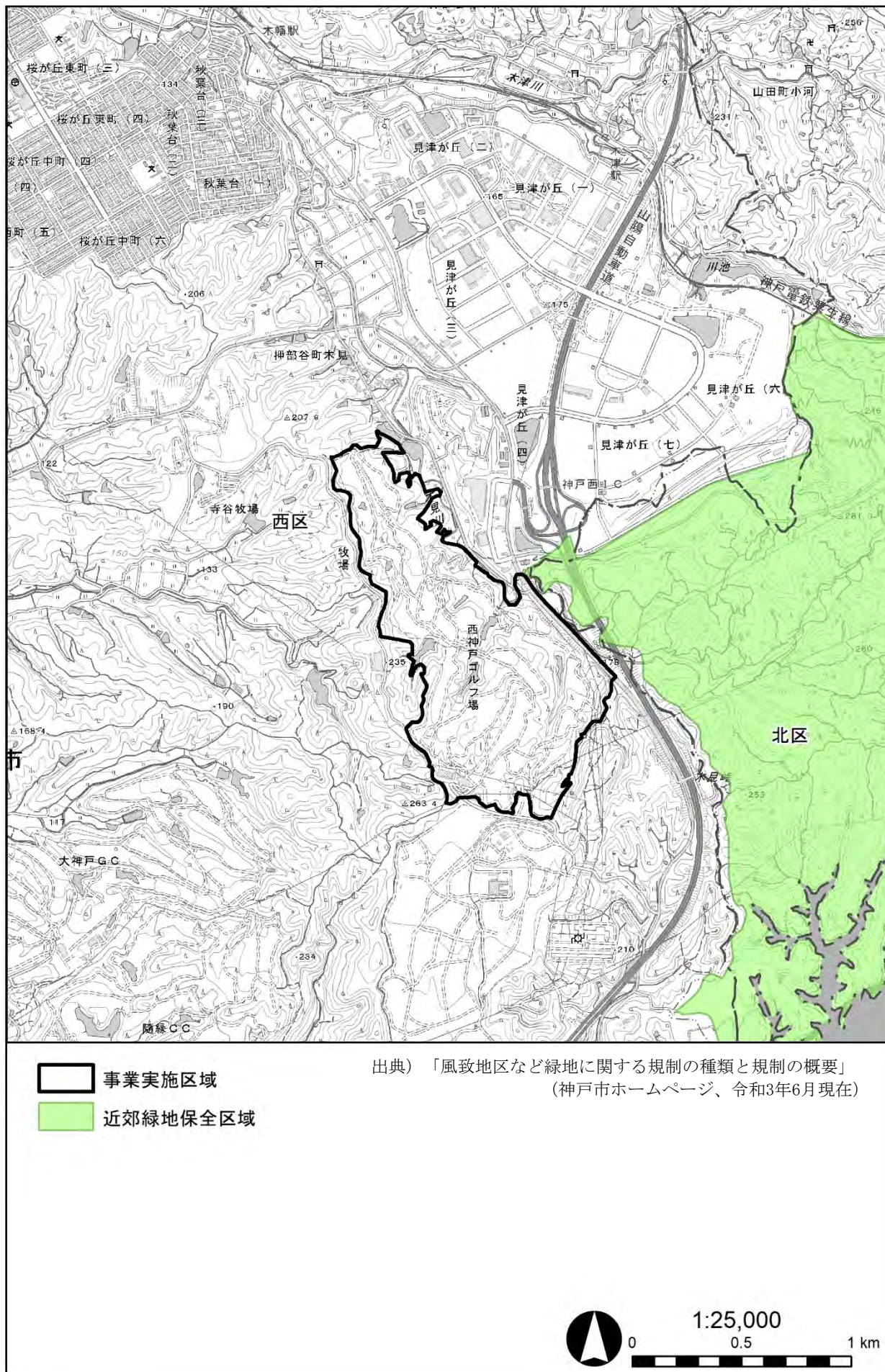
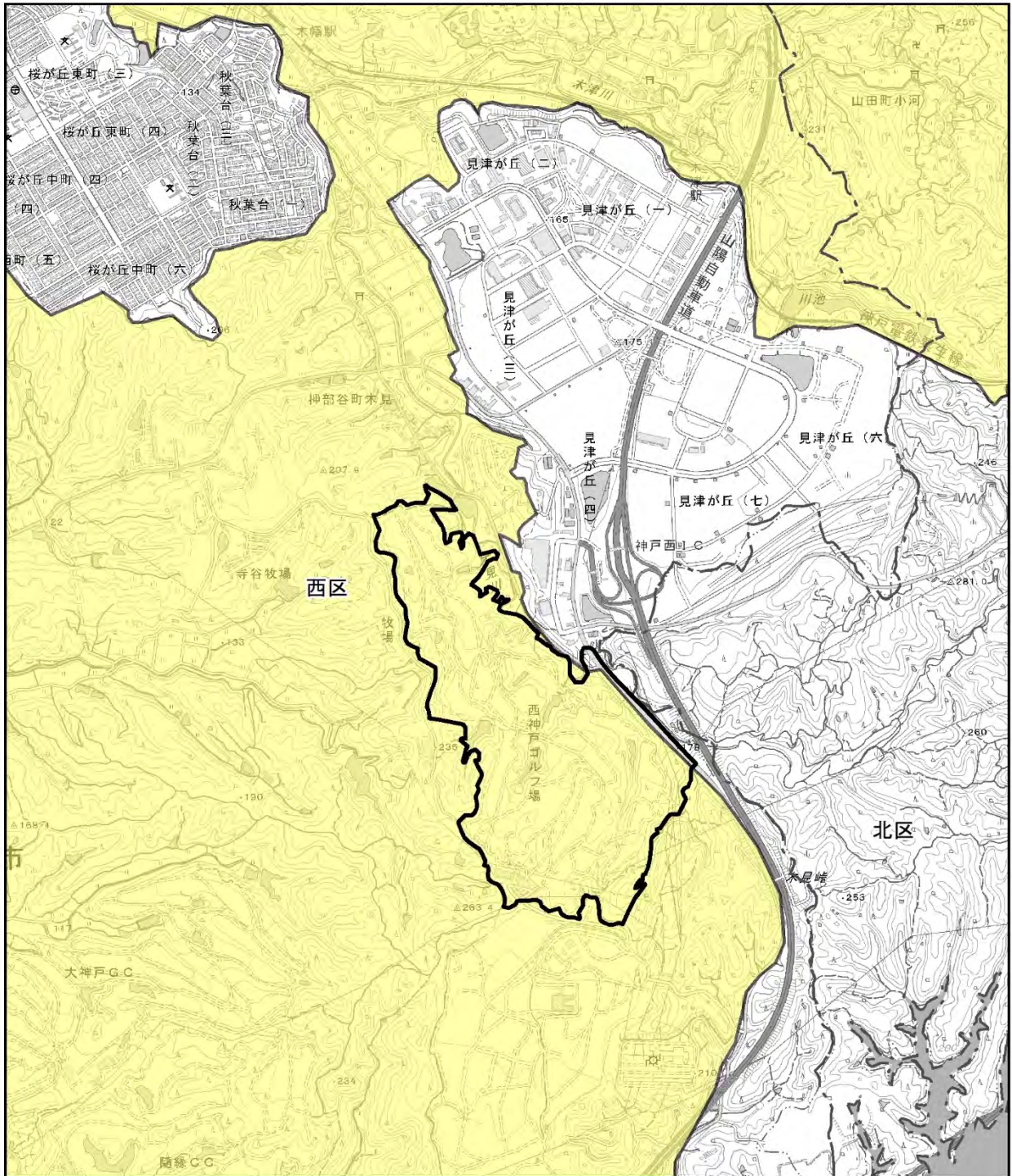


図 2.3-15 近郊緑地保全区域の指定状況



- 事業実施区域
- 人と自然との共生ゾーン

出典) 「人と自然との共生をめざして 人と自然との共生ゾーン」
 (神戸市ホームページ、令和3年6月現在)
 「木見里づくり計画『里・街・緑 木見の未来へ』」
 (木見里づくり協議会、平成21年)

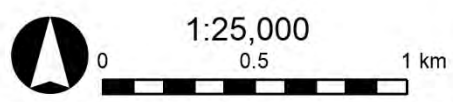


図 2.3-16 人と自然との共生ゾーンの指定状況



図 2.3-17 保安林の指定状況

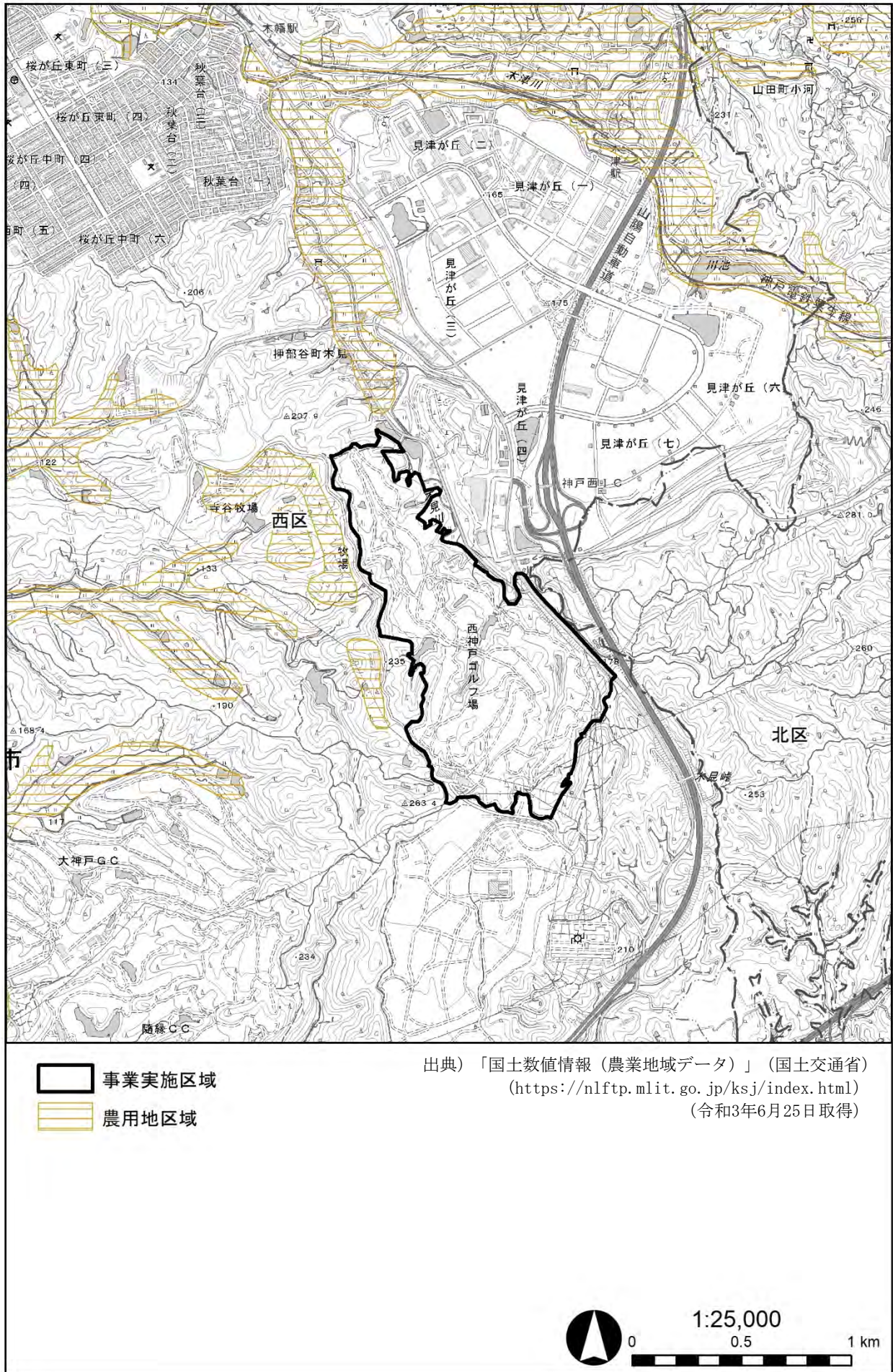


図 2.3-18 農用地区域の指定状況

(4) 防災関連法令

事業実施区域及びその周囲における自然環境に係る法令等による地域地区の指定状況は、表2.3-38及び図 2.3-19、図 2.3-21、図 2.3-21に示すとおりである。

事業実施区域は、砂防指定地及び宅地造成工事規制区域に指定されている。

表2.3-38 防災関係法令等による地域地区の指定状況

法令等	指定地域	指定状況
「砂防法」 (明治30年3月30日法律第29号)	砂防指定地域	事業実施区域及びその周囲に指定地域がある。
「地すべり等防止法」 (昭和33年3月31日法律第30号)	地すべり防止区域	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」 (昭和44年7月1日法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域	事業実施区域の周囲に指定地域がある。
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」 (平成12年5月8日法律第57号)	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	事業実施区域の周囲に指定地域がある。
「宅地造成等規制法」 (昭和36年11月7日法律第191号)	宅地造成工事規制区域	事業実施区域及びその周囲に指定地域がある。

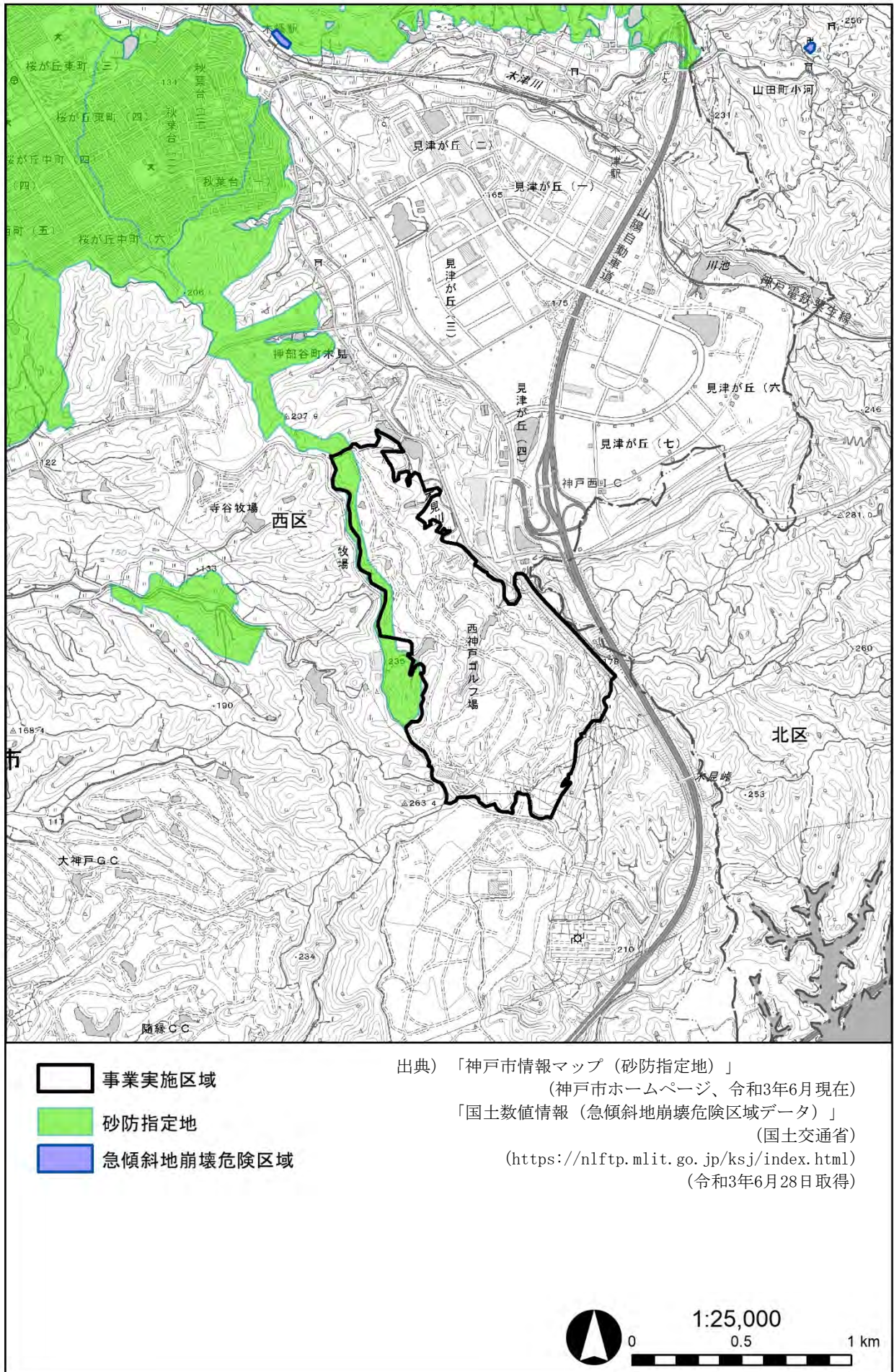


図 2.3-19 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

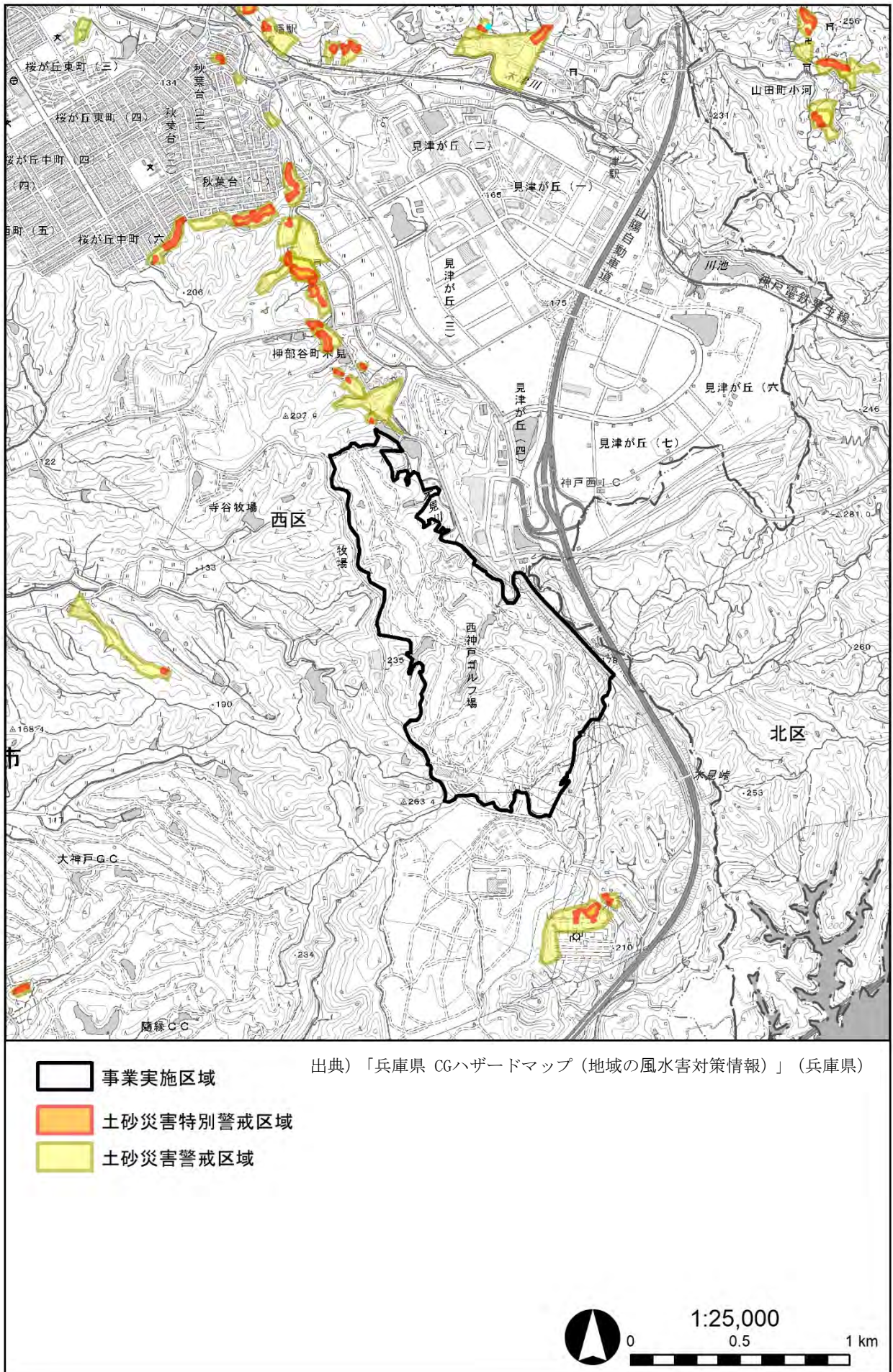


図 2.3-20 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定状況

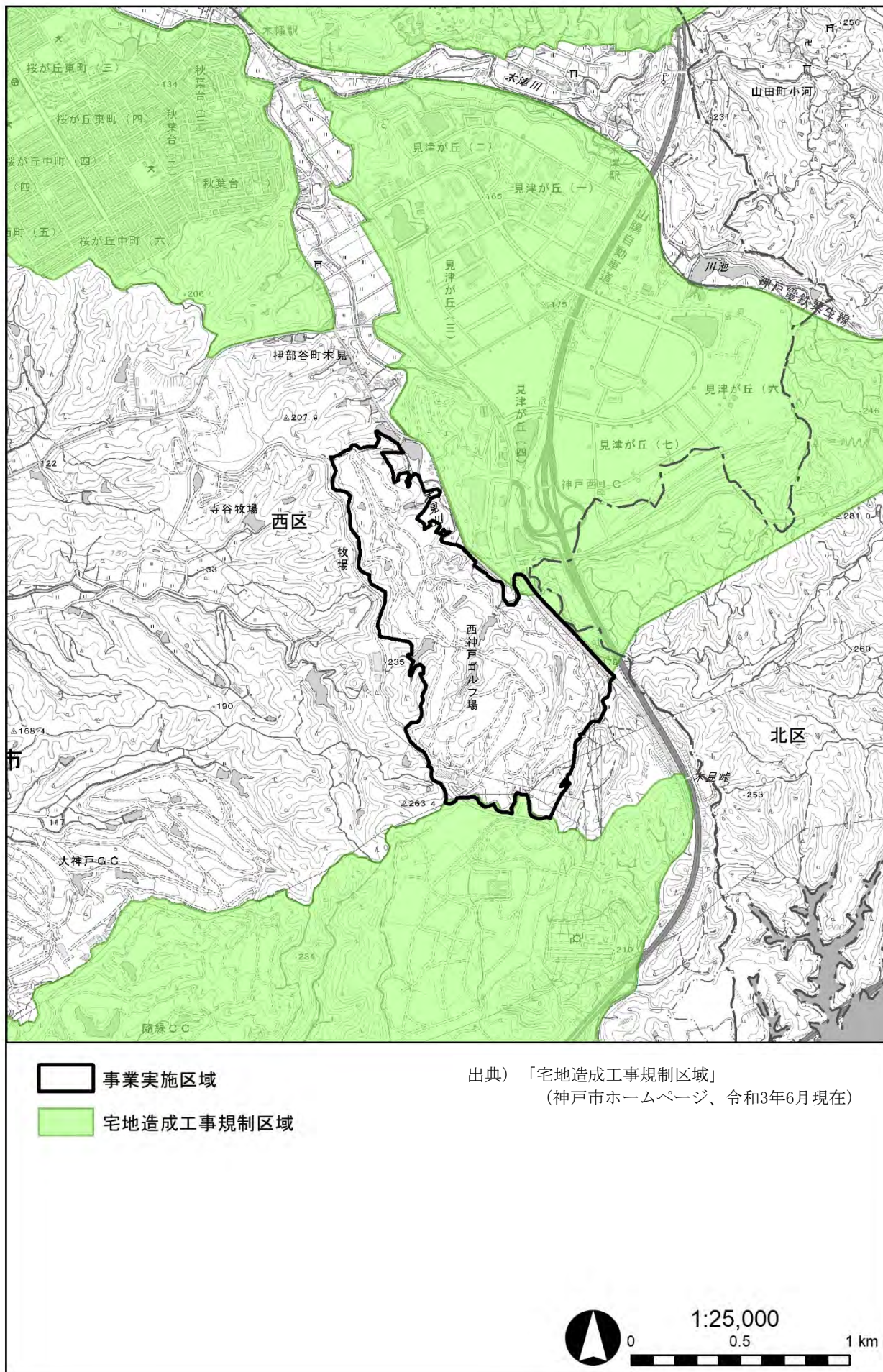


図 2.3-21 宅地造成工事規制区域の指定状況

(5) 環境保全に関する計画

1) 第5次兵庫県環境基本計画

兵庫県は、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、平成8年に「兵庫県環境基本計画」を策定している。

平成14年には、兵庫県の環境の保全と創造に関する現状と課題を踏まえ、共生と循環の環境適合型社会の実現を目標とし、環境保全及び創造に関する指針となる「新兵庫県環境基本計画」を策定している。さらに、平成20年には「第3次兵庫県環境基本計画」、平成26年には「第4次兵庫県環境基本計画」を策定している。

平成31年には、地球温暖化や地球環境の持続性等の環境課題及び少子高齢化・人口減少等の社会情勢の変化に適切に対応し、兵庫県が目指すべき持続可能な社会の将来像及び重点的に取り組むべき施策を明らかにするために、「第5次兵庫県環境基本計画」を策定している。

「第5次兵庫県環境基本計画」の概要は、表2.3-39に示すとおりである。

表2.3-39 「第5次兵庫県環境基本計画」の概要

項目	概要
計画の期間	計画期間は、2040年頃を展望しつつ、概ね10年間(2030年度まで)とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として5年ごとに見直しを行うこととする。
目指すべき将来像	<p>【活動の“場”の将来像】</p> <p>「くらし」の姿～環境優先のライフスタイルの確立～ 「しごと」の姿～環境に適応したオフィスやものづくり～ 「まち」の姿～環境と共生するまちづくり～ 「さと」の姿～豊かな自然環境の再生～</p> <p>【“地域力”を基盤とした活動の将来像】</p>
基本理念	環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ
重点目標	<p>当面の目標として2025年度を目標年次とした「重点目標」を設定し、その達成に向けた施策を集中的に進める。</p> <p>【低炭素】</p> <p>①2030年度の温室効果ガス排出量26.5%削減(2013年度比) ②2030年度の再生可能エネルギーによる発電量70億kWh ③2025年度の適応策(地球温暖化による被害の軽減策)の県民への認知度50% ④2030年度までに全ての県庁舎の照明をLED化(一部特殊照明等を除く)</p> <p>【自然共生】</p> <p>⑤2025年度の生物多様性保全プロジェクト団体数100団体 ⑥2025年度の野生鳥獣による農林業被害額50%削減(2013年度比) ⑦2025年度の里山林整備面積33%増(2015年度比) ⑧2025年度の漁場環境改善面積5,579ha</p> <p>【資源循環】</p> <p>⑨2025年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量463g/人日 ⑩2025年度の最終処分量を一般廃棄物32%削減、産業廃棄物28%削減(2012年度比) ⑪2025年度の最終処分率を一般廃棄物10.8%、産業廃棄物2.27%(兵庫県地球温暖化対策推進計画の目標値など、一部項目については2030年度を目標年次としている) ⑫2025年度のごみ発電能力15%増(2012年度比)</p> <p>【安全・快適】</p> <p>⑬河川・海域・湖沼における水環境の良さ(環境基準)100%達成 ⑭大気のきれいさ(環境基準)100%達成 ⑮2025年度の新規登録車(乗用車)のうち次世代自動車の割合48% ⑯2025年度までに全市町が発災時に適切かつ速やかな対応を可能とする災害廃棄物処理計画を策定</p> <p>【地域力】</p> <p>⑰2025年度の持続可能な社会づくりを先導する人材30%増(2016年度比) ⑱2025年度の自主的に環境保全に取り組む事業者数15%増(2016年度比) ⑲2025年度の環境保全に取り組むNPO法人数20%増(2016年度比) ⑳「ひょうごの環境」ホームページ年間アクセス数100万件</p>

出典) 「第5次兵庫県環境基本計画」(兵庫県、平成31年)

2) 兵庫県地球温暖化対策推進計画

兵庫県は、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、平成8年に「兵庫県地球温暖化防止地域推進計画」を策定している。平成12年には「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し、平成18年には京都議定書目標達成計画を勘案した見直しを行い「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」を改定している。さらに、平成26年には「第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画」、平成29年には「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を策定している。

令和3年には、脱炭素社会の実現に向けて、長期的な将来像や取組の方向性を示すとともに、国の「地球温暖化対策計画」に基づく対策に加えて、県民・事業者・団体・行政等が一体となって取り組むことのできる県独自の取組を盛り込み、積極的な取組と削減を目指す計画として、「兵庫県地球温暖化対策推進計画～脱炭素社会に向けて～」を策定している。

「兵庫県地球温暖化対策推進計画～脱炭素社会に向けて～」の概要は、表2.3-40に示すとおりである。

表2.3-40 「兵庫県地球温暖化対策推進計画～脱炭素社会に向けて～」の概要

項目	概要
計画の期間	計画の対象期間は、2030年度までとする。
計画の目標	<p>【温室効果ガス削減目標】 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」をゴールとし、再生可能エネルギーの導入など県民・事業者・団体・行政等が一体となり、2030年度は、 ①35%削減（2013年度比）の達成に向け、果敢に取り組みつつ、 ②さらに取組の加速・拡大を図っていく中で、最大38%削減（2013年度比）を目指す。</p> <p>【再生可能エネルギー導入目標】 2030年度に再生可能エネルギーによる発電量80億kWh</p>
目標達成に向けた方針	<p>【方針1】 低炭素から脱炭素に向けた温室効果ガス排出削減 【方針2】 再生可能エネルギーの導入拡大 【方針3】 地域循環共生圏の創出 【方針4】 暮らしの中での省エネや資源循環 【方針5】 豊かな森づくりなど森林等の保全と創造 【方針6】 人材育成とグリーンイノベーションへの支援</p>
適応策推進の方針	<p>【方針1】 ひょうごの多様性を活かした気候変動適応を推進 【方針2】 県民・事業者・団体・行政等が危機感を持ち、ともに気候変動適応に取り組む 【方針3】 情報基盤を整備し、あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む</p>

出典) 「兵庫県地球温暖化対策推進計画」(兵庫県、令和3年)

3) 兵庫地域公害防止計画

兵庫県は、昭和47年度に兵庫県東部地域公害防止計画を策定して以来、阪神・播磨地方の臨海部の人口や産業が集積した地域を対象として公害防止計画を策定し、総合的かつ計画的な公害防止対策事業を展開している。

当地域の環境は、公害防止に関する諸施策の推進により、全般に長期的には改善の傾向が見られるものの、さらに改善を要する地域もあることから、平成24年に平成23年度から平成32年度までを計画期間とする「兵庫地域公害防止計画」を策定し、公害防止対策を推進している。

「兵庫地域公害防止計画」の概要は、表2.3-41に示すとおりである。

表2.3-41 「兵庫地域公害防止計画」の概要

項目	概要
計画の地域	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市及び川西市の区域
計画の期間	平成23年度から平成32年度までの10年間とする。
計画の目標	環境基準の達成
主要課題	【自動車交通公害対策】 国道43号等阪神地域の主要3幹線道路沿道の自動車排出ガスに係る大気汚染対策及び騒音対策 【山陽新幹線鉄道沿線における騒音対策】 新幹線沿線における騒音対策 【海域の水質汚濁】 水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守徹底 水質総量削減計画の推進 流出油等対策

出典) 「兵庫地域公害防止計画」(兵庫県、平成24年)

4) 神戸市環境マスタープラン

神戸市は、「神戸市民の環境をまもる条例」第7条に基づき、平成8年には「神戸市環境保全基本計画」を策定し、平成14年には平成22年を目標年次とする「新・神戸市環境基本計画」として改定している。

平成23年には、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現等5つの基本方針を定め、神戸らしさ、地域特性、革新的・先進的な技術の3つの視点から、それらを活かした9つの先導的な取り組みを推進する「神戸市環境基本計画～自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸～」を策定している。さらに、平成28年に「神戸市環境マスタープラン」として改定している。

「神戸市環境マスタープラン」の概要は、表2.3-42に示すとおりである。

表2.3-42 「神戸市環境マスタープラン」の概要

項目	概要
計画の期間	平成28年度から平成37年度までの10年間
計画の 主な内容	<p>望ましい環境像：自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸</p> <p>【4つの基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 低炭素：二酸化炭素の排出が少ないらしと社会を目指す。 2. 循環型：資源を有効利用し、ごみができるだけ発生しないらしと社会を目指す。 3. 自然共生：生物が多様で、自然のめぐみが豊かなくらしと社会を目指す。 4. 安全快適：安全・安心で快適な生活環境のあるらしと社会を目指す。
基本目標	<p>【低炭素】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 太陽光発電などの再生可能エネルギーや未利用エネルギーを公共施設へ積極的に導入するとともに、市民・事業者への普及を推進する。 2. 森林・緑地などが持つ都市気候緩和効果を向上させる。 3. 「二酸化炭素の排出が少ないらしと社会」を目指す取り組みが、市民の生活に定着するように働きかける。 4. 「二酸化炭素の排出が少ないらしと社会」を目指す地域での取り組みを促進する。 5. 地域での、地球温暖化対策の学びや実践を促進する。 6. 都市機能がコンパクトにまとまった都市構造形成や総合的な交通施策の導入、エネルギーの効率的な利用を促進する。 7. 「環境・エネルギー」分野の商品や技術開発に取り組む事業者を支援する。また、省エネルギー技術等の事業者への普及を推進する。 <p>【循環型】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 神戸の豊かな自然を活かし、剪定枝や厨芥類など有機性廃棄物のリサイクルを推進する。 2. 「もったいない」の精神を次世代へつなぐ、環境に配慮したくらしを推進する 3. むだをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしを確立（2R[リデュース・リユース]の推進）する。また、効率的で適正な処理に向けた排出・分別ルールの徹底を推進する。 4. エコタウンまちづくり、美しいまちづくりなどの、自発的かつ継続的な環境に配慮したまちづくりを推進する。 5. 産業廃棄物の3Rの推進、適正処理の徹底、不法投棄対策の推進等により、産業廃棄物の適正処理を確保する。また、一般廃棄物処理施設の適切な管理等により、一般廃棄物の適正処理に努める。 <p>【自然共生】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生物多様性を保全するとともに、神戸の豊かで、かつ、身近にある自然環境をまもり育てる。 2. 都市と農村のふれあい・交流や自然とふれあう機会などを通じて、神戸産の農水産物を楽しむ食文化や自然とふれあう生活を楽しむライフスタイルを普及させ、自然をまもり育てる意識を広める。 3. 神戸固有の多様で特色あるまちなみや景観を形成する。 4. 神戸の豊かな自然環境がもたらす様々なめぐみを次世代につなぐため、生物多様性に配慮した農漁業等の産業活動を推進し、水や緑などの自然環境を活かしたまちづくりを進める。 <p>【安全快適】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境基準を達成・維持し、良好で健全な大気・水・土壌環境を実現するために、環境監視の実施や発生源対策等を進める。 2. 神戸の歴史・文化を含めた環境に誇りを持ち、住んでいる地域を守り育てる文化を広める。 3. 快適な生活環境を保全するとともに、安全で快適なまちづくりを推進する。 4. 環境教育や環境学習の拠点づくりや機会の提供などにより総合的な環境教育・環境学習を推進する。 5. 環境汚染や有害環境汚染物質による健康被害が生じないように予防的な取り組みを進める。さらに、気候変動への適応策のあり方についての検討を行い、適応策を推進する。 6. 自動車排ガス対策、交通流・交通量・沿道対策などの自動車環境対策を推進し、生活環境の改善に努める。

出典) 「神戸市環境マスタープラン」(神戸市、平成28年)

5) 生物多様性神戸プラン

神戸市は、平成20年に制定された生物多様性基本法第13条の規定に基づく生物多様性地域戦略として、また神戸市の環境行政のマスタープランである「神戸市環境基本計画」が目標とする「自然共生社会」の実現に向けた個別計画として、平成23年に「生物多様性神戸プラン2020」を策定し、豊かな自然・生態系、生物多様性を保全するための取り組みを進めている。

本プランが策定後、5年を経過し、神戸市が抱えている生物多様性をめぐる課題に的確に対応し、現在の豊かな生態系、自然の恵みを次世代につないでいくため、平成28年に本プランを改定している。

「生物多様性神戸プラン」の概要は、表2.3-43に示すとおりである。

表2.3-43 「生物多様性神戸プラン」の概要

項目	概要
目標年次	目標年次は平成37年度とし、平成32年度を中間目標年次とする。
目指すべき将来像	多様ないのちを育む豊かな自然とその恵みを次世代につなぐ自然共生都市“こうべ”
基本戦略	<p>【1. 場をまもる・つくる】 多様な生物が生息・生育し、自然の恵みを享受することができる場の保全・創出</p> <p>【2. 人をそだてる】 「自然の恵み」の源となる生物多様性の大切さに「気づき」、「行動」できるひと、それを伝えることのできるひとづくり</p> <p>【3. 活動をつなぐ・ひろげる】 各主体間（市民、市民団体、事業者、行政など）の連携による、地域の生物多様性を守る取り組みの推進とそれを支える制度・仕組みの構築</p> <p>【4. 恵みを持続的に活用する】 自然の恵みの持続的な利用に貢献する社会経済活動の推進</p> <p>【5. 情報をあつめる・つたえる・見せる】 生物多様性に関する情報の収集、分かりやすい発信</p>
リーディングプロジェクト	<p>1. 外来種から水辺の在来種をまもる～市民と取り組むアカミミガメの防除作戦</p> <p>2. いきものとの共生関係を緑で築く～「生物多様性保全プロジェクト」キーナの森の整備</p> <p>3. 失われつつある希少種の生息・生育環境をみんなでまもる～土地所有者・活動団体・大学等の連携による希少植物オカオグルマ等の保全</p> <p>4. 豊かな農地をまもる～生物多様性と農業の共存共栄</p> <p>5. すべての市民に最初の一步を促す～生物多様性に関する啓発の推進</p> <p>6. 情報を集め、発信する～生物多様性保全に役立つデータベースの整備と活用</p>

出典) 「生物多様性神戸プラン」(神戸市、平成28年)

6) 神戸市地球温暖化防止実行計画

神戸市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月9日法律第117号）に基づき、神戸市域全体及び神戸市役所の事務事業における地球温暖化対策を推進するために、平成23年に「神戸市地球温暖化防止実行計画」を策定している。同計画は、東日本大震災後のエネルギー環境の急変を踏まえ、平成27年に改定している。

「神戸市地球温暖化防止実行計画～スマートチャレンジ！みんなで創る低炭素都市“こうべ”～」の概要は、表2.3-44に示すとおりである。

表2.3-44 「神戸市地球温暖化防止実行計画」の概要

項目	概要
計画の期間	平成27年度から平成42年度まで
基本理念	スマートチャレンジ！みんなで創る低炭素都市 “こうべ”
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民の健康で文化的な生活の維持・向上を目指す。 2. 市域での対策を通じて世界の地球温暖化対策に貢献する。 3. 市民・事業者・市の「協働と参画」により取組を推進する。 4. 神戸の自然的・社会的条件を活かした施策を推進する。
計画の目標	<p>【最終エネルギー消費量に関する目標】</p> <p>[短期目標] 平成32年度までに15%以上削減（平成17年度比）</p> <p>[中期目標] 平成42年度までに25%以上削減（平成17年度比）</p> <p>[長期目標] 平成52年度までに40%以上削減（平成17年度比）</p> <p>【再生可能エネルギー等の導入に関する目標】</p> <p>[平成32年度] 神戸市域におけるエネルギー消費量の10%以上の再生可能エネルギーを導入</p> <p>[平成42年度] 神戸市域における電力消費の30%を地域の分散型エネルギーにする（再エネ15%＋コジェネ等15%）</p>
取り組み	<p>【市民】 より多くの市民に、地球温暖化対策の必要性を理解してもらい、「エネルギーを無駄なく、大切に、有効に使う」という日常生活での意識と実践行動の継続を促すための取組みや情報の入手方法を示している。</p> <p>【事業者】 事業者が策定した「低炭素社会実行計画」や「自主行動計画」等に基づく、事業者の積極的な地球温暖化対策を支援する。</p> <p>【行政】 「環境モデル都市アクションプラン」における再生可能エネルギーの普及促進などの取組みを着実に行う。</p>

出典) 「神戸市地球温暖化防止実行計画～スマートチャレンジ！みんなで創る低炭素都市“こうべ”～」(神戸市、平成27年)

7) 神戸市都市景観形成基本計画

神戸市は、「神戸市都市景観条例」（昭和53年10月20日神戸市条例第59号）に基づき、神戸らしい都市景観の形成にかかわる基本的理念と施策のあり方を示した「神戸市都市景観形成基本計画」（神戸市、昭和57年）を策定している。

「神戸市都市景観形成基本計画」の概要は、表2.3-45に示すとおりであり、事業実施区域は、本計画により「神戸三木線道路軸景観形成ゾーン」に位置づけられている。

また、神戸市では、神戸らしいまちの景観をまもり、そだて、さらに新しい神戸らしさをつくりだし、住み、働き、憩うためのまちを、個性豊かで、快適なものにするため、各地域の実状や特性に応じた景観形成を図ることを目的に、「神戸市景観計画」（神戸市、平成18年）を策定し、7区域を景観計画区域として指定している。

表2.3-45 「神戸市都市景観形成基本計画」の概要

項目	概要
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個性ある都市空間の発掘・創造（都市の顔づくり） 2. 生活環境の質的向上（アメニティの追求） 3. 魅力ある産業環境の創出（都市環境の活性化） 4. 歴史的環境の保全（伝統文化の再認識） 5. 市民文化としての都市景観（市民意識の高揚）
基本姿勢	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都市空間の領域構成 都市景観を公的領域、境界領域、私的領域の3つの段階に区分 2. まもり・そだてる・つくる まもる（保全）・そだてる（育成）・つくる（創造）の3つの視点を基本として、それぞれの地域の実情や特性に応じた整備手法を検討 3. 住民参加による景観形成 地域住民の主体的参加と相互協力は、都市景観の形成を円滑に進める基本となる

出典）「神戸市都市景観形成基本計画-神戸らしい都市景観の形成をめざして-」（神戸市、昭和57年）

2.4. 環境の概況

2.4.1. 大気質

(1) 大気汚染常時監視の状況

事業実施区域及びその周囲における大気汚染常時監視測定局として、一般環境大気測定局4局（西神、押部谷、南五葉、白川台）の測定結果を用いて、大気汚染の状況を把握した。

測定局の測定項目は表2.4-1に、測定局の位置は図2.4-1に示すとおりである。

表2.4-1 大気汚染常時監視測定局と測定項目

区分	測定局	所在地	採気口地上高	風向・風速計地上高	二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	垂直風速	気温・気温差	日射量・放射収支量	紫外線量	全交通量
一般 ¹⁾	西神	西区美賀多台5丁目 繁田大池ダム緑地内	4m	8m		○		○	○	○	○	○					
	押部谷	西区桜が丘東町5丁目 木津小学校内	4m	18m				○				○					
	南五葉 ²⁾	北区南五葉3丁目 南五葉小学校内	4m	22m		○		○	○	○	○	○					
	白川台 ³⁾	須磨区白川台5丁目 城が丘中央公園内	4m	19m		○		○		○	○	○					

注) 1. 一般：一般環境大気測定局

2. 「南五葉一般環境大気測定局」は、平成28年3月に北区鈴蘭台西町1丁目（北区総合庁舎内）より移設された。

3. 「白川台一般環境大気測定局」は、測定局舎の建替え工事に伴い、平成30年度途中より測定を休止している。

出典) 「平成30年度 神戸市大気汚染調査報告 第61報」（神戸市、令和2年）



事業実施区域

● 大気汚染常時監視測定局

出典) 「大気環境の常時監視」
(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

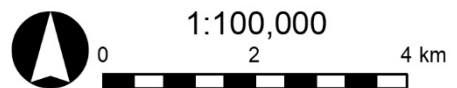


図2. 4-1 大気汚染常時監視測定局の位置

(2) 二酸化窒素

二酸化窒素の経年変化は、表2.4-2及び図2.4-2に示すとおりである。

いずれの測定局においても、測定結果は環境基準を達成しており、ほぼ横ばいで推移している。

表2.4-2 二酸化窒素の経年変化

【単位：ppm】

区分	測定局	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年平均値	西神	0.007	0.008 [※]	0.008	0.008	0.008
	南五葉	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007
	白川台	0.012	0.011	0.011	0.010 [※]	—
日平均値の年間98%値	西神	0.019	0.021 [※]	0.021	0.020	0.020
	南五葉	0.020	0.017	0.020	0.018	0.019
	白川台	0.026	0.026	0.026	0.019 [※]	—
環境基準達成状況	西神	達成	—	達成	達成	達成
	南五葉		達成			
	白川台		—			

- 注) 1. ※印のデータは、測定時間が環境基準の評価の対象となる6,000時間に満たない。
 2. 「南五葉一般環境大気測定局」は、平成28年3月に北区鈴蘭台西町1丁目（北区総合庁舎内）より移設された。
 3. 「白川台一般環境大気測定局」は、測定局舎の建替え工事に伴い、平成30年度途中より測定を休止している。
 4. 環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
 5. 環境基準の評価（長期的評価）：年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが、0.06ppm以下であること。

出典) 「平成27年度 神戸市大気汚染調査報告 第58報」（神戸市、平成28年）
 「平成28年度 神戸市大気汚染調査報告 第59報」（神戸市、平成29年）
 「平成29年度 神戸市大気汚染調査報告 第60報」（神戸市、平成31年）
 「平成30年度 神戸市大気汚染調査報告 第61報」（神戸市、令和2年）
 「大気の常時監視の測定データについて 令和元年度測定結果(概要)」（神戸市ホームページ、令和3年6月現在）

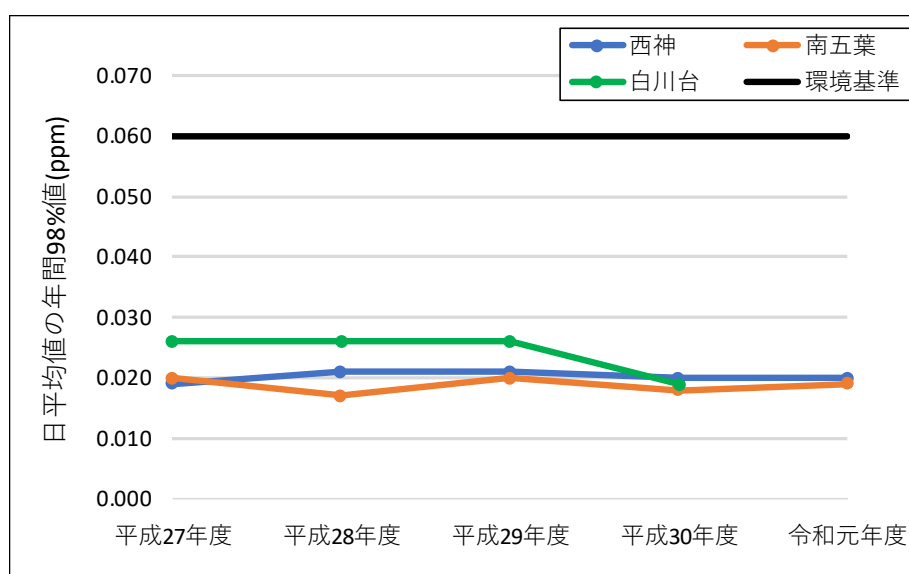


図2.4-2 二酸化窒素（日平均値の年間98%値）の経年変化

(3) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの経年変化は、表2. 4-3及び図2. 4-3に示すとおりである。

いずれの測定局においても、測定結果は環境基準を達成しておらず、やや減少傾向で推移している。

表2. 4-3 光化学オキシダントの経年変化

【単位：ppm】

区分	測定局	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
昼間の1時間値の最高値	西神	0.121	0.114	0.109	0.113	0.125
	押部谷	0.112	0.107	0.105	0.103	0.119
	南五葉	0.115	0.105	0.111	0.115	0.120
	白川台	0.109	0.100	0.114	0.082 [※]	—
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	西神	97	96	100	83	76
	押部谷	100	96	95	72	71
	南五葉	91	93	116	82	83
	白川台	87	88	97	25 [※]	—
環境基準達成状況	西神	非達成	非達成	非達成	非達成	非達成
	押部谷					
	南五葉					
	白川台				—	—

- 注) 1. ※印のデータは、測定時間が環境基準の評価の対象となる6,000時間に満たない。
 2. 「南五葉一般環境大気測定局」は、平成28年3月に北区鈴蘭台西町1丁目（北区総合庁舎内）より移設された。
 3. 「白川台一般環境大気測定局」は、測定局舎の建替え工事に伴い、平成30年度途中より測定を休止している。
 4. 環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。
 5. 環境基準の評価（短期的評価）：環境基準に同じ。
- 出典) 「平成27年度 神戸市大気汚染調査報告 第58報」（神戸市、平成28年）
 「平成28年度 神戸市大気汚染調査報告 第59報」（神戸市、平成29年）
 「平成29年度 神戸市大気汚染調査報告 第60報」（神戸市、平成31年）
 「平成30年度 神戸市大気汚染調査報告 第61報」（神戸市、令和2年）
 「大気の常時監視の測定データについて 令和元年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

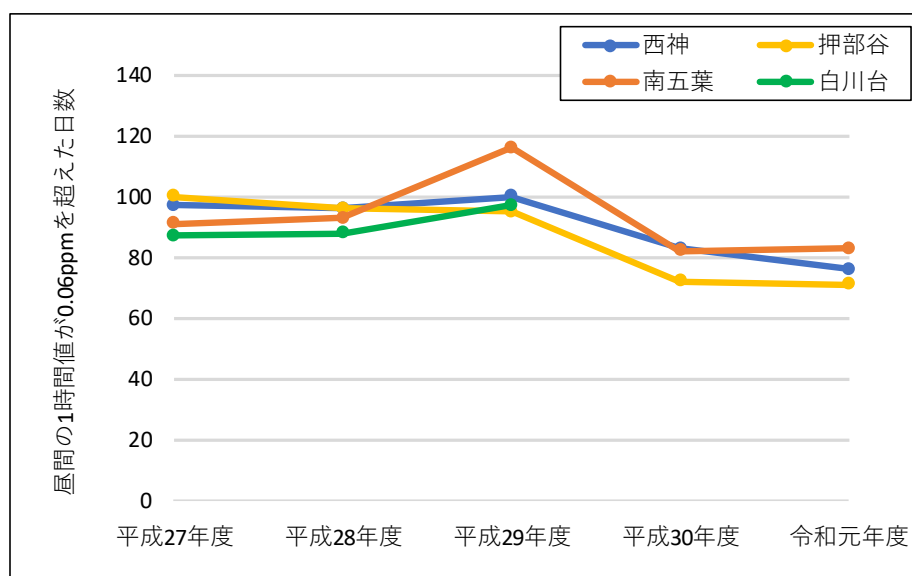


図2. 4-3 光化学オキシダント(昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数)の経年変化

(4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の経年変化は、表2.4-4及び図2.4-4に示すとおりである。

いずれの測定局においても、測定結果は環境基準を短期的評価及び長期的評価とも達成しており、ほぼ横ばいで推移している。

表2.4-4 浮遊粒子状物質の経年変化

【単位：mg/m³】

区分		測定局	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
短期的評価	日平均値の最高値	西神	0.070	0.055	0.050	0.050	0.055
		南五葉	0.062	0.055	0.046	0.048	0.042
		白川台	0.067	0.055	0.045	0.045*	—
	1時間値の最高値	西神	0.144	0.117	0.093	0.130	0.109
		南五葉	0.087	0.108	0.077	0.106	0.139
		白川台	0.118	0.108	0.073	0.065*	—
	環境基準達成状況	西神	達成	達成	達成	達成	達成
		南五葉				—	—
		白川台				—	—
長期的評価	年平均値	西神	0.018	0.018	0.018	0.016	0.014
		南五葉	0.016	0.014	0.016	0.015	0.013
		白川台	0.016	0.016	0.015	0.019*	—
	日平均値の2%除外値	西神	0.050	0.041	0.042	0.042	0.037
		南五葉	0.047	0.035	0.038	0.042	0.035
		白川台	0.050	0.037	0.037	0.036*	—
	環境基準達成状況	西神	達成	達成	達成	達成	達成
		南五葉				—	—
		白川台				—	—

注) 1. ※印のデータは、測定時間が環境基準の評価の対象となる6,000時間に満たない。

2. 「南五葉一般環境大気測定局」は、平成28年3月に北区鈴蘭台西町1丁目（北区総合庁舎内）より移設された。

3. 「白川台一般環境大気測定局」は、測定局舎の建替え工事に伴い、平成30年度途中より測定を休止している。

4. 環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

5. 環境基準の評価

短気的評価：環境基準に同じ。

長期的評価：年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

出典) 「平成27年度 神戸市大気汚染調査報告 第58報」（神戸市、平成28年）

「平成28年度 神戸市大気汚染調査報告 第59報」（神戸市、平成29年）

「平成29年度 神戸市大気汚染調査報告 第60報」（神戸市、平成31年）

「平成30年度 神戸市大気汚染調査報告 第61報」（神戸市、令和2年）

「大気の常時監視の測定データについて 令和元年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

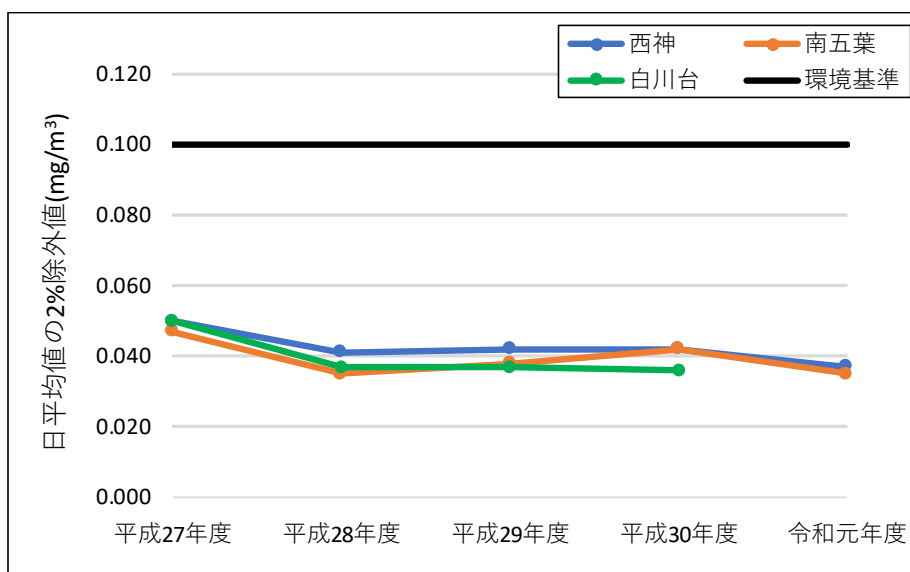


図2.4-4 浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）の経年変化

(5) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) の経年変化は、表2.4-5及び図2.4-5に示すとおりである。

西神測定局においては平成27年度及び平成29年度に、白川台測定局においては平成27年度に環境基準が非達成であったが、平成30年度及び令和元年度はいずれの測定局においても測定結果は環境基準を達成しており、ほぼ横ばいで推移している。

表2.4-5 微小粒子状物質の経年変化

【単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 】

区分	測定局	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年平均値	西神	15.6	14.6	14.5	13.6	11.7
	南五葉	—	10.7	11.3	10.3	9.1
	白川台	12.9	11.6	12.1	13.6*	—
日平均値の年間98%値	西神	38.0	29.8	35.1	31.5	27.1
	南五葉	—	24.4	29.1	26.0	23.2
	白川台	35.1	27.3	28.5	25.1*	—
環境基準達成状況	西神	非達成	達成	非達成	達成	達成
	南五葉	—				
	白川台	非達成		達成	—	—

注) 1. ※印のデータは、測定時間が環境基準の評価の対象となる250日に満たない。

2. 「南五葉一般環境大気測定局」は、平成28年3月に北区鈴蘭台西町1丁目（北区総合庁舎内）より移設された。

3. 「白川台一般環境大気測定局」は、測定局舎の建替え工事に伴い、平成30年度途中より測定を休止している。

4. 環境基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

5. 環境基準の評価（長期的評価）：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典) 「平成27年度 神戸市大気汚染調査報告 第58報」（神戸市、平成28年）

「平成28年度 神戸市大気汚染調査報告 第59報」（神戸市、平成29年）

「平成29年度 神戸市大気汚染調査報告 第60報」（神戸市、平成31年）

「平成30年度 神戸市大気汚染調査報告 第61報」（神戸市、令和2年）

「大気の常時監視の測定データについて 令和元年度測定結果(概要)」（神戸市ホームページ、令和3年6月現在）

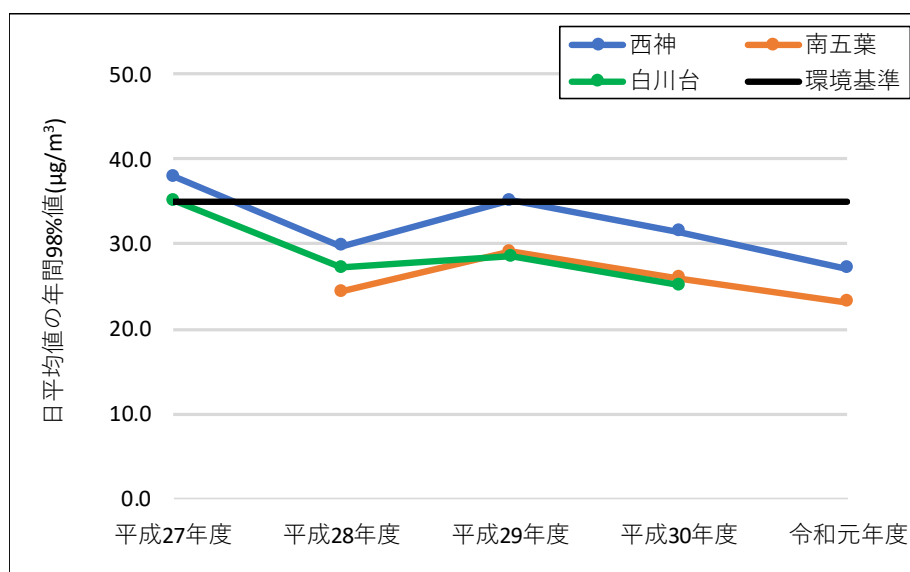


図2.4-5 微小粒子状物質（日平均値の年間98%値）の経年変化

(6) 有害大気汚染物質

事業実施区域及びその周囲における有害大気汚染物質の測定結果（令和元年度）は、表2.4-6に示すとおりである。

環境基準が定められている4物質（ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン）については、いずれも環境基準を達成している。

「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」（指針値）が定められている9物質（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物、水銀及びその化合物）についても、いずれも指針値を下回っている。

表2.4-6 有害大気汚染物質の測定結果（西神一般環境大気測定局、令和元年度）

項目	単位	測定結果	環境基準 (指針値)
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0087	(2以下)
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.5	—
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.016	(10以下)
塩化メチル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.64	—
クロム及びその化合物	ng/m^3	2.4	—
クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.19	(18以下)
酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.21	—
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.13	(1.6以下)
ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.5	150以下
テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.051	200以下
トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.095	130以下
トルエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	3.3	—
ニッケル化合物	ng/m^3	3.1	(25以下)
ヒ素及びその化合物	ng/m^3	0.56	(6以下)
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.020	(2.5以下)
ベリリウム及びその化合物	ng/m^3	0.0072	—
ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.52	3以下
ベンゾ[a]ピレン	ng/m^3	0.11	—
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.3	—
マンガン及びその化合物	ng/m^3	11	(140以下)
水銀及びその化合物	ng/m^3	2.0	(40以下)
キシレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.54	—
エチルベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.79	—
トリメチルベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.51	—
1,2-ジクロロプロパン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.034	—

出典)「大気の常時監視の測定データについて 令和元年度測定結果(概要)」
(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

(7) ダイオキシン類

事業実施区域及びその周囲におけるダイオキシン類の測定結果（令和元年度）は、表2.4-7に示すとおりであり、測定結果は環境基準を達成している。

表2.4-7 ダイオキシン類の測定結果（南五葉一般環境大気測定局、令和元年度）

【単位：pg-TEQ/m³】

夏季	冬季	年平均	環境基準
0.0070	0.0046	0.0058	0.6以下

出典)「ダイオキシン類の常時監視 令和元年度ダイオキシン類の状況」
(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

2.4.2. 騒音

事業実施区域及びその周囲における自動車騒音の状況（面的評価の結果）は表2.4-8に、面的評価の区間は図2.4-6に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲における評価区間の合計で、昼間及び夜間とも環境基準を達成していた住居等の戸数の割合は、90.91%となっている。

表2.4-8 自動車騒音の状況（令和元年度）

番号	対象道路	評価区間		評価結果				
		始点	終点	評価対象戸数	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
1	県道神戸三木線	西区押部谷町木津	西区押部谷町福住	150戸	131戸 (87.33%)	13戸 (8.67%)	0戸 (0.0%)	6戸 (4.0%)
2	県道神戸三木線	西区見津が丘	西区押部谷町木津	1戸	1戸 (100.0%)	0戸 (0.0%)	0戸 (0.0%)	0戸 (0.0%)
3	県道神戸三木線	西区押部谷町木見	西区押部谷町木津	63戸	63戸 (100.0%)	0戸 (0.0%)	0戸 (0.0%)	0戸 (0.0%)
4	県道小部明石線	西区見津が丘	西区櫛谷町福谷	28戸	25戸 (89.29%)	0戸 (0.0%)	2戸 (7.14%)	1戸 (3.57%)
合計				242戸	220戸 (90.91%)	13戸 (5.37%)	2戸 (0.83%)	7戸 (2.89%)

注) 昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日午前6時

出典) 「環境展望台 自動車騒音の常時監視結果」(国立環境研究所ホームページ、令和3年6月現在)

2.4.3. 振動

事業実施区域及びその周囲において、振動に係る情報は確認できなかった。

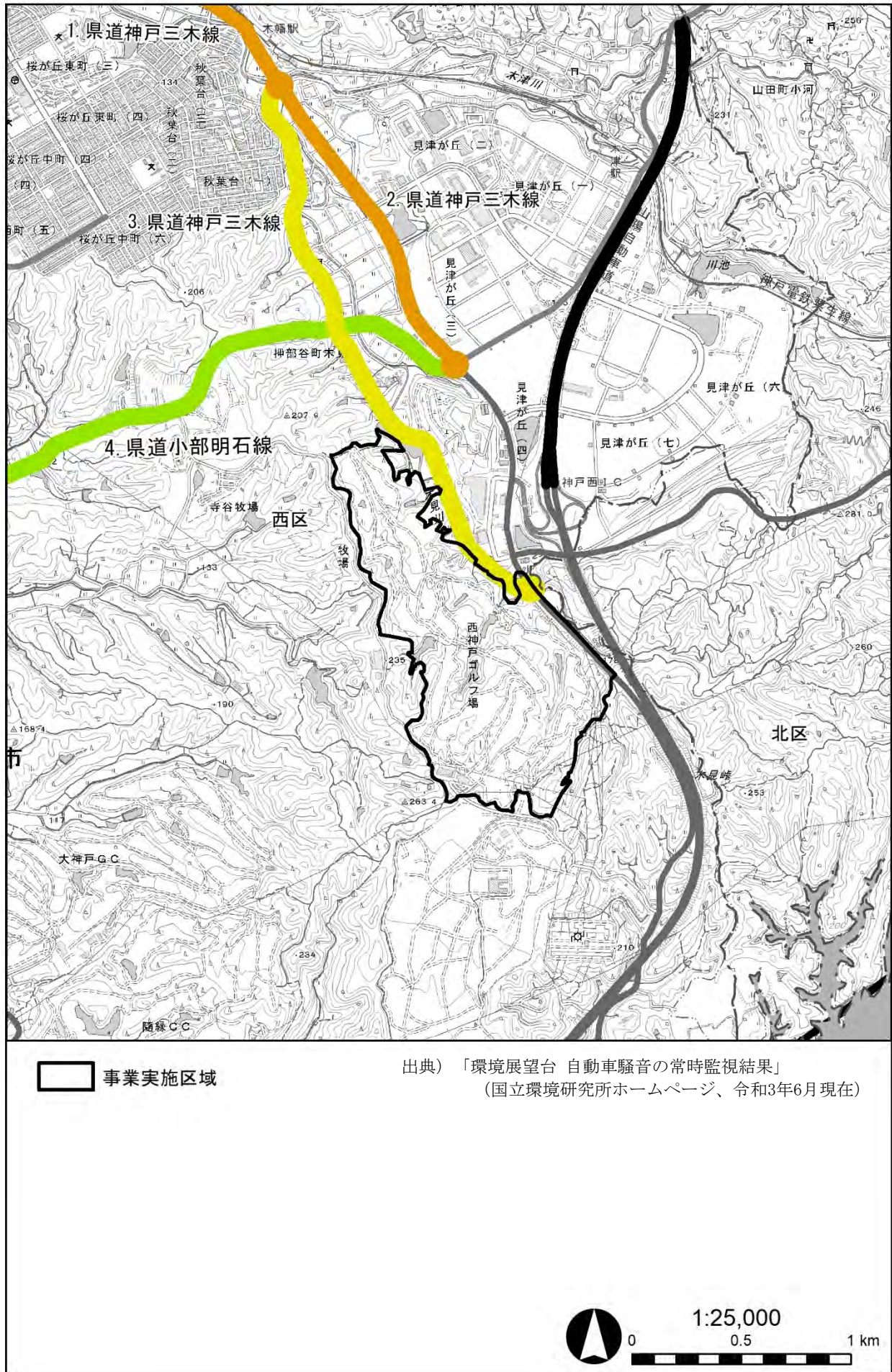


図2.4-6 自動車騒音の面的評価区間

2.4.4. 水質

(1) 河川の水質

事業実施区域及びその周囲の河川では、図2.4-7に示すとおり、明石川水系木見川（流末）及び木津川（流末）の2箇所において常時監視が行われている。

令和2年度の水質測定結果は、表2.4-9に示すとおりである。

なお、いずれの地点においても、環境基準の類型は指定されていない。

生活環境項目について、明石川に指定されているB類型の環境基準値と参考に比較した場合、木津川流末の大腸菌群数を除き、環境基準値を下回っている。

健康項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）についても、環境基準を達成している。

表2.4-9 水質測定結果（令和2年度）

項目		単位	木見川流末	木津川流末	環境基準 (参考:B類型)
生活環境項目	pH	—	8.1	8.0	(6.5以上8.5以下)
	BOD	mg/L	1.2	1.6	
	BOD75%値	mg/L	1.5	1.8	(3以下)
	COD	mg/L	5.9	5.7	
	SS	mg/L	4	6	(25以下)
	DO	mg/L	11	11	(5以上)
	大腸菌群数	MPN/100mL	3,000	20,000	(5,000以下)
	全窒素	mg/L	0.48	0.51	
	全磷	mg/L	0.14	0.09	
	全亜鉛	mg/L	0.006	0.003	
その他項目	塩化物イオン	mg/L	16	23	
	アンモニア性窒素	mg/L	0.02	0.02	
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.006	0.007	
	硝酸性窒素	mg/L	0.20	0.25	
	磷酸性磷	mg/L	0.13	0.08	
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.20	0.25	10mg/L以下

注) 測定結果は、年間4回測定された結果の平均値を示す。

出典) 「公共用水域の常時監視 令和2(2020)年度の水質の状況」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

(2) 地下水の水質

事業実施区域及びその周囲において、地下水の水質に係る情報は確認できなかった。

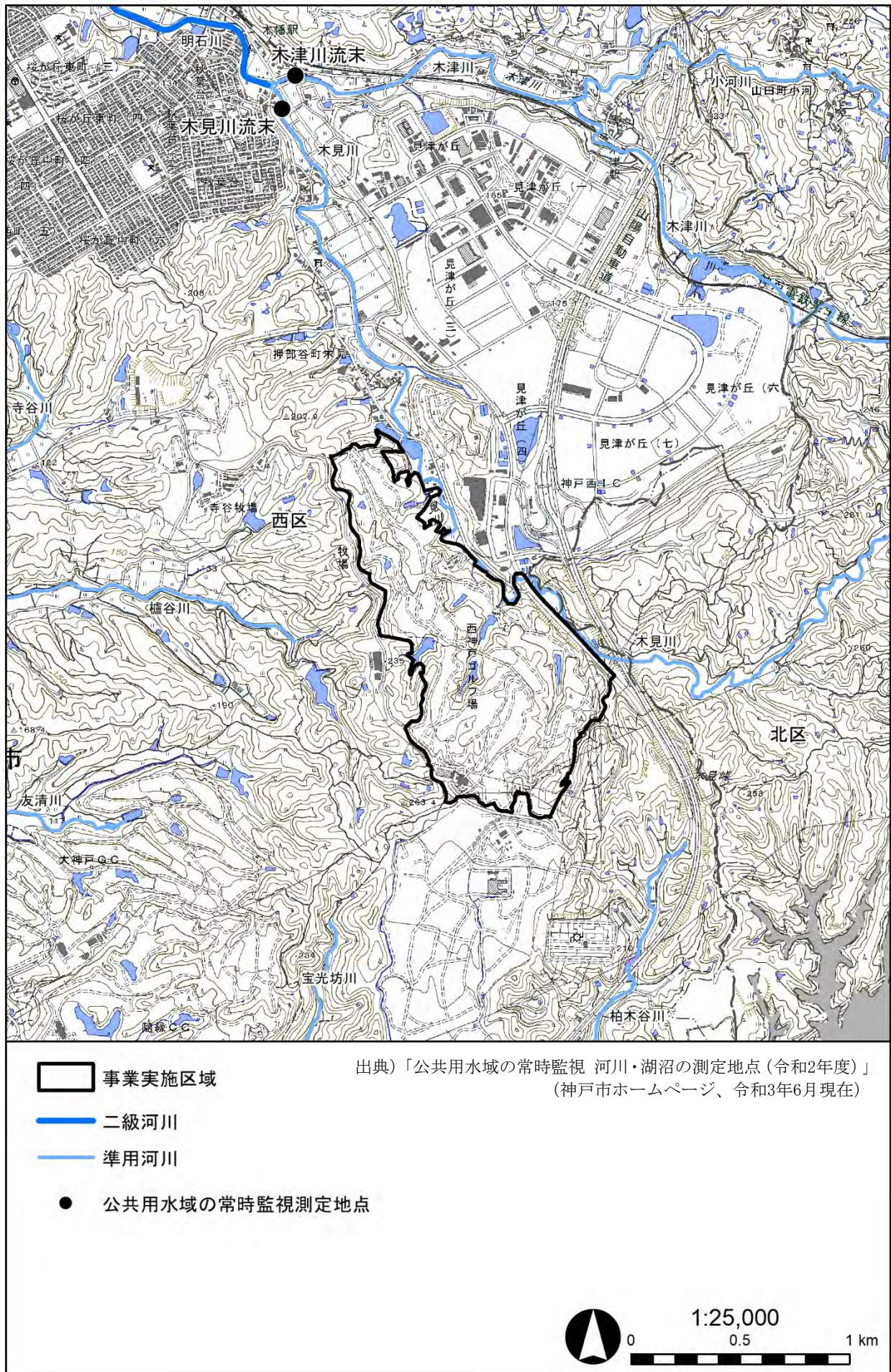


図2.4-7 公共用水域水質・底質測定地点

2.4.5. 底質

事業実施区域及びその周囲の河川では、図2. 4-7に示すとおり、明石川水系木見川（流末）及び木津川（流末）の2箇所において調査が行われている。

令和元年度の底質調査結果は、表2. 4-10に示すとおりである。

表2. 4-10 底質調査結果（令和元年度）

項目	単位	木見川流末	木津川流末
pH（間隙水）	—	7.55	7.84
乾燥減量	%	19.9	17.1
強熱減量	%	1.34	1.23
CODsed	mg/kg乾泥	2,700	500
全窒素	mg/kg乾泥	710	150
全りん	mg/kg乾泥	136	71
硫化物	mg/kg乾泥	<10	<10
酸化還元電位	mV	387	216
粒度分布	>2mm	56.6	86.0
	2-0.075	42.0	8.2
	<0.075	1.4	5.8

出典) 「底質調査（河川・海域） 神戸市における底質調査結果」
（神戸市ホームページ、令和3年6月現在）

2.4.6. 温室効果ガス

2018年度の市域全体の温室効果ガス排出量は、表2.4-11に示すとおり、8,096千t-CO₂であり、基準年度（2013年度）と比べて34.7%減少し、前年度（2017年度）と比べると20.5%減少している。

表2.4-11 市域全体の温室効果ガス排出量（2018年度）

【単位：千 t-CO₂】

ガス種類 部門		基準年度 (2013年度)	2017年度実績 A (基準年度増減比)	2018年度実績 B (基準年度増減比)	B-A [増減率]	
二酸化炭素	産業	製造業、建設業、農林水産業等	5,194	3,836 (▲26.1%)	2,326 (▲55.2%)	▲1,510 [▲39.4%]
	業務	事務所、店舗、銀行、病院、ホテル等	2,345	1,776 (▲24.3%)	1,586 (▲32.4%)	▲190 [▲10.7%]
	家庭	家庭での電気・ガス・灯油の消費	2,078	1,666 (▲19.8%)	1,316 (▲36.7%)	▲351 [▲21.0%]
	運輸	自動車、船舶、鉄道、航空	1,992	1,938 (▲2.7%)	1,920 (▲3.6%)	▲17 [▲0.9%]
	廃棄物	一般廃棄物、産業廃棄物 (プラスチック類、廃油の焼却)	266	249 (▲6.4%)	250 (▲6.2%)	+1 [+0.4%]
その他ガス※		518	718 (+38.6%)	699 (+35.0%)	▲20 [▲2.7%]	
合計		12,392	10,182 (▲17.8%)	8,096 (▲34.7%)	▲2,086 [▲20.5%]	

注) ※：メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、代替フロン等4種類ガス

出典) 「神戸市域の温室効果ガス排出状況」(神戸市ホームページ、令和3年6月現在)

2.4.7. 公害苦情の発生状況

事業実施区域が位置する神戸市西区における令和元年度の公害苦情件数は、表2.4-12に示すとおりであり、悪臭に係る苦情が最も多くなっている。

表2.4-12 神戸市西区における公害苦情件数（令和元年度）

種類	苦情件数
大気汚染	2
水質汚濁	8
土壌汚染	0
騒音	6
振動	4
地盤沈下	0
悪臭	16
合計	36

出典) 「令和元年度神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況」（神戸市、令和2年）